

平成 28 年 10 月 21 日  
区政改革担当部区政改革担当課

(仮称) 区政改革計画(素案)に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

意見件数 591 件

内訳は以下のとおり。

(1) 区民意見反映制度による意見(平成28年6月1日～平成28年7月25日)

受付方法	延人数・団体数	意見件数
郵送	15名	433件
FAX	7名	
メール	38名・3団体	
持参	1名	
語る会	10名	
その他	6名・1団体	
合計	77名・4団体	433件

(2) 区長とともに練馬の未来を語る会にて寄せられた意見

開催日および会場	参加者数	発言者数	意見件数
7月1日 関区民センター	43名	11名	90件
7月5日 ココネリホール	83名	9名	
7月13日 勤労福祉会館	95名	15名	
7月16日 光が丘区民センター	65名	13名	
合計	286名	48名	90件

(3) 担当職員による計画素案の説明会にて寄せられた意見

開催日および会場	参加者数	発言者数	意見件数
6月15日 旭丘地域集会所	11名	3名	34件
6月23日 北町第二地区区民館	8名	3名	
6月27日 南田中地域集会所	11名	4名	
6月30日 大泉学園地区区民館	16名	4名	
合 計	46名	14名	34件

(4) 各種団体への説明で寄せられた意見

団体等の名称	参加人数	意見件数
介護保険運営協議会	21名	7件
練馬区立学校の適正配置・適正規模検討委員会	14名	0件
地域集会所管理運営委員会	65名	5件
練馬区子ども・子育て会議	12名	10件
障害団体連合会	10名	8件
地域包括支援センター運営協議会・ 地域密着型サービス運営委員会	20名	3件
練馬区緑化委員会	19名	1件
合 計	161名	34件

## 2 意見の内訳

項目	合計	区民 意見 反映 制度	練馬の 未来を 語る会	計 画 素案の 説明会	団体 への 説明
第 章 今なぜ区政改革か	3	2	0	1	0
第 章 具体的な取組	540	397	82	28	33
方策 1 区民参加と協働の区政に取り組みます	110	85	13	6	6
取組 1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります	39	25	7	4	3
取組 2 区民と区、区民同士がつながる情報受発信の仕組みをつくります	7	4	1	1	1
取組 3 区民とともに練馬のみどりを守り育てます	27	26	0	0	1
取組 4 「練馬ならではの」の都市文化を楽しめるまちにします	28	23	3	1	1
取組 5 区民参加で独立70周年を祝い未来へつながります	9	7	2	0	0
方策 2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します	369	262	63	19	25
取組 6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります	115	88	15	4	8
取組 7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります	61	36	15	4	6
取組 8 障害者の地域生活を支える体制を強化します	28	21	5	0	2
取組 9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します	21	15	4	0	2
取組10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します	7	6	0	0	1
取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます	87	59	23	4	1
取組12 施設のあり方を区民参加により見直します	50	37	1	7	5
方策 3 区役所の総力をあげて改革を実行します	61	50	6	3	2
取組13 持続可能な財政基盤を確立します	14	11	2	1	0
取組14 組織風土を変革します	26	23	0	2	1
取組15 外郭団体を見直します	2	2	0	0	0
取組16 ICTを積極的に活用します	19	14	4	0	1
第 章 策定に向けたスケジュール	19	14	4	0	1
その他	29	20	4	5	0
合 計	591	433	90	34	34

### 3 意見に対する対応状況について

対応区分	件数
意見の趣旨を計画案に反映するもの	8 件
素案に趣旨を記載しているもの	80 件
素案に記載はないが既に事業等で実施しているもの	194 件
事業実施等の際に検討するもの	143 件
趣旨を反映できないもの	114 件
その他、制度、用語の意味を確認する意見など	52 件
合 計	591 件

## 4 意見の概要と区のお考え方について

### (1) 区見意見反映制度による意見

No.	意見の概要	区のお考え方	対応区分
<b>第 I 章 今なぜ区政改革か</b>			
1	区政改革の主軸は「よりよい区民サービスの創造」であってほしいと切に願う。	区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにあります。区民参加と協働を根幹に据え、サービス向上と持続可能性の両立を目指します。	○
2	自ら行えるものは自分たちで行い、どうしても行政の助力を求めることについてのみ、行政に委ねることによって地域の充実が叶う。	意欲ある区民の活動を側面から支援するのが区の役割です。活動の自主性・主体性を尊重しつつ、区民や団体が必要とする支援を行います。	○
<b>第 II 章 具体的な取組</b>			
<b>方策1 区民参加と協働の区政に取り組みます</b>			
<b>取組1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります</b>			
3	防災・防火体制について、医療・介護・物流等様々な分野で協定が進められていると思うが、協定を締結している各種団体と区がきちんと連携されているのか。	区では、災害が発生した場合に、支援物資や人的支援を円滑に受け入れるため、長野県上田市など10の自治体や、170を超える団体や機関、企業などと協定を締結しています。協定を締結している各種団体や協定内容を踏まえ、訓練の実施やマニュアル作成、情報交換などを通して連携の強化に取り組んでいます。	□
4	平成18年3月に防災関係の組織に呼び掛けて情報交換会が行われ、その後も数回行われたが近年開催されていない。区民の防災意識や技術の向上を図るためにも、避難拠点運営連絡会、防災会、その他の自主防災組織に広く呼びかけ、情報交換会を実施してほしい。	区内には約300の防災会や市民消防隊、99の避難拠点運営連絡会が組織され、いざという時のために日頃から活動しています。他の団体の活動内容を知ること、他の団体と顔がつながることは非常に有意義であると考えます。近年は、地域で交流会を実施しているところもあります。今後も地域の実情に応じて、情報交換会や合同訓練など他団体との連携を進めていきます。	□
5	区民防災組織や災害ボランティアが連携する訓練を各小中学校全校で実施すべき。団地の自治会と地域の自治会との結び付きを強化するよう働きかけるべき。	大地震発生時には、防災会・避難拠点運営連絡会の他にも、町会・自治会、PTA、消防団、民生・児童委員、民間団体、ボランティアなど、多数の方々々が地域のために活動することが求められています。円滑な活動をするためには日頃からの連携が大切であると考えます。避難拠点では、防災会やボランティア等が連携して訓練を行っているところもあります。引き続き、地域の実情に応じて地域内の連携について働きかけていきます。	□
6	防災体制の強化について、障害当事者団体や障害者を支援する団体の活動拠点を確保すべき。	災害時は区立小中学校が避難拠点となり、地域の方々を中心となって運営を行います。そのため、避難拠点を特定の団体の活動拠点として確保することは困難と考えています。避難拠点では、要援護者に対する対応策を日頃から検討しています。また毎年、練馬区聴覚障害者協会と避難拠点が連携して合同訓練を実施しています。今後も関係団体のご意見を伺いながら、会議・訓練などを行い、防災体制の強化に努めていきます。	△
7	泣き止まない幼児も避難できる部屋が避難拠点等にあるとよい。	各避難拠点では、日頃の話し合いの中で、学校施設利用のルールを定めています。幼児や高齢者などの要配慮者に対しては、それぞれの拠点で、専用のスペースや部屋を個別に用意するなどの対応をとることとしています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
8	避難所運営ゲームのHUGを避難拠点の訓練に取り入れるべき。	避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するHUGは、既に多くの避難拠点で実施しています。その結果、拠点ごとに課題や問題を見つけることができます。そして、拠点ごとに作成している「避難拠点開設マニュアル」に反映させる取組を行っています。引き続きHUGをはじめとした図上訓練を実施していきます。	□
9	防災カレッジの内容をもっと拡充したほうがよい。防災カレッジの上級コースがまだないので早く開設すべき。また、団地の自治会向けの防災カレッジを実施すべき。	ねりま防災カレッジ事業では、平成27年度から中級コース修了者や区民防災組織カリキュラム修了者向けのフォローアップ講座を実施するなど、カリキュラムの充実を図っています。引き続き、受講生の状況を踏まえ、拡充に努めていきます。また、平成28年度の中高層住宅向けの講座において、マンション防災士等を招いて、より充実した講座を実施します。	□
10	首都直下地震が起きた際に、練馬区はどのように対処するのか、その対処法を区民に知らせるべき。	区内で震度5弱以上の地震が起きた際は、区立小中学校99校を避難拠点として開設します。また「練馬区帰宅支援ステーション」を区内7か所に開設し、帰宅困難者の支援を行います。発災時の行動や対処法など、日頃からの区民の皆さんへの周知については、全戸配布した「防災の手引」や「わたしの便利帳」の中で案内しています。	□
11	帰宅困難者対策は重要である。	災害時にはむやみに移動を開始せず、安全を確認した上で職場や外出先等に待機していただくことや、従業員が職場内に留まれるように3日分の水や食料の備蓄が必要なことなどを、引き続き周知していきます。また、練馬区と東京都は、徒歩帰宅者の帰宅支援についても連携して取り組んでいます。区では、関区民ホールなど7か所の区立施設を「練馬区帰宅支援ステーション」に位置づけ、水や食料などの支援を行うこととしています。	□
12	転入後間もない方にはハザードマップを配付したほうがよい。外国人向けに英語のハザードマップがあるとよい。地震が発生し、延焼火災が発生した場合、ハザードマップがあれば多くの命を救えるのではないか。	区では、東京都が作成した都内河川流域の浸水予想区域図をもとに「練馬区浸水ハザードマップ」を作成するとともに、都が地震の揺れによる火災や建物倒壊等の危険性を考慮して作成した「災害時活動困難度を考慮した総合危険度ランク図」を区民の皆さんに周知しています。ハザードマップと総合危険度ランク図については「防災の手引」に掲載しています。手引は平成25年度全戸配布しました。ホームページにおいても公開し、日本語のほか英語、中国語、韓国語版を作成し、希望者には配布しています。	□
13	大地震が起きた際に、区内で液状化現象が起きないかどうか等、広く区民に知らせたほうがよい。	液状化現象については、東京都が調査を実施しており、東京都のホームページに練馬区を含む都内の液状化予測図が公表されています。区では、この内容を基に必要なに応じてホームページで情報提供していきます。	△
14	「子ども110番」のように、区と警察が連携し、犯罪エリアを割出し、区内事業者等の協力を得て、目立つ看板を設置すれば犯罪を抑止できるのではないか。	犯罪が多く見られる区域が出て来た場合には、区と警察が連携をとりながら警察署が注意喚起の看板を設置する場合があります。設置にあたり事業者の協力が必要な場合にはご協力をお願いしています。	□
15	詐欺まがいの商法が後を絶たないが、区は警察と協力し、老人会などの身近なネットワークを利用し、詐欺等への高齢者の意識向上につながる仕掛けを考えてみてはどうか。また、高齢者同士が話し合う場があれば、詐欺被害件数の減少につながると思う。	区では、警察署との連携により、敬老館、地区区民館、老人クラブの催し物などに警察官が出席して、振り込め詐欺などの被害防止策を伝える事業や、消費生活センターの相談員による出前講座を実施しています。こうした機会を捉えて、高齢者同士の話し合いを進めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
16	協働推進課の設置目的は、組織全体が分野横断的に機能するためであると思うが、どの部署を横断できるようにするのか。	協働推進課は、行政の組織の枠にとらわれず、地域の自主的な活動の実情を伺いながら、課題の共有や情報交換などを行っています。その中で、関係する庁内の全ての部署と調整を行いながら、情報共有や必要な支援につなげていきます。	□
17	練馬区には、スタートアップや若者起業という面で、他の自治体に比べビジネス関連のサポート事業があまりないと感じる。また、「男女参画」「女性起業」とうたっているが、子育てしながら使えたらよいという制度や施設が無い。	練馬ビジネスサポートセンターでは、創業支援として相談や創業セミナーを実施しているほか、新たに開業する事業者を対象として、店舗改修費や賃借料の一部を補助する商店街空き店舗入居促進補助を実施しています。 また、平成28年3月に策定した「第4次練馬区男女共同参画計画」に基づき、女性のための起業講座を保育付で開催するなど女性の活躍推進等に取り組んでいます。 今後も、引き続き創業しやすい環境づくりを促進していくとともに、制度や事業等の周知を充実していきます。	□
18	シェアオフィスやコワーキングスペースとして利用できる場所を作ってもらえると、利用価値が高いと思う。	施設需要や、民間事業者による供給の動向を踏まえ、区が整備していく必要性や導入効果について今後検討します。	△
19	区は商店街の空き店舗の有効活用や、入居促進事業を実施しているとのことだが、区のサービス、事業として効果測定を行うべき。	商店街空き店舗入居促進事業においては、営業開始後3、6、9、15、25月目に中小企業診断士による経営状況の確認を行っています。引き続き事業の継続・発展を支援することにより、商店街の賑わいの回復と地域経済の活性化を図り、適切な税収の確保に努めます。	□
20	学生によるボランティア活動は後々の住民意識につながる。	練馬区社会福祉協議会では、学生によるボランティアを含め、幅広い年代の方のボランティア活動を支援しています。引き続き、区民の皆さんの自主的・自発的なボランティア活動を支援します。	○
21	現在、武蔵大学と市民講座でコラボレーションしているが、その講座を半年間等長期間としてみてはどうか。また、学生を区の事業に参画させ、協働とするとよい。	「練馬En(エン)カレッジ」の取組の中で、今後、区内3大学と連携した講座や「練馬区武蔵大学特別履修生制度」を組み合わせるなど、事業の充実に努めます。	□
22	「区民参加と協働の区政」という概念は、区(区役所)が区民と対等、あるいは主導権は区(区役所)が握り、区民は経費削減のための補助との印象を拭えない。あくまでも住民自治の主権者は区民である。	区民の皆さんの自主的・主体的な活動を尊重しつつ、活躍しやすい条件整備に努めていきます。	○
23	区民参加や協働をしやすい仕組みを構築することは簡単ではないと思うが、ぜひ実行してほしい。		○
24	区民参画が進むうえで重要なことは、区民参画実現に向けたハードルは何か、どの程度参画を得るのかということである。	区民参加と協働は区政改革の大きな柱であり、区民生活の現場で起こっている課題を区民と区が共有し、ともに知恵を絞ることが基本となります。区政改革計画の第二章では、この視点に基づき、具体的な取組を示しています。取組項目は、多分野に渡るため、区民参加と協働のあり方も一様ではありませんが、各取組の中で、区民参加と協働を進める工夫をしていきます。	-
25	高額所得のサラリーマン世帯が多く居住するような施策、特に中・高の良質な集合住宅の誘導策や高度なICT技術者に秀でた者へと変身させていくような研修制度があるとよい。 その際には、受講者にアンケートを必須とすべき。	駅周辺などの土地の高度利用を図る地区では、良質な集合住宅を誘導するなど、地域の特性に応じたまちづくりを進めていきます。 ICTの研修については、平成28年度から、練馬区立労働福祉会館で「マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト」の資格取得講座を実施しています。受講者からアンケートを取得し、効果測定を行います。実施結果を踏まえながら、引き続き、より効果的な事業を展開できるよう検討を進めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
26	区民との意思疎通をこれまで以上に図るため、パブリックコメント募集をシステム化して、多くの行政機関や部門ごとに取り入れて、区内に民主主義を振興させて、区政の近代化に向かわせるべき。	区では、平成16年6月から区民意見反映制度(パブリックコメント)を実施しています。この間、各分野の計画、方針、区民生活に密接にかかわる条例などについて、区報やホームページで公表し、区民事務所等で閲覧のうえ、パブリックコメントを実施し、できる限り区民の皆さんのご意見を反映してきました。引き続き、区民の皆さんのご意見を伺いながら各施策に取り組めます。	□
27	区報にもパブリックコメントの募集と応答を常態化してほしい。そうなれば、「民主主義の練馬の誕生」が期待される。	区民意見反映制度(パブリックコメント)の実施にあたっては、その都度、区報やホームページに掲載し、結果はホームページ等で公表しています。	□
<b>取組2 区民と区、区民同士がつながる情報受発信の仕組みをつくります</b>			
28	計画の中に、区民の要望である「区民の声」を囲み記事で紹介してはどうか。また、区民にとって、どのようにすれば区の情報が入手しやすいかを知ることが重要だ。	計画そのものではありませんが、計画素案に寄せられたご意見とそれに対する区の考え方をとりまとめ、計画策定時に公表しています。ホームページのリニューアルや刊行物のレベルアップなど、区民が知りたい情報を入手しやすい仕組みづくりに取り組めます。	○
29	文化センターでのコンサートなどを楽しんでいるが、催しなどの情報が一元化されていない。一括で入手しやすい仕組みを区で講じてほしい。	区の生涯学習、文化芸術に関する事業などの情報をまとめて提供する生涯学習・文化芸術サイトを構築します。	○
30	医療介護情報サイトだけではなく、高齢者福祉や障害者福祉の情報サイトも開設すべき。	高齢者福祉では、シニア向けサービス、シニアサークル、区内の催し物など、シニア向けの情報を発信する「シニアナビねりま」を開設していますので、ご利用ください。障害者福祉では、必要な情報をまとめて掲載した「障害者福祉のしおり」を発行し、区ホームページで閲覧が可能となっています。その他、区ホームページやツイッターなどで情報を発信しています。今後も、区民に情報をわかりやすく提供できるように努めていきます。	□
31	これからの区政サービスは、多様な意見を集約する必要がある。その施策として、区報に区民の声を大きく取り入れる方策は有意義だと考える。そのような地道な取組により、区民の自立性、シチズンシップ、自治意識の向上につながると考える。	区民の皆さんから寄せられたご意見・ご要望と区からの回答の要旨のうち、主なものについては区ホームページで毎月、区報で年1回ご紹介しています。また、区では、平成16年6月から区民意見反映制度(パブリックコメント)を実施しています。この間、各分野の計画、方針、区民生活に密接にかかわる条例などについて、区報やホームページで公表し、区民事務所等で閲覧のうえ、パブリックコメントを実施し、できる限り区民の皆さんのご意見を反映してきました。今後も、積極的な公表に取り組んでいきます。	□
<b>取組3 区民とともに練馬のみどりを守り育てます</b>			
32	観光客を呼び込むことができる花の祭典や、品評会、緑化の取組に対するコンクールや表彰などを行うとよい。また、区が先頭に立って、区民全員で緑を増やす活動を行えば、子どもから高齢者までが参加できる事業となる。	区民のみどりのカーテン(ゴーヤー等)作りを広げるため、区ではみどりのカーテン写真コンテストを実施しています。引き続き、花やみどりに関するイベント等に取り組み、みどりを守り育てる取組を区民全体に広げていきます。また、平成29年度には、区政70周年記念事業として、ガーデニングコンテストの実施を検討しています。	△
33	イギリスやニュージーランドのように、「花いっぱい街角賞」なるものを設けてはどうか。賞を受けた一角は、一定期間区民が民地へ立ち入り、見学できるようにもするとよい。		△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
34	これまで実施してきた「練馬区みどりの基本計画」や「みどり30推進計画」を堅持し、着実にすすめるべき。	『アクションプラン』に基づき、みどりの量だけではなく質にも着目した「みどり施策の新たな考え方」をまとめています。その考え方に基づき、みどりの基本計画等を改定する予定です。	△
35	みどり、街並みのレベルではなく、さらにまとまった樹木・森のように確保できないか。白子川源流あたりの保水力向上にもつながる。	区のみどりの多くは、民有地のみどりです。特にまとまりのある樹林地や農地は、重要なみどりであることから、様々な制度により保全に取り組んできましたが、さらに推進していきます。	△
36	草がたくさん生えている公園が多い。	区では、春から秋にかけ年4回、全ての区立公園で順次除草を行っています。	□
37	さらに練馬のみどりを豊かにし、守り育てることを推進することに賛意を表す。推進と同時に、アフターケアも重要である。計画を策定する際は、アフターケアのことも検討し、みどりを守り育てる意義、内容を豊かにしていただきたい。	多くの区民が練馬区のみどりに強い愛着を持っている一方、落ち葉や日照を妨げるなどの課題があります。また、民有地のみどりを個人で守っていくには限界があります。みどりを地域で守り育てていくために、多くの住民が参加しやすい仕組みや、自ら落ち葉を処理することが困難な方等を支援するための新しい仕組みを作ります。これまで育ててきた樹木のアフターケアも含め検討していきます。	○
38	多様なみどりを適切に管理するために地域団体やボランティアによる管理を拡大すると、経費削減にはなるが適切な管理には結びつかないと思う。	みどりの区民会議を設置し、様々な視点から、練馬のみどりを守り育てるために区民が活躍し、区的に支援できる仕組みを作ります。	○
39	自宅のみどりは当然に自費で剪定している。区民には、自分たちでみどりを守っていくという意識が大切だ。切りくずなどが風で飛ぶと苦情が来る。自宅前の枯葉などを掃除するのは当たり前なのに、そのように考えない人もいる。恩恵だけを受けるのではなく、区民自身が緑を守るという意識付けが必要だ。		○
40	みどりの区民会議と緑化委員会とは異なる組織なのか。	緑化委員会は区長の諮問を受けて、みどりの基本計画の策定やねりまの名木の指定・解除について審議し、答申を行っています。 みどりの区民会議はみどりを守り育てるための方策を討議し、会議の結果を緑化委員会に提供するものです。	○
41	公園の管理はボランティアを募集して行くとコストも安くできると思う。	地域のみどりをだれよりも愛しているのは地域の皆さんです。コストの削減だけでなく、みどりを適切に管理するために、多くの区民が参加しやすい仕組みを作ります。	○
42	5月21日号のねりま区報で、生垣に対する助成が受けられるとあるが、年に1度剪定してもらえると助かる。緑化の推進とメンテナンスの両方を行ってほしい。	個人の住宅などの生垣を区が剪定することは困難ですが、みどりを守り育てるための施策を展開するにあたって、樹木の維持管理における所有者の負担という視点も含め、様々な方策について検討します。	△
43	公園の「適切な管理」とは、どのようなことか。具体的に教えてほしい。	それぞれの公園の特徴を生かし、公園利用者が安心して憩えるよう管理します。 そのためには、地域の特性や樹種を考慮した樹木管理を含め、それぞれの公園のあり方について住民の意見を伺い、住民参加によるみどりの管理が必要です。	-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
44	ナショナルトラスト等の手法により、みどりを守る仕組みがあるとよい。	区は、平成16年に練馬みどりの葉っぱい基金を設立し、緑地の保全と緑化の推進に取り組んできました。基金は皆さんからの寄付金と区の積立金からなり、平成27年度末現在、約6億9千万円となっています。平成27年度には、カタクリ群落のある清水山憩いの森を守るために活用しました。	□
45	みどりを守るために、長期的な視点が大切である。	みどりの保全と緑化の推進を図るためには、長期的な視点が不可欠であると考えます。区では、平成10年に都市緑地法に基づくみどりの基本計画を策定し、みどり施策を総合的・計画的に推進してきました。この計画はおおむね10年ごとに見直すこととしています。『アクションプラン』に基づき、みどりの量だけでなく質にも着目した「みどり施策の新たな考え方」をまとめ、それを踏まえ、今後みどりの基本計画等を改定する予定です。	○
46	身近にある公園のみどりの管理について、生物多様性にも配慮し、みどりの機能を最大限発揮させる視点からそれぞれの公園の特性を把握、評価し、具体的管理方針を定め、方針に則った管理作業を進めるように管理の仕方を転換してほしい。	公園の樹木等みどりの管理については、周辺状況に配慮しつつ、樹勢の確保などその樹種に応じた管理を行っています。より一層、その公園の特性に応じたみどりの管理のあり方について検討していきます。また、生物多様性についても、周辺環境に配慮し工夫していきます。	△
47	公園の樹木の剪定や遊具の更新が事前に告知されるようになったのはよいことである。しかし、告知板の設置場所が作業予定の現場だけでわかりづらい。告知方法を検討してほしい。	今後も、地域の皆さんの多様な意見を樹木などの管理に取り入れるよう、周知方法を工夫します。	△
48	都市行政において、造園職の「みどり業務」には、公共用地のみどりの管理・保護・保全、私有地のみどりの保護・保全、都市計画業務の景観の保護・保全が必要と言われる。練馬にもこうした役割を担うベテラン造園技術者を核とする集団が必要である。	みどりや公園の管理等、みどりに関する業務を担当する部署には、造園職の職員を配置しています。今後も、造園職をはじめとする技術系職員については、技術の継承や人材育成に取り組みながら適正な職員配置に努めます。	□
49	「みどりは大切だが落ち葉は迷惑」と感じる区民に対しての理解を広げるために、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を区民にもっと浸透するよう努めるべき。	平成28年度に、みどりの区民会議を設置し、練馬のみどりを守り育てるために区民が活躍し、区が的確に支援できる仕組みを作ります。この仕組みを実践することで、みどりへの理解を広げ、住みやすい練馬区の実現を目指します。	△
50	生産緑地では農業に直接関係ない工作物を設置することはできないと承知しているが、農地の上空に風力や太陽光の発電装置を設けるなど、特別地区制度を認定してもらい、実験的に試行してはどうか。	現行制度では、農業に直接関係ない工作物を設置することはできません。ご意見について、慎重に研究を進めていきます。	※
51	みどりを守り育てるために、区民会議の下部組織として、地域別の区民会議を設置してほしい。また、地域会議は区民の求めに応じ、随時開催できるようにしてほしい。	練馬のみどりを守り育てるために区民が活躍し、区が的確に支援できる仕組みを作ります。このためには様々な視点からの、また数多くの声を区民会議に反映することが欠かせないと考えていますので、ご意見は参考にさせていただきます。	△
52	土地を相続する際に失われるみどりを区が取得する仕組み等はあるか。	土地の広さや貴重さなどを考慮し、財源を確保して取得する場合があります。都市計画のなかで「農の風景育成地区」として、都市計画交付金を受けられるようにするなど工夫しています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
53	練馬区は「みどり」を全面的に押ししているようだが、欧米諸国を中心とした世界では「みどり」という色は「不吉な色」「おどろおどろしい色」であることを認識したうえで「みどり」押しなのか。	練馬区は、緑被率(みどりの面積の割合)が23区1位であり、みどり豊かで利便性の高い住宅都市です。新しい区政運営の方向性を示す『ビジョン』や、区の魅力を区内外に発信する広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」で「みどり」を活用しています。 国外における「みどり」のイメージは、歴史や文化により様々です。区を特色付ける「みどり」を今後も活用していきます。	※
54	計画には、みどりが育つのに必要な「水」「土」、みどりをいかに創りだすか、さらに湧水の重要性が書かれていない。「練馬区みどりを愛し守り育む条例」には、みどりの保全と創出が一体的に掲げられている。計画の取組名を「みどりを守り、つくり、育てる」としてほしい。	みどりを守ることは、湧水も含めた豊かな自然環境の保全につながることを捉えています。また、現在あるみどりも、これから新たに創出されるみどりも、いずれも育て、守り、未来へと継承していくことが重要なことであると考え、「守り育てる」という表現としました。	○
55	松の木の枝葉の手入れ、付近の家の屋根の枯葉の除去、雨樋カバーをつけるのも、区で負担することは困難とのことであるが、このような案件はそう多くはないと思うので、状況を調査してケースバイケースで対応してほしい。	落葉の除去等については、皆様のご意見を伺いながら、今後、協働の視点も踏まえ、管理のあり方について検討していきます。	△
56	学校の北側に植樹し、屋敷林のようにみどりを増やすことがよいのではないか。子どもたちへのみどりの教育にも寄与するのではないか。	児童・生徒の教育環境整備と環境教育の推進のため、みどり豊かなるおいのある学校づくりを目標として、学校の緑化に取り組んでいます。校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン(壁面緑化)の設置等も進めています。	□
57	練馬区の生物多様性地域戦略はどのようになっているのか。	今後、みどりの保全や創出だけではなく、生物多様性への理解を広めていく必要があると考えています。現在、環境基本計画の後期計画の策定において、みどりの保全等とともに、生物多様性の理解の普及等に向けて検討を行っています。	-
取組4 「練馬ならではの」都市文化を楽しめるまちにします			
58	練馬区の地域ごとに、文化や芸術を扱う独自の教育を学校教育の中で指導する計画を加えてほしい。	小中学校では、各教科や総合的な学習の時間のねらいを踏まえ、地域の方をゲストティーチャーとして招くなどして、児童・生徒が地域の文化・芸術に触れたり親しんだりする機会を設けています。今後も充実していきたいと考えています。	□
59	区の特性を勘案した博物館行政として、練馬の住民の大半が他県・他区からの移住者により構成されている特性を理解して、「古里の想いでの品々」、「第二次世界大戦に関わる思い出と品々」「過去に体験した災害の記憶と物的証拠の品々」等を主題として、区民からの応募と審査により展示構成を決めてほしい。	石神井公園ふるさと文化館の展示は、多くの区民が参加して制作しました。展示替においても来館者アンケートや区民ボランティアの意見を参考に実施しています。ご意見も今後の参考にします。	□
60	中央図書館のほか文化施設を、欧米に学ぶ必要がある。区の管理職等には、欧米の主要都市の図書館などを視察してほしい。 練馬の図書館には、日本を支える文化、教育、教養などを産み出す拠り所、個人や中小企業に関わる人にとって大事な、立派な施設になることを期待する。	視察だけでなく、様々な手段で先進自治体の情報収集に努めています。	□
61	公共図書館は無料の貸本業に拘泥しないで、これからの激しい変化のもとで繰り広げられる新たな文明文化の創造に寄与する基盤、生涯学習の拠り所であるべき。	図書館ビジョンの基本理念で謳っているように、「情報拠点として 区民に役立ち 頼りにされ 愛される図書館」を今後も目指します。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
62	図書館には、欧米の図書館関係者のように、高度な知識と経験と熱意を持った司書を置いてもらいたい。指定管理者が運営する図書館でも同水準の司書を求めてほしい。	研修等の受講により、司書などの職員の資質向上を図っています。指定管理者は、協定に基づき図書館の管理業務を実施するために必要な司書などの職員を配置し、研修を行っています。	□
63	公共図書館では、指定管理者を中心に認定司書を核とする新しい司書集団を形成し、学校図書館では、司書教諭の専任と学校司書を併置するなど、司書の役割を広げ、深める事に傾注してほしい。	図書館では、研修等の受講により、司書などの職員の資質向上を図っています。認定司書については、その必要性を含めて今後検討していきます。 学校では、司書教諭を中心として、学校図書館支援員・管理員等と連携しながら学校図書館を活用した読書活動や学習指導に取り組んでいます。	△
64	図書館毎に「Asian English Conversation Class (アジア人によるアジア英語の会話クラス)」を開講し、練馬周辺に来日しているアジア人との交流(主として留学生との文化交流)をはじめてはどうか。	区では「国際交流のつどい」や「国際交流サロン」など、地域における外国籍住民との各種の交流事業を文化交流ひろば等で行っています。 各図書館で実施する異文化交流事業を企画する際の参考とさせていただきます。	□
65	文化施策の中心に、図書館の充実を図ることを据えてほしい。そのために以下のプロセスを提案する。 ①図書館の運営業務を委託事業者に専任させる ②図書館専門員に学校司書という責任ある資格を与える ③図書館専門員に、研修を受けた有償ボランティアを付ける	区立図書館は区職員(図書館専門員を含む)と指定管理者により運営し、学校図書館には貸出業務や図書選定相談業務等を行う学校図書館支援員・管理員を配置し、図書館、学校図書館の充実に努めています。	※
66	図書館ごとや、働いている方により、司書の能力や専門知識、利用者に対するサービスに濃淡があるように感じる。また、資格者、専門職として、誇りや矜持を持っているのか疑問に思うこともある。「練馬区の図書館司書のレベルは高い」との評判が出てくる様な区政改革を検討してほしい。	これからの図書館サービスには、資料の貸出だけではなく、専門的知識を有する職員が、区民の課題解決に向けて必要な情報や資料を提供することが重要です。職員の技術や能力向上への取組をより一層進めていきます。	△
67	全ての区立図書館に、パソコン・スマートフォン、他デジタルデバイスのトラブルを相談する窓口を設置してほしい。	電子機器等のトラブルに関する相談は、図書館で提供するサービスではないため、区立図書館に窓口を設置する考えはありません。	※
68	図書館毎に、若いビジネスパーソンを対象とする「ビジネススキル講座」をはじめ、若いビジネスパーソンの育成に大きく寄与し、結果、高額納税者の育成に繋がることになると思う。	各図書館で実施するビジネス支援事業を企画する際の参考とします。	△
69	これまでのレファレンスサービスを拡大して、区内の中小企業、特に個人企業者のビジネス支援を徐々に拡げていく。図書館の保持している情報の提供、その分析、評価などにサービスの方向を拡大していく。これを司書にだけ期待するには時間がかかり過ぎる。区内のベテランシニアに協力してもらおう。アメリカ、特にニューヨークの図書館サービスに近づこう希望する。	ビジネス支援にも役立つようなオンラインデータベースの種類を増やすことなど、図書館の資料や人材を活用し、レファレンスサービスの充実を図ります。図書館事業に関心をもち、協力いただける区民の活躍の場については、図書館サポーター制度として、育成、活動の支援のあり方を検討します。	△
70	できるだけシンプルな「布の絵本」を区民、特に小・中・高の児童生徒たちの手で作成し、国内以外に、特に途上国の乳幼児にプレゼントするというプロジェクトを図書館毎に進めてはどうか。	図書館では、布の絵本製作講習会を実施しています。完成した作品は図書館の蔵書として活用しており、国外の乳幼児にプレゼントする考えはありません。	※

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
71	練馬という自治体独自の文化を意識的に創造していく「新たな試み」として、新しい練馬文化の創出に尽力してほしい。たとえば、街並みを揃えることによるデザインの統一である。	都市計画法には、一定の地区内において、地区の特性に応じた、建築物や土地利用に関するルールや道路・公園等の施設の配置を定めることで、建物の建築にあわせてまちづくりを進める地区計画制度があります。区では、地域の合意を得ながら地区計画制度を活用することで、地域の特性にあわせてまちづくりを進めています。	□
72	練馬を母体とするプロチームの育成と誕生を目標として掲げてほしい。プロサッカー、プロ野球、プロバスケットなど区民の意向を大事に育ててほしい。野球は西武線沿線にチームがあるので、サッカーチームが相応しいと思う。	区をプロチームの母体とする考えはありませんが、サッカーのサクスマッチやバスケットフェスタ等のイベントを通して、プロ選手とのふれあいの場を提供しています。	※
73	永年育ててきたマラソン大会がハーフマラソンとして成功したことは喜ばしい。フルマラソンに成長させて、練馬の名物イベントにしてほしい。	練馬区の道路状況、交通状況等を勘案すると、練馬区内においてフルマラソンを開催することは、現在のところ困難です。練馬こぶしハーフマラソンは、区の魅力を満喫できる、春の訪れを告げる大会として高い評価を得ており、今後も充実に努めます。	※
74	日本古来の体育の振興を、区のスポーツ振興において重視してほしい。剣道、柔道、空手、相撲、弓道などの振興について、具体的な見解を示してほしい。	区民の皆さんは、幅広く様々なスポーツに取り組んでいます。引き続き、広くスポーツ全般の振興に努めます。	□
75	区内のグラウンドやスポーツ施設は十分でない。スポーツクラブを充実させて、小・中・高の学校グラウンド開放に尽力してほしい。借りやすくなればさらなる振興が期待される。	校庭を含む学校施設は、学校教育に支障のない範囲で、騒音などについて近隣住民へ配慮をしたうえで、これまでも地域の方々にご利用いただいています。また、区立小中学校、および一部の都立高等学校では、既に地域の方々为学校施設を使用するための制度を設けています。今後も、スポーツのための場の充実に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ等の育成・支援に努めます。	□
76	図書館では各種のちらしが入りやすく、情報の収集に重宝している。区内での情報を知るすべが共有できると、より多くの区民が楽しく参加・活動できるのではないかと。	多くの方が訪れる、図書館や区役所・区民事務所、スポーツや文化施設などには、区の催しをはじめとする様々なちらしが置いてあります。その他にも、区報や区ホームページなど、多様な媒体で情報を提供しています。	□
77	石神井公園駅に新たに設置される観光案内所について、設置の目的を明確にしてもらいたい。	石神井公園駅の観光案内所は、特に、石神井公園を訪れる方や区西部地域の区民の方を主な対象に、練馬区の産業・観光情報や区の魅力を発信する目的で設置します。	□
78	ココネリにある案内所ではスタッフがいますが、区内観光情報を聞いている人を見たことがなく、パンフレット等のツールで用が足りている。石神井公園駅の観光案内所で人員を配置するのであれば、見合う費用対効果を考えてほしい。また、費用削減のための対応をお願いしたい。	石神井公園駅に設置予定の観光案内所では、区内の観光スポットやイベントの紹介、区の名産品の展示・販売等を実施するための人員の配置は必要であると考えています。費用対効果を十分考慮した運営、人員配置を検討します。	△
79	石神井公園駅に設置予定の観光案内所について、近隣のコンビニや新たにオープンする予定のビルのお店と連携し、観光情報を流してはどうか。お互い集客増につながると思う。	石神井公園駅周辺の商店街や店舗等と連携した観光情報の発信・PRができるよう検討します。	△
80	石神井公園駅の観光案内所で物販を行うのであれば、地元産の商品を扱ってもらいたい。また、物販を外部委託するのであれば地元の情報に精通している人、物販が得意なスタッフを配置してほしい。	観光案内所では、練馬区の地域名産品をPRの一環として展示・販売する予定です。地元情報を重視した情報発信ができるよう運営内容の検討を進めます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>取組5 区民参加で独立70周年を祝い未来へつなぎます</b>			
81	練馬区の独立70周年を記念して、練馬区に東京スカイツリー、東京タワーに次ぐ高さのタワーの建設を提案する。そうすれば、首都直下地震発生の際に区全体が見渡せ、火災の発生箇所が発見しやすくなる。	区では、既に練馬区役所本庁舎のほか3か所に高所カメラを設置しており、災害時には、区内全域の状況を俯瞰的に把握することができます。そのため、こうした目的のために新たにタワー等を建設する予定はありません。	※
82	練馬区独立70周年を記念して、70歳の区民の方にお祝いとして記念樹を進呈し、みどりを増やしてはどうか。	区では、練馬区独立70周年という節目の年を区民の皆さんと共に祝い、未来に向けて夢のあるまちづくりに取り組む契機となるよう、広範に区民の皆さんの参加を得ながら独立70周年記念事業を実施したいと考えています。ご意見を検討の参考とさせていただきます。	△
83	練馬区独立70周年を記念して、石神井松の風文化公園で「第1回音楽フェスティバル」を開催してほしい。	平成28年10月に、独立70周年イベントとして、石神井松の風文化公園で「みどりの風 練馬薪能」を開催しました。これにあわせて、音楽をはじめとして、石神井を中心に活躍する区民の皆さんによる「みどりの風区民コンサート」を開催しました。 平成29年度は独立70周年記念事業と位置づけて、イベント内容を検討していきます。	□
84	練馬区独立70周年をむかえるにあたり、江古田の11商店街が一丸となって江古田音楽祭を行うことも考えている。多くの人に商店を利用していただき、街を活気づけたい。	区内商店や商店会の活性化のため、区では様々な補助制度を設け支援を行っています。区独立70周年に向けても、積極的にこれらの補助制度を活用していただき、魅力ある商店会づくり、さらには魅力あるまちづくりへとつながる活動に取り組んでいただきたいと考えています。	□
85	70周年記念誌を作成して、区民全員へ配布すべき。	平成29年度に発行予定の練馬区独立70周年記念誌は、これまでの記念誌と同様、販売する予定です。	※
86	北海道の1,000人の市民がやりとげた「十勝大百科事典」を練馬でもまとめたい。「練馬大百科事典」を作成するため、事例蒐集、編集、製作を区民の総合力で行うことを提案する。	練馬区では、10年毎にテーマの異なった区史を発行しています。平成29年度に発行予定の70周年記念誌では、区民活動なども取り上げ、区史としてだけでなく、区の魅力の発信にも役立つものとする予定です。記念誌を区民と共に編集・制作することについては、今後、検討していきます。	△
87	区の財政負担を減らす必要があるのに、1回限りの独立70周年記念行事を行うのは無駄である。	練馬区独立70周年という節目の年を区民の皆さんとともに祝い、未来に向けて夢のあるまちづくりに取り組む契機となるよう、広範に区民の皆さんの参加を得ながら独立70周年記念事業を実施します。 事業の実施にあたっては、区民実行委員会と協力し、財源の確保にも留意します。	※
<b>方策2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します</b>			
<b>取組6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります</b>			
<b>教育・保育サービスの充実と負担の適正化を図ります</b>			
88	待機児童の解消について、建物を大きくする、定員を増やすことは保育の質を悪くすることにつながる。空き地や施設の一部を利用して保育所を増設してほしい。	これまで待機児童を解消するために、民有地や公有地(国有地、都有地、区有地等)を活用して保育施設の整備を進めてきました。また、既存の店舗等を改修して保育施設に転用することも行っています。 既存施設の定員拡大に伴う、保育室の面積や職員の確保は区の基準を遵守しており、保育の質の低下にはつながりません。様々な手法で待機児童の解消を目指します。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
89	社会は「一億総活躍時代」とのかけ声に踊らされ、女性も働くべき、どの政治家も待機児童解消を口にしているが、それが真に女性たる母親の性格や幸せに合致するのか。0～2歳児の待機児童の解消のための施策は止め、むしろ女性の正規社員への再就職が可能な社会環境の整備や貧困母子家庭などへの経済支援策の充実が必要なのではないか。	国に対して育児休業制度の拡充や児童手当等の経済的支援の充実を求めています。一方、「サービスを選択できる子育て」を実現するため、目前の待機児童解消に最大限努力していきます。	□
90	認可保育園の増設を基本に、待機児童を解消すべき。また、緊急対策として小規模保育施設で対応する場合も、認可保育園と同等の質を担保した施設を増やし待機児童の解消に努めることを求める。	待機児童の解消を図るため、これまでも認可保育所の整備を進めてきました。小規模保育事業についても、区の基準を満たし、保育の質を確保した施設の整備や運営を行っています。今後も、様々な手法で待機児童の解消を目指します。	※
91	0歳から5歳児までの就学前の全ての児童を受け入れる認可保育所を増設することを方針とし、計画を立ててほしい。	待機児童のほとんどが0～2歳児で発生しているため、0～2歳児に特化した保育施設の整備を進め、待機児童の解消を図ります。3歳以降は、保護者がそのライフスタイルに応じて保育所、練馬こども園、幼稚園とそれぞれのサービスを選択できる環境を整えていきます。	※
92	小規模保育事業、練馬こども園等を増やして待機児童を解消する方法では、3歳になる時点で再度保活を行わなければならない。また、子どもにとって新たな環境に移ることになり、慣れるまで不安定になるなどの影響が危惧される。就学前までの一貫した保育施設を増やすことを要望する。		※
93	0歳、1歳、そしてその後と、子ども達の保育園が次々と変わることは、望ましいことではない。保護者の求めている対策は、小学校に上がるまでの長期間、安心してお子さんを預けていける「暮らしの場」であり、「とりあえず、どこでもいいから」という考えは保護者の希望ではない。		※
94	待機児童ゼロ作戦で、1歳児のみの保育所を整備するとあるが、認証保育所の事業者には、この情報が事前に伝えられておらず、待機児解消に少なからず寄与し、保育所運営にあたっているものとして、「その1歳児はその後どうなるの」という疑問がぬぐえない。	1歳児1年保育を終えた児童の2歳以降については、保育園等の利用を希望される場合は、区に保育園等の利用申し込みをしていただき、その上で利用調整(選考)を行います。 2歳以降の定員枠も、保育施設の新規整備や既存施設の有効活用により拡大していきます。	-
95	練馬こども園の実態を知りたい。	練馬こども園では、3季休業期間(夏・冬・春休み)も含め長時間(11時間)保育(幼稚園教育時間を含む)を行います。これにより、3歳からの預け先として保護者からの要望の多い「預かり保育のある幼稚園」を選択できるようになりました。	-
96	保育園の民間委託、民営化は待機児童の解消と矛盾するのではないか。	区立保育園の委託・民営化は、保育時間の延長など、保育サービスの充実を目的とするものです。委託・民営化に合わせて保育施設を整備する、委託・民営化により生み出された財源を活用するなど、待機児童対策にも役立っています。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
97	保育園を民営化するに際し、サービスの低下を検証しようとする。また、民間の保育士の給料が低く、人材が集まっていないのではないかと懸念している。	区立60園のうち、既に20園を委託しています。委託園では、委託1年目に保護者アンケートを行っています。委託前、準備委託(引継期間)中、委託後について、全体的に高く評価されています。 また、委託の2年前、委託後2・4年目に東京都福祉サービス第三者評価を実施して、園の保育の状況について評価を受け、保育の質やサービスの維持・向上を図っています。 区では、民間保育施設の人材確保を支援するため、保育士確保事業に取り組んでおり、保育士の待遇改善のため、すでに実施している補助事業の充実とともに、今後さらに待遇改善に取り組んでいきます。	※
98	児童虐待に対応する施設は当然の事、保育園、学童クラブ、児童館など学校以外に児童が関わる施設をことごとく指定管理や委託に任せようとする方針に疑問を感じる。子どもに関わる機関がただ子どもを預かるだけの場所になってしまえば、虐待等の発見を遅らせることに区が手を貸していると言わざるを得ない。	保育園、学童クラブ、児童館などの施設について、サービス向上のため、指定管理制度の適用や委託を行い、保護者へのアンケートなどで高い評価を受けています。 また、児童虐待の早期発見、対応のため、区内公共施設や警察、医師会等による「練馬区要保護児童対策地域協議会」を設置し、ネットワークを構成しています。その連絡調整を行う機関として練馬子ども家庭支援センターがあります。公共施設の運営形態に違いがあっても対応は変わりません。練馬子ども家庭支援センターが中心となって援助に関する役割分担等を行い、関係機関が協力し合って対応しています。	※
99	待機児童削減にばかり目が行って、民間委託や規制緩和の動きが大きくなっているが、本当に必要なのは子どもの安全や子どもがのびのび育つことのできる環境だ。委託ばかり行い、本当に行政の目が行き届く保育ができるのかとても不安である。子どもたちのことを、数字だけで考えないよう切にお願いしたい。	子どもの安全や伸び伸び育つことのできる環境確保を含め、保育サービスの充実のために民間活力を導入し委託を進めています。 委託保育園に対しては、区の巡回、指導を行っており、行政の目が行き届いていないとは考えていません。また、サービスの拡充によって、保護者から高く評価されています。 今後も民間事業者ならではの発想を生かし、サービスの向上と運営の効率化を図るため保育園の委託・民営化を進めます。	※
100	区立保育園の委託を進めることはやめるべき。合計特殊出生率の高くなっている自治体は安易な民営化ではなく、自治体の公的責任を果たしている。	延長保育などの保育サービス充実のため、これまで委託を進め、保護者から高い評価を得ています。委託・民営化を行うにあたっては、これまでの実績を踏まえ、今後の多様化する保育ニーズに応えるため、民間による運営を基本としてサービス充実を図っていきます。	※
101	保育事業に民間の力を活用するとあるが、サービスの充実がなぜ民間でなければならないのか。事業者の創意工夫と言うが、現実にはブラックな労働条件で働く労働者が増えている。	これまで行ってきた区立保育園の委託は、日頃の保育はもとより、保護者のニーズに応じた保育サービスの拡充により、高い評価を得ています。 民間活力の導入は、様々な工夫や取組によりサービスの充実が期待できると考えています。	※
102	素案より、「保育行政はすべて民間にやってもらうようにする方針」と捉えてしまうが、公的サービスはどうなるのか。	民間が担えることについて、できる限り民間に委ねていくことにより、サービスの充実が期待できます。 これまで、区立保育園の委託を行い、延長保育などのサービスの拡充を図り、保護者から高い評価を得ています。	-
103	民間事業者による区立保育園の運営について約9割の保護者が満足しているとするが、「不満足」の内容を上げたほうが、今後さらに改善していくべき点が明確になるかと思う。この図表だけでは、区の方角性はわかるが素案に関する意見が出しにくい。	「不満足」の内容については確認し、委託・民営化に取り組む中で、改善に生かしています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
104	扶助費を圧縮する案として、保育の民間委託を行うことが、豊かな保育、子育てしやすい環境をつくることになるかは一概に言えないと思う。	保育水準を確保し、延長保育などの保育サービス充実のため、これまで20園の委託を実施し、保護者から高い評価を得ています。豊かな保育、子育てしやすい環境をつくることにもつながる評価と考えています。これを踏まえ保護者の多様な保育ニーズに応えるため委託・民営化を推進していきます。	※
105	民間に委託したとしても、保育所での保育に関しては区が実施義務を担っていることを記載すべき。	委託により民間事業者が、保育園運営の主体になりますが、区立保育園の位置づけが変わるわけではなく、区は委託者として、定期的な巡回等により状況把握に努め、適時・適切に事業者を支援していきます。	※
106	教育、保育サービスについて、民間の力が十分に発揮できるようにするよりも、自治体の果たすべき役割があると思う。	民間事業者には、民間独自の様々な工夫や取組が期待できます。それを踏まえて保育園等の委託を進めてきており、保育時間の延長等について保護者から高い評価を得ています。民間の活力が十分に発揮できる運営を前提に、待機児童対策に向けた取組など自治体の役割を果たしていきます。	※
107	区立保育園の委託をさらに進めることは、園児や保護者に多大な負担を強いることになるので反対だ。	これまで区立保育園20園の委託を実施する中、保育水準を維持し、延長保育などサービスの充実を図ってきました。保護者からも高い評価を得ています。今後の委託についても1年間の準備委託を行うなど、十分な引継ぎを行い、園児や保護者の負担のないよう進めていきます。	※
108	委託保育園を私立保育園に移管することに反対だ。	区立保育園から私立保育園への移管は、民間事業者が、より一層独自の発想を生かす手法として保育サービスの充実につながると考えています。実施にあたっては、利用者や運営事業者を含め、様々なご意見を幅広く伺う機会を設けて取り組んでいきます。	※
109	委託保育園の私立保育園への移管など民営化については、利用者や運営事業者の意見を十分に取り入れることを求める。		□
110	2歳児まで預かることのできる保育園から幼稚園へ移る際、入園式までの10日間は預かってもらえない。練馬こども園は4月1日から預け入れをしてほしい。また、卒園式後も3月31日まで預かりをお願いしたい。	保育園の卒園児については、4月1日から預かり保育を実施できるよう、区は練馬こども園各園に働きかけていきます。卒園後の預かり保育については、現在でもほとんどの園で3月31日まで実施していますが、この点も各園に働きかけます。	△
111	練馬こども園の預かり保育は、子ども27人に対し、保育士が2人であり保育園に比べ少ない。	練馬こども園の預かり保育の職員配置は、国が定める「一時預かり事業(幼稚園型)」の基準を満たしています。配置基準は、認可保育所と同じで、3歳児は子ども20人に対し職員1人、4歳以上児は子ども30人に対し職員1人となっています。	※
112	練馬こども園の預かり保育の補食、おやつは保育園と違い市販のお菓子となることは仕方がないが、もう少し健康に配慮してほしい。	区では、練馬こども園を対象に、区立保育園の栄養士による職員向けの講習会を実施しています。各園が子どもの健康に配慮した補食を提供できるよう、この講習会の一層の活用を各園に働きかけていきます。	△
113	幼稚園と預かり保育の連携が悪いことがある。	幼稚園教育時間前後と預かり保育との連携のことと思われる。連携方法は園によって異なりますが、ご意見を踏まえ、さらなる連携を図るよう要請していきます。	△

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
114	区内の介護サービス事業所や企業を活用し、子ども一時預かりを行ってはどうか。	区では、事業所内保育事業を展開しており、現在2か所の事業所で運営しています。 また、企業が設置運営する保育園に対しては、今年度、国が新たに助成制度を創設しました。いずれにせよ企業が実施主体となる制度であり、企業から相談や問い合わせがあれば、区の子どもの受け入れ枠の設定も含め、連携をとって制度を積極的に活用していきます。	□
115	社員の子どもを職場で面倒を見る企業に対して、一定の助成金を出してはどうか。そうすれば親、子どもが安心して生活できる環境となる。		□
116	区立・民間・認可・認証など、様々な保育の場を熟知し、保護者とお子さんが暮らしやすいように、一人ひとりに寄り添って適切にコーディネートするケースワーカーを、保育面についても配置してほしい	保育課入園相談係の窓口では、家庭の状況に応じて認可保育園や認証保育所などの保育施設の案内を行っています。引き続き、一人ひとりに寄り添った対応に努めていきます。	□
117	保育料が低いことは子育て世代には良いことであり、現状の保育料額を維持してほしい。財源の確保は他の行政を縮小して賄ってほしい。	子育て支援の多様なニーズに応じて充実したサービスを提供するためには、保育サービスについての受益と負担の適正化に取り組むことも必要です。 練馬区の保育料は23区で最も低い水準であり、また、保育園、幼稚園、認証保育所など利用する施設によって、保護者の負担額に差があります。保育・教育サービスにかかる保護者負担額のバランスを取った上で、利用する人もしない人も納得できる仕組みにする必要があると考えています。 保育園の保育料について、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担してもらうよう見直していきます。	※
118	子育て世帯の経済的不安は大きい。保育料の値上げは子育て世帯の生活を悪化させるためやめるべき。		※
119	保育料の値上げはすべきでない。子育てを支援するのならば値下げすべき。		※
120	保育料の見直しについて、値上げしないことを求める。		※
121	社会保障の平等性の観点から、高所得者には上限を決めずに保育料の負担を求め、低所得者層の保育料を現行より低く設定すれば、より働きやすい環境となるのではないか。	保育園の保育料は、世帯の所得の状況などを勘案して、国が定める上限額内で区が定めることになっています。低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担してもらうよう見直していきます。	△
122	高所得者の保育料は増やすべき。		△
123	保育費用の負担は、区が示している3人世帯モデルで、世帯年収726万円から一律となっているが、同じ社会保障費なので世帯年収600万円以上が現行上限1万8千円とし、世帯年収の多くなる段階ごとに増額し、社会保障費に充当するようにしてはどうかと思う。	保育園の保育料は、世帯の所得の状況などを勘案して国が定める上限額内で区が定めることになっています。負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額に見直していきます。見直しによる増収分は、ひとり親世帯等の保育園保育料の軽減や認証保育所の保育料助成など教育・保育サービスに活用します。	△
124	区立保育園で0歳児を保育するのに、51万円もの経費がかかるが、設備の減価償却費や空調設備の経費は含まれているのか。こんなに高額ならば、0歳児は預からない方がよい。どうしても預かってほしいなら、保護者に、かかる経費の3割または5割の負担を求めることが望ましい。育児休業給付金等が受給できる期間は家で育児すべきだ。復職後も就学前くらいまでは8割の仕事量でよいと思う。	区では、「サービスを選択できる子育て」を実現するため、区立保育園での一定の0歳児保育は必要であると考えますが、1歳児保育を拡充することにより、育児休業を取得しやすい状況を整えています。なお、0歳児一人あたりの保育に要する経費は、大規模な設備改修を除いた保育所の運営費および人件費をもとに算出しています。 また、保育園の保育料は、世帯の所得の状況などを勘案して、国が定める上限額内で区が定めることになっています。低所得の世帯に配慮をしながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額を負担してもらうよう見直していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
125	「区立保育園の保育料が他の区に比べて低い」という資料がだされているのは、やや誘導的と感じる。練馬区の財源を効果的に使っていくため、区立保育園の保育料収入を上げていきたいと考えているのか。保育は次世代の子どもを育てる社会的な事業として、区民が働きやすい環境をととのえていく最も大切な支出のひとつであると考えている。	『資料』では、保育に要する経費を客観的データで示しています。保育料については、低所得世帯に配慮しながら、負担能力に応じてコストも踏まえた適正な額に見直していきます。 なお、認可保育園であれば区立園も私立園も保育料は同額です。	□
126	練馬区では認証保育所を利用する方には保育料助成があるが、それ以外の認可外保育施設には助成がない。待機児童解消と保護者の経済的負担の軽減を目標とするなら、認可外保育施設利用者にも助成をしてほしい。	区は、就労等の理由により保育が必要な児童について、まずは児童福祉法等に基づく保育施設や保育事業の整備により、定員枠を拡大する取り組みを進めています。認可外保育施設のうち認証保育所に対しては、都で定めた基準を満たし、保育需要に応じていることを踏まえて、保育料の助成を行っています。 これらのことから、現在区では、その他の認可外保育施設の利用者に対する助成を行う予定はありません。	※
127	民間のベビーシッターや認証保育園に預けても、所得に応じて認可保育園に預けた場合の保育料以上は区が全額負担する制度を導入すれば、保護者の負担はなくなる。検討してほしい。	認可外保育施設のうち認証保育所に対しては、都で定めた基準を満たし、保育需要に応じていることを踏まえて、保育料の助成を行っています。今後、認可保育所等の保育料を見直すとともに、認証保育所保育料の助成額を充実することで、教育・保育サービスの負担の均衡を図っていきます。	※
妊娠期から子育て期までの相談や子育て家庭の支援を進めます			
128	母親学級の充実後は後々の住民意識につながる。	母親学級実施後に記入していただくアンケート等を参考に、妊娠中の方に役立つ内容を検討していきます。	□
129	妊娠・子ども応援メールなどの満足度が非常に低い、一時預かりの予約はICT化されていない、保育情報の発信が不十分等、母親たち声をキャッチしきれていない現状を残念に思う。	妊娠・子育て応援メールは平成28年度から配信を開始し、登録者数が増えてきています。 今後、利用者のご意見を伺いながら内容の充実にも努めていきます。	△
130	子どもたちの発達を促すための遊びの施設や、保護者の方が気軽に相談できる場所をつくってほしい。	現在、区内に0～3歳のお子様と保護者が自由に親子で遊べる子育てのひろばを、24か所(公設11か所、民設13か所)設置しています。子育てのひろばには遊びながら気軽に育児相談ができるよう職員2名が常駐しています。相談内容により関係機関につなぐなど、育児不安を解消する取組をしています。 また、区立保育園では、子育ての悩み、基本的な生活習慣、発達、しつけなどの相談に応じています。栄養士、看護師のいる園では、食事相談、健康相談にもお応えしています。	□
子どもの居場所づくりを進めます			
131	区内に約200か所あるデイサービスを小学生の放課後の居場所として活用してみてもどうか。	小学生の居場所として、児童館、地区区民館、小学校のひろば室など様々な場所を整備しています。 主な居場所として学童クラブもありますが、学童クラブの実施にあたっては、一人当たりの面積基準や専任職員の配置基準等様々な基準が設けられています。デイサービスにおいて、学童クラブの様々な基準を満たすことは難しいものと考えます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
132	放課後ひろば事業と学童クラブ事業をそれぞれ充実させ、連携するべき。	区では、ひろば事業と学童クラブ事業、それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」事業を進めることにより、それぞれの事業の充実を図っています。 ひろば事業では、学校応援団による地域住民の見守りに、民間の持つ企画力を組み合わせることで、より充実したプログラムを提供するとともに、長期休業(夏・冬・春休み)中も含め、年間を通じた居場所の提供を行っています。 学童クラブ事業では、学校施設を弾力的に活用し、活動スペースを確保することで、学童クラブの受入人数を増やしています。	△
133	ねりっこクラブは、放課後子ども総合プラン運営委員会の議論を見ても、学校応援団や学校長などの信任を得ていない。早急にやめるべき。	ねりっこクラブ事業は、区議会はもとより、放課後子ども総合プラン運営委員会、各実施小学校で行う運営協議会など、関係者から幅広くご意見をいただきながら進めています。引き続き、様々なご意見を踏まえながら、事業を進めていきます。	※
134	学童クラブの民間委託はやめるべき。	学童クラブについては、保育時間の延長などサービスの向上とともに、効率的な運営を図るため、委託を進める必要があると考えています。	※
135	乳幼児、小学生、中学生、地域の大人がともに利用できる地域の施設としての児童館であることを望む。	児童館の機能の見直しは、利用対象者を限定するのではなく、ねりっこクラブとの連携を図るとともに、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させる内容としています。	△
136	小学生が、安全な学校の敷地内のねりっこクラブで活動できるだけでなく、今までどおり、児童館でも遊び、活動できる選択肢があることが必要である。		□
137	児童館機能の見直しで、「中高生向けのサービス等を充実する」ということについて、多感な年代の子どもたちの気持ちをしっかりと受け止め、適切な支援ができる体制を要望する。	児童館機能の見直しでは、中高生の居場所であるとともに、相談体制の充実を図り、年齢や環境などによる変化に応じた適切な支援に努めます。	△
138	子どもが通う小学校では、「ひろば事業」が夏休みに実施されていないため、長期休みの仕事時間の確保に困っている。	ひろば事業は、地域住民を主体として組織する学校応援団に区内全小学校で実施していただいている事業ですが、学校により実施日数に差があるほか、長期休業(夏・冬・春休み)中は実施していません。ひろば事業と学童クラブ事業、それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」事業を進めることにより、長期休業中も含め、すべての小学生の安全な居場所を確保していきます。	△
139	学校応援団ひろば事業やねりっこクラブは、学童クラブや児童館等の機能の代替にはならない。区立学童クラブや児童館の廃止や委託には反対である。区の直営学童クラブや児童館の事業内容の見直しにあたっては、現行の内容は確保しつつ更なる充実を求める。	ねりっこクラブは、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業それぞれの機能特色を維持しながら運営しています。 学童クラブや児童館の委託は、保育時間の延長などサービスの向上とともに、効率的な運営を図るため進める必要があります。 学童クラブや児童館の事業内容の見直しにあたっては、利用状況の変化等に対応して充実に努めます。	※
140	素案には「青少年の非行化対策」などの記載がない。練馬の未来を考えるなら、次世代を担う青少年にもっと目を向けることが大切。70周年の記念事業で「青少年国際交流」を行うなど、青少年活動の促進が重要であると思う。	区では練馬区教育振興基本計画を定め、青少年の健全育成等を目的として、青少年育成地区委員会や青少年委員活動を支援し、学校・家庭・地域が連携した事業等を推進しています。今後も、青少年が様々な体験等を通して自立心や社会性を養えるよう、青少年の育成と活動の機会と場の提供の充実をしていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
141	中学生や高校生の居場所づくりが求められるなか、区が始めた「中高生の居場所づくり事業」と「ねりま若者サポートステーション」に期待する。子どもたちに「幸せ感」を抱かせる積極的な活動をしてほしい。	「中高生の居場所づくり事業」では、中高生の居場所の提供とともに、相談できる体制の充実を図り、年齢や環境などによる変化に応じた支援ができるよう努めていきます。 また、自立や就労に困難を抱える若者を対象に、「ねりま若者サポートステーション」で学び直し講座、パソコンや簿記などを学ぶ就職活動基本技能講座など、様々な事業を実施し若者の自立に向けた支援を行っています。	□
<b>支援が必要な子どもと家庭への取組を充実します</b>			
142	ひとり親は時間的余裕がないため、福祉事務所は夜遅くまで、かつ土日も開所してほしい。また、窓口業務を分散させずに1か所で手続きが済むようにしてほしい。	ひとり親家庭への支援については、平成28年度に実施した「ひとり親家庭ニーズ調査」で明らかになった課題・ニーズに対応できるよう、事前予約制による土日・夜間窓口の開設等、相談体制の強化を検討していきます。	△
143	女性のひとり親家庭の生活困窮世帯の増加傾向に対して、司法に任せるだけでなく、区としてできる実質的な支援をしてもらいたい。	平成29年度から、ひとり親家庭への支援施策を充実します。相談体制の強化、東京都で実施している養育費確保支援事業との連携、各窓口での情報提供など、ひとり親家庭への対応を進めていきます。	◎
<b>その他</b>			
144	将来的に人口減少が懸念されるため、少子化対策は優先順位が高いと思う。	待機児童解消のみならず、すべての子どもたちを視野に入れた総合的な子育て支援策の充実に取り組み、若い世代が安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めます。	□
145	未来を展望し、子育て施策と教育に思い切った投資をすべきである。	区では平成28年2月に教育と子育て分野の施策の方向性を示す「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。この大綱に掲げる重点施策を中心に、教育・子育て施策を着実に進めていきます。	□
146	認定こども園との混同を避けるため、「練馬こども園」の名称は使用すべきでない。	「練馬こども園」は区独自の幼保一元化施設であることを、区報やホームページ等により区民に周知していきます。	※
147	計画の中では、保育士不足を解消する方策が入っていない。民間も含め、保育所で働く労働者への大幅な待遇改善に予算を割くべき。	区では、民間保育施設の人材確保を支援するため、様々な取組を行っています。 その一環として、すでに実施している補助事業の充実、新規事業を検討し、さらに保育士の待遇改善に取り組んでいきます。	□
148	練馬区は四半世紀前も教育に熱心な区では決してなかった。その結果、高校生が区外の高校に出て行ってしまっているのではないかと。	区は、学力や体力、豊かな心を備えた子供たちの育成に向けて教育を実践してきました。 本年2月には「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。この大綱に掲げる重点施策を中心に、今後、教育のさらなる充実に向け取組を進めていきます。	□
149	国の議論や近隣自治体における取組み及び成果を踏まえつつ、コミュニティ・スクールの導入に向けた積極的な検討を進めてほしい。	コミュニティ・スクールの導入に向けては、近隣の自治体の状況を注視し、研究を進めていきます。	※
150	インターナショナル校で実践されている、どのような変化にも耐えていける基礎学力、読解力、要約力、文書作成力、自己表現力などを反復トレーニングで向上させる教育を、練馬区でも図書館を中心に希望者に行うことで、基礎学力の向上を図ってほしい。	区では、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しています。主要施策の1つである学校図書館を活用した学習を取り入れながら、基礎学力の向上とともに、考える力、判断する力、表現する力を育成しています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
151	自立への意欲不足、指示待ち人間、寛容性に欠ける若者が増えていると思う。これらの社会現象への改善策として、区の積極誘導策を考えてほしい。	平成27年度に設置した総合教育会議では、『ビジョン』で示した教育と子育ての施策や取組の方向性を体系的に整理し、「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。子どもたちが困難を乗り越え、様々な課題を解決できる力を身に付けられるよう、大綱に掲げた施策を中心に教育の充実に努めていきます。	□
152	「教育改革」を、区が進めようとする「区政改革」の中心課題の一つに据えてほしい。教養と課題解決能力のある若者を育成する必要がある。		□
153	従来の概念を転換し、PDCAサイクルを繰り返すことが正解に近づく方途であるという考え方を根幹に据えた、課題解決型の教育とすべきだ。	学びを通じた子どもたちの真の理解、深い理解を促すためには、学習のプロセスが重要であると考えます。次期学習指導要領の改訂を踏まえ、児童生徒が主体的に考える力を高められるよう、指導方法や授業改善に努めています。	□
154	「課題解決」を主軸とする教育は、多くの時間を必要とするので、課外授業として選択制で取り入れることを提案する。 この中では、情報の分析・評価、結論を導くまでのプロセス、説明するコミュニケーション力を評価する。どれだけ理解したかも大切。常にPDCAの繰り返しに繋げる力量が問われる。	児童生徒の習得・活用・探究のなかで、問題発見・課題解決の学びは重要であると認識しています。今後、先進校の研究を参考にして、次期学習指導要領の改訂を踏まえ研究していきます。	※
155	教育施策全般にわたって、「公聴」をすべきと考える。「教育だより」に住民の声を掲載してはどうか。また、教育だよりを通じて区民意見を反映できる仕組みにすべきだ。	教育だよりは児童・生徒やその保護者に、教育委員会からお知らせをしたい施策や教育・子育てに関する事業などを伝える、教育委員会の広報部分を担っています。紙面の内容については、よりよいものになるよう随時検討しています。	※
156	「課題発見、進め方、その結果の評価、あるいは継続策の発見と改善」のような、自主性を重視する「長野方式」(長野県伊那市立伊奈小学校で行われている教育方式)の教育を取り入れ、検証を続けることで、世界に通じる新たな教育モデルが世界に向けて発信できると確信する。このプロジェクトに練馬でも取り組み、あわせて参加させてほしい。	児童生徒が学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につながる主体的な学習は重要であると考えます。今後、先進校の研究を参考にし、次期学習指導要領の改訂を踏まえ研究していきます。	△
157	自主的、自律して自立した個人の育成を基本課題とする、「偏差値や受験教育」から距離を置いた「人間教育」に重心を据える道徳教育を期待する。	道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。一人ひとりの子どもの自立心や自律性を高め、未来を拓く主体性のある日本人の育成に資するよう、道徳教育の充実に努めていきます。	□
158	幼少期からの読書教育は、論理的考察力の向上など多くの利点がある。子どもたちに読書トレーニングできるチャンスを与えるために、学童クラブなど課外学習の場で読み聞かせを含めて子どもたちに機会を提供するとともに、活動を担うボランティアを養成してほしい。	児童館や学童クラブの職員向けの研修として、読み聞かせの研修を毎年度実施しています。 読み聞かせボランティア等が知識を得たり、技術を磨いたりすることができるよう、講習会等の充実に努めるとともに、子どもたちへの読み聞かせなど、本に親しむ機会の提供に努めていきます。	□
159	学校図書館を教育の要とし、司書教諭の専任を義務づけるべき。教員でない学校司書では、教育という聖域に踏み込めず不十分ではないか。	学校では、司書教諭を中心として、学校図書館支援員・管理員等と連携しながら学校図書館を活用した読書活動や学習指導に取り組んでいます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
160	学校図書館を学校教育の中核に位置付け、子どもたちが読書を通して、読解力・要約力・文書作成力などを身に付けられるよう、学校図書館ボランティアの育成をしてほしい。	学校では、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせのほか、学校図書館を活用した調べ学習、話し合いによる学習を取り入れています。今後も、学校図書館の運営を支援するボランティアとの連携を図りながら、学習支援に関わる情報の提供に努めていきます。	□
161	日本の教員の学力は、世界標準から見るとレベルが低いのではないかと。学士だけでなく、修士や博士を教員に入れるべき。	教員の採用は、東京都教育委員会で実施していますが、大学院と連携し、優秀な学生に対して推薦による選考を実施しています。また、現職の教員でより高度な教育を受けたい者には、大学院へ派遣する制度も用意しています。	□
162	収入の少ない若者が自立した生活を、半共同で生活できるような低層集合住宅の促進を図ってほしい。	若者が自立した生活を送れるようにするためにシェアハウスを区が建てる予定はありません。	※
163	若者の就労を促進するためには、雇用者・若者が相互に相手の認識不足を補う必要がある。それを解決するため、就労希望者による企業へのプロポーザルとインターンシップの組み合わせを推進することを提案する。	自立や就労に困難を抱える若者を支援対象とした厚生労働省の「ねりま若者サポートステーション」を平成25年6月に誘致し、その運営を担うNPO法人に対し、区からも若者自立支援事業を委託しています。そのうち、相談者の就労希望をもとに区内の企業での就労体験事業を実施しています。 また、ねりま若者サポートステーションの活動以外にも、ハローワーク池袋等との共催で、39歳以下の若年者を対象とした合同企業面接会を年2回実施しています。合同企業面接会については、平成28年度からは求職者が更に参加しやすくなるよう、対象年齢を45歳以下に引き上げます。	□
164	自治体として、「何の仕事を選びたいか」、「そのために何を学ばよいか」を指導する社会教育を行うことが必要と考える。	区立中学校では、キャリア教育の一環として区内企業や福祉施設等での職業体験を実施しています。生徒が学ぶことや働くことの意義を理解し、将来の職業選択について考える貴重な機会となっています。 また、「ねりま若者サポートステーション」では自立や就労に困難を抱える若者を対象とし、その就労希望をもとに区内の企業での就労体験を実施しています。	□
165	日本の教育や教養などの文化面で、レベルの低さを感じる。特に、図書館や博物館、幼小中高の学校教育において、著しく格差があることを感得してもらいたい。	図書館については、利用者に役立つ資料や情報を提供することにより、区民の期待に応えることができるよう、運営の充実を今後も図るとともに、学校教育の充実にも取り組んでいきます。 なお、教育については、2012年のOECD生徒の学習到達度調査(PISA)によると、日本はOECD加盟国34国中科学的リテラシーおよび読解力が1位、数学的リテラシーは2位との結果をおさめています。このことについて、世界でも高く評価されています。	-
166	教育においては、社会教育、学校教育、家庭教育の基本・基礎・基底に図書館を位置付けて、具体的な施策を講じてもらいたい。図書館を活用して「教え込み教育」から、「課題解決型教育」への移行を進めてもらいたい。	学校は、児童生徒が課題を解決するために、学校図書館を活用した学習を取り入れています。今後、次期学習指導要領の改訂を踏まえ、児童生徒が主体的協働的に学習に取り組む、課題を解決できる力を身に付けられるよう、指導方法や授業改善に努めていきます。	□
167	子どもたちが、自ら課題を持って、情報を探索し、分析・評価して解決案を導ける真の実力が身に付けられる教育が求められる。そのためには、学校の改築時に、図書館を学校の中心に置くとともに、図書館に隣接した「図書館の時間」を行える教室の設置が必要だ。	子どもたちが情報を主体的に捉えながら、課題を解決していく能力の育成は重要であると考えます。学習センターや情報センターとしての学校図書館の機能を発揮できるよう、検討する必要があります。中学校の校舎改築の際には、図書室とパソコン教室を併設し、生徒が自発的な学習を効率よく行えるメディアセンターとしての機能を充実させるなど、学習環境の整備を図っています。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
168	学校図書館に、教育主幹として司書教諭を専任させる。補佐役として、学校司書を配置する。子どもたちにきめ細かなコーチ役として、研修を受けた支援員(ボランティア)を常駐させて、読書教育のトレーニング学習に携わってもらうことを提案する。	司書教諭は、学校図書館法第5条第1項に基づき配置しています。また、貸出業務や図書選定相談業務等を行う学校図書館支援員・管理員の全校配置に取り組んでいきます。 今後も、学校図書館の運営を支援するボランティアとの連携を図りながら、学校図書館の活性化に努めていきます。	※
169	学校図書館が、子どもたちの長所を伸ばす教育の一役を担う存在となることを期待する。	学校図書館を活用した学習を取り入れながら、より一層の教育活動の充実に向けて取り組んでいきます。	□
170	高齢者や乳幼児から小・中・高・18歳以下の子どもたちなどに関心を寄せすぎる傾向に、生産人口を形成する若年層の人々は、反発しているのか。	区の施策について、幅広く区民のご意見をいただくため、年代別(20～70代)、性別、地域別に区民の方に区政モニターのご協力をいただいています。 今後とも、モニター制度や子育て世代を対象としたニーズ調査などを通して、若年層の意見・意向を把握し、区の施策に反映するよう努めます。	-
171	子どもたちに、小・中・高校での模擬区議会など政治に関心を抱かせる社会教育が、やがて自律(自らをコントロールできる)して、自立した個人の育成につながると思う。	区内の中学生を対象に、区に対して政策提言発表を行う「練馬子ども議会」を実施しています。中学生が日ごろ疑問に思っていること、希望や意見などを表明する場の提供を通じて、区政・区議会制度、選挙制度について理解を深め、区政についての関心を高める機会となっています。	□
172	欧米諸国での生産年齢層への公的な支援は、より高度なビジネススキル習得への支援策である。練馬においても、同様の支援を行ってはどうか。その結果は、税収の増加となって区政に貢献することが期待できる。	勤労福祉会館では、行政書士や宅地建物取引主任の資格取得講座を実施するなど、勤労者のビジネススキルを高める取組を行っています。また、練馬ビジネスサポートセンターでの創業支援セミナー等を、男女共同参画センターでは、女性のためのパソコンスキルアップの講座等を実施しています。今後も、より効果的な事業を展開できるよう検討を進めていきます。	□
173	図書館に登録する生徒・学生に課外学習を選択するシステムをつくり、知識偏重型の日本と、論理的考察力を幼少期から指導するアメリカとの折衷案を見出すことが、区の教育指針として大事な課題である。	学校は、学習指導要領に基づいて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、思考力・判断力・表現力の育成を行っていきます。今後、海外や先進校の取組なども参考にして、次期学習指導要領の改訂を踏まえ研究していきます。	※
174	有機野菜を優先した学校給食を提供している自治体を参考として、練馬区の学校給食を改革してほしい。そして、食の大切さ、食べ物が命の源であることを給食を通して教えるとよい。	食材の購入に当たっては、保護者に負担していただく給食費の範囲で安全性と品質を最優先に調達しています。 また、食の大切さなどについては、「練馬区立小中学校における食育の目標」に基づき、食事の重要性、感謝の心などを学習しており、給食の時間だけでなく、各教科等においても指導を行っています。	□
175	地産地消が大事であると思う。そのため、学校給食の主食をパンから米にしたい。また、給食がパンの日は、地元の小麦を使ってほしい。	小中学校では現在、週3、5回以上米飯給食を実施しています。 またパンについては、食材や製造工程での安全性確保、また安定供給などを考慮し、各学校で教育委員会が年1回指定するパン工場と契約し、購入しています。区内産の小麦の使用については、生産量に限りがあり安定供給が見込めないため、給食用のパンに使用することは困難です。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
取組7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります			
介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めます			
176	超高齢化社会への対応は、介護必要者および入院患者の急増に対処することである。	介護が必要となる高齢者の増加等を見据え、介護予防の一層の充実に努めるとともに、介護が必要な方を支援するため、医療と介護が連携した在宅療養体制の確立や、介護サービスの充実等に取り組んでいきます。 病床数について、東京都は複数自治体からなる医療圏を設定し、その医療圏の中で病床数を管理しています。平成28年7月に都の地域医療構想が策定され、2025年に向けて必要となる病床数が明らかになりました。人口10万人あたりの病床数が23区で最も少ない練馬区にとって、必要な病床が地域で整備できるよう、東京都に対し引き続き働きかけを行います。	○
177	介護予防・男性の参加・魅力ある事業について、現行の行政サービスは対象エリアが広範囲で参加する側に使いにくいシステムではないでしょうか。活動できる対象エリアを狭め(地域包括ケアシステムは中学校区、概ね徒歩30分以内)活動メニューを区で決めるのではなくサークル・クラブ活動に対し一定額を活動費として補助するような仕組みは考えられないか。	区は、今年度新たに、地域団体の活力を生かした介護予防事業として「はつらつシニアクラブ」を開始しました。この事業では、高齢者を地域団体の活動につなげるために、地域で体力測定会を開催し、専門的な見地から健康へのアドバイスをを行うとともに、体操や水泳など健康づくりに取り組む地域団体の参加を得て、高齢者と団体のマッチングを行っています。今後、地域との協働を更に進める方策について検討します。	△
178	特定の区民だけ恩恵を受けている区民サービスを公平にするべく、様々な区民サービスに利用できるいきいき健康券を拡充すべき。	「いきいき健康券」の利用メニューは、高齢者の外出支援、社会参加に資するものに限定しています。 今後、介護予防事業等への参加を促進する観点から、見直しを行います。	※
179	いきいき健康券を全ての区民が利用できるようにし、2～3万円程度に引き上げ、区内共通商品券に交換できるようにしたり、各健康診査・がん検診に利用できるようにしてほしい。		※
180	本年度より、はつらつシニアクラブが開始されたが、もっと高齢者が自主的に参加したくなるような事業が必要である。また、練馬区高齢者保健福祉計画のアンケート内容より、多様な趣味活動をサポートする体制がとれるとよい。	区民一人ひとりが自主的に介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めるため、今後、高齢者基礎調査を実施し、高齢者のニーズなどを把握しながら取組を進めます。	△
181	「はつらつシニアクラブ」の活動内容を知りたい。	「はつらつシニアクラブ」では、高齢者を地域団体の活動につなげるために、地域で体力測定会を開催し、専門的な見地から健康へのアドバイスをを行うとともに、体操や水泳など健康づくりに取り組む地域団体の参加を得て、高齢者と団体のマッチングを行っています。	-
182	高齢者を地域の活動につなげるものとして、「はつらつシニアクラブ」や「街かどケアカフェ」などを区民主導で始めていると聞いた。どのようなものか内容を知りたい。	「はつらつシニアクラブ」は、65歳以上の区民を対象に、地区区民館など地域の区立施設で、体力、体組成(脂肪や筋肉の量など)、血管年齢、骨の健康度、脳年齢などの体力測定会を実施し、専門的な見地から健康へのアドバイスをを行うとともに、水泳や体操など地域団体の参加を得て、高齢者と団体のマッチングを行うものです。 また、「街かどケアカフェ」は、28年4月、谷原出張所内にオープンしました。専門スタッフによる健康相談が受けられるほか、様々な地域団体が認知症カフェや体操などの事業を実施しています。	-
183	特に男性は肩書にこだわる傾向があり、介護予防事業等に参加せず自宅での引きこもりを選択する傾向がある。街かどケアカフェ等より、男性には賃金は少しでよいので、仕事や特技を生かした役割と肩書を与えることで介護予防になると思う。	介護予防事業への男性の参加率を高めることは重要な課題です。今後、高齢者基礎調査を実施し、男性が参加したい介護予防事業やニーズなどを把握しながら取組を進めます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
184	介護保険を利用せず、高い保険料を納付している高齢者にも配慮してほしい。	介護保険制度は、介護を社会全体で支え合うことを目的とした社会保障制度です。要介護認定者数の増加に伴い、介護保険料やご家族にかかる負担は年々増加していることから、これらの負担を少しでも軽減するためにも、介護予防や自立支援の取組を強化していきます。	□
185	一度介護保険を使うと、病状が改善されて介護度が下がることを嫌う人がいる。区民の意識改革が一番重要である。このようなことを、区民、区の若手職員、事業所の若手職員が話合う機会を作ってはどうか。	要介護度の改善は、高齢者がいつまでも元気で暮らしていくため、また持続可能な介護保険制度のために望ましいことです。そのためにも自立支援に向けた取組や要介護度の改善における意識改革など、区民、事業者、区が一体となって取組を進める必要があります。ご提案いただいた事業者、区による検討会も含め、今後、自立支援に向けた取組を検討し、要介護度改善に向けた意識改革を進めます。	△
186	行政との協働として、オレンジカフェを行っているが、助成金があると安定的に運営ができる。	区では、オレンジカフェ(認知症カフェ)を認知症の人やその介護者が安心して過ごせる場、地域住民への理解普及の場として推奨しており、その利用促進のため周知に協力をしています。今後、さらなる支援の方法について検討していきます。	△
187	区内には、介護保険事業所と障害者施設を合わせると約2,000もの事業所があるが、高齢者が気軽に立ち寄り相談できる機能を追加してみてもどうか。	区では、介護予防や相談の新たな拠点となる「街かどケアカフェ」の整備を進めています。今後、介護事業者や地域団体の協力を得ながら、「街かどケアカフェ」のランチを区内で広く展開するよう検討・調整していきます。	△
188	介護予防事業をコストをかけずに、幅広い高齢者が参加できるように、区内に約200か所ある通所施設を利用してはどうか。		△
189	練馬区介護サービス事業者連絡協議会に所属している事業所は700近くあるため、街かどケアカフェのように相談や立ち寄り場所とするとよいのではないか。		△
190	練馬区介護サービス事業者連絡協議会会員の事業所の中から選抜し、高齢者等の相談の場として提供してはどうか。		△
<b>介護サービスを充実させます</b>			
191	特別養護老人ホームの必要数を再度厳しく見積もり、整備を抑制すべき。2,200名の待機数は、実数としてはもう少し少ないと思われる。	今後、待機者の実態調査等を実施し、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(平成30～32年度)の策定に合わせて、将来の高齢者人口の増加等も踏まえながら、整備数を検討します。	△
192	高齢者の独り暮らし対応について、特養・老健・サ高住・軽費老人ホーム等々を増床するのではなく、独居・高齢者世帯を活用したシェアハウスを考えてはどうか。区内の空き家対策と社会保障費の軽減につながるのではないか。元気高齢者を対象とし、区独自のスタイル(極端な規制をしない)で展開すれば、要介護状態になっても引き続き、シェア人と協力し重度化を防ぐ効果にならないか。	今後、高齢者基礎調査を実施し、高齢者の住まいに関する課題やニーズなどを把握しながら取組を進めます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
193	西武池袋線の高架下を活用して、特別養護老人ホーム・障害者グループホーム等を整備すべき。	特別養護老人ホームは、80人規模の施設では約3,000㎡以上の床面積が必要です。高架下を活用する場合、その幅や高さ、施設整備に適したスペースの確保など、課題が多いと考えています。 障害者グループホームは、障害のある方が少人数の家庭的な雰囲気の中で、地域との交流を図りながら共同生活を送れるよう整備を進めています。	※
194	今後、社会保障費の削減を行うのであれば、特別養護老人ホームではなく、在宅介護を中心とした環境整備に努めたほうが財政的にはよいのではないかと。	介護が必要になっても、自宅で安心して暮らし続けることができるよう在宅サービスの充実を進め、施設サービスと在宅サービスをバランスよく提供していきます。	□
195	現在、介護人材育成・研修センターが実施している各種研修等を練馬区介護サービス事業者連絡協議会と役割分担をできれば、コスト削減等が見込まれる。	介護人材の育成に向け、今後の研修体制のあり方について、介護人材育成・研修センターを運営する練馬区社会福祉事業団や練馬区介護サービス事業者連絡協議会と協議していきます。	△
196	要介護認定を迅速に行う体制づくりは是非実現させてほしいが、平成27年度から実施されている総合事業についてチェックリストの普及が進んでいないと思う。積極的に活用すべき。	要支援者が訪問型・通所型サービスのみを利用する場合は、介護認定申請を行うのではなく、基本チェックリストで判断することで迅速なサービス利用に繋げることが可能となります。引き続き、チェックリストの積極的な活用に取り組みます。	□
197	介護保険給付対象者の健康状態が改善されたら、直ちに給付の取りやめや、削減、真に困っている家庭(特に老老介護)に注視しケアの程度を勘案する、介護保険給付対象基準の公平化・厳格化を行うことにより、介護保険費を大幅に削減できるのではないかと。	介護保険は、介護が必要な方がご自身に適するサービスを利用できるようにする制度です。ご自身で身の回りのことができるよう、能力を引き出す「自立支援」が制度の基本です。直ちに給付を取りやめたり、削減したりすることはできませんが、自立支援や介護予防の取組を更に進めていきます。	△
198	要介護度が下げられた。要介護度を上げるようケアマネに頼んだが、区の厳しい査定管理なので無理だと言われて落胆した。要介護度を戻す復活申請制度はないのか。	要介護度が下がったのは、心身等の状態が改善されたためであり、落胆されることはありません。区は、高齢者が自立した生活を送り続けることができるよう、介護予防や要介護状態の改善に向けた取組をさらに進めていきます。なお、要介護認定の期間内に心身の状態の悪化など、介護の状況が変わった場合は、区分変更するための申請を行うこともできます。	□
区民との協働を展開します			
199	足腰が弱くなったりし、外出ができなくなった高齢者の買い物等の用事を代行するサービスがあるとよい。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が総合的、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立が必要です。生活支援サービスの拡充を含め、地域包括ケアシステムに必要な体制を整備していきます。	△
200	地域で顔の見える関係を構築するために、高齢者の活動を既存の団体と連携させたり、地域が自由な発想で活動内容を考える仕組みづくりができないか。また、そのような活動を行う場合、補助金を出すことはできないか。	区では、生活支援コーディネーターの配置や高齢者支え合いサポーターの育成により、地域の自主的な活動を支援する仕組みづくりを進めています。 なお、活動内容が、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の趣旨に沿ったものである場合には、やさしいまちづくり支援事業による助成金の申請が可能です。	□
201	被介護者が移動する際も介護保険を使えるため、介護ビジネスが拡大していると思う。移動など簡易的なものであれば、ボランティア活動としてもよいと思う。	NPOや高齢者のボランティアなどの多様な担い手が生活支援サービスを提供できるよう、支え合いの体制を整えていきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
202	練馬Enカレッジなどを開催し、地域で活躍する高齢者を増やすとあるが、どのような活躍を期待するのか。可能であれば、公共施設等で高齢者雇用等を実施するとともに、民間企業から紹介してもらってはどうか。	高齢者の経験やスキルをより住みやすいまちづくりに生かしていきたいと考えています。現在、練馬Enカレッジを受講した多くの方は、地域活動に参加しています。引き続き、高齢者が地域活動に参加するきっかけづくりを進めます。また、元気な高齢者が介護施設などで活動できる仕組みづくりを進めていきます。	□
203	高齢者の知識・ノウハウを活かすにあたって、「練馬Enカレッジのカリキュラムの充実など高齢者が活躍できる体制づくりを進める」とのことだが、具体的にどのように参画できるのか、また、受けられるサポートを教えてください。	練馬Enカレッジには、地域活動を始めるきっかけづくりの「地域講座」と福祉、防災、食育などで活躍していただくための18の「専門講座」があります。併せて、専門講座を学んでいる方を対象とした、ボランティアに関する基本的な知識を学ぶ「共通講座」やボランティア活動を始めた方を対象としたスキルアップのための「フォローアップ講座」を開講し、地域で活動することのサポートを行っています。区内各地域の区立施設での地域講座の開講などにより、高齢者をはじめ多くの方が参加できるよう充実していきます。	-
204	経験豊かな高齢者の知識や知恵、ノウハウ、さらには生涯にわたって学び続けた継続の本質などを区民あるいは区政に役立てるシステムの構築が望まれる。「人材バンク、自己紹介リスト」を区が主導して作成し、その活用を必要とする各部門で実践していくことを提案する。	練馬区シルバー人材センターは、高齢者が地域で働くことによって、社会に貢献するとともに、健康で生きがいのある生活ができることを目的とした活動を行っています。シルバー人材センターにご登録いただいた高齢者の中には、現役時代のスキルを活かした業務で活動している方もいます。 また、高齢者等が地域活動を始めるきっかけづくりのための講座を練馬Enカレッジとして実施しており、受講した多くの方は、地域活動に参加しています。 今後も、高齢者が培ってきたノウハウや知識を、地域で発揮できるよう取り組んでいきます。	○
その他			
205	全国に先駆け、区政改革＝地域包括ケアシステムと位置付け、モデルなき未知の時代を魅力ある未来への目標の見える改革にしてほしい。	地域包括ケアシステムの確立に向けて、区政改革計画に掲げた取組を進めます。第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に合わせて更に検討をしていきます。	△
206	介護現場は疲弊している。区と共通して使えるICTタブレットやロボットスーツに対する補助等を期待する。また、ICTについては、区内中小事業者とも協力して産業振興につなげたい。	現在、医療・介護連携を進めるためのICTなどの活用について、医療機関や介護事業者等で構成される在宅療養推進協議会において検討しています。 区内中小事業者の協力については、具体的な提案をいただければ、介護現場と区内中小事業者との意見交換の場の設置等について検討します。	□
207	高齢者も考え、体力、能力、経験値など様々で複雑なので、きめ細かな支援が必要だ。区の「一人ひとりの心身やその他の状況に合った支援」の実践に期待する。	高齢者の支援に当たっては、一人ひとりの心身やその他の状況に合ったきめ細やかな支援を行っていきます。	□
208	福祉の、地域をつくるという話は、岩波区長時代の構想であったと認識しているが、介護保険制度開始から「福祉」が軽視されていないかと懸念している。	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの確立に取り組み、障害者の地域生活を支える体制を強化するなど福祉分野に力を注いでいます。	□
209	高齢者人口の増加に伴い社会保障費が増加するが、住民へのサービスを下げることなく歳出増加を抑制してほしい。	区民サービスの向上と持続可能性の両立を目指して区政改革に取り組んでいます。	○
210	障害者や高齢者であっても社会貢献のために努力している者がいる。公的サービスには、生産型のサービスと、単なるお楽しみと言える消費型のサービスがあると考え。これからの厳しい時代を迎えるにあたり両者に格差を設ける必要がある。	高齢者や障害者が安心して地域の中で生活できるように、必要なサービスを受けられる仕組みを整えます。既存のサービスについては、必要に応じてあり方を見直します。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
211	生活習慣病にかかる人とかからない人との医療費の自己負担比率に差を設ける制度を検討されたい。	疾病などによって一部負担割合に差を設けることは、公的な医療保険の観点から適切ではないと考えます。保健事業の一環として、特定健診・特定保健指導など生活習慣病の予防に取り組んでいます。	※
<b>取組8 障害者の地域生活を支える体制を強化します</b>			
212	練馬区には障害者を雇用する場として、就労継続B型事業、生活介護事業などがあるが、農作業を主として障害者雇用を行っているところはない。農作業を主とした社会福祉法人やNPO団体が活動し、障害者雇用を行っている自治体もあるので、練馬区でも取り入れてほしい。 障害者とそのサポーターたちが農業生産の担い手となり、障害の有無に関わらず、みんなが参加できる「ねりま共生型都市農業」へ改革してほしい。	区では、区民が農と触れ合うことができるよう、市民農園等の貸し農園制度を展開しており、障害のある方にもご利用いただいています。 区内農地の多くは生産緑地であり、現行制度では社会福祉法人やNPOに貸し出し、就労の場として活用することは難しい状況です。 これからも、障害のある方に農に親しむことができる機会を増やしていくよう努めます。	△
213	障害者は社会的弱者であり、差別を受けやすい。もっと寛大な心で障害者の事を考えてほしい。 また、精神障害者の存在を一般社会から排除するのではなく、社会とよい関係が持てるようにしてほしい。	障害者が自分らしい生活を継続して送れることが重要です。その取組の一環として、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、区民に対し、障害への理解を進めていきます。 障害者が地域で安心して生活できるように総合的に施策を進めます。	□
214	移動支援や同行支援により、障害者を福祉サービスの消費者から生産者へとつなげられるのではないかと思います。「障害者福祉サービス」のよりよい運用に期待する。	障害者の就労を促進することは、『ビジョン』に掲げるとおり、重要なことと考えています。障害者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めていきます。	□
215	重度の障害者のショートステイや、障害を持った子どもの行く末を心配する親が望む、地元のグループホームに参加する取組はぜひ進めてほしい。	地域で暮らし続けられる住まいを確保するため、区の障害者基本計画に基づき重度障害者に対応したグループホームやショートステイの整備を進めていきます。	○
216	グループホームを整備する際に、バリアフリー条例が大きな障壁となり、建設地や建設コストが大きな負担になっている。利用者の安全を確保しつつ、区条例・特区を活用し、規制緩和を行ってはどうか。	平成22年度に練馬区福祉のまちづくり推進条例を制定し建築物のバリアフリー化について積極的に取り組んでいます。 障害者グループホームについては、個別の計画ごとに利用者の障害状況等を確認のうえ必要なバリアフリー整備を行っていただいております。今後とも区民や事業者の皆さんと協力しながら安全・安心に暮らしていただけるよう整備を推進していきます。	△
217	グループホームは障害別(肢体・内部・視覚・聴覚・知的・発達・精神・重複)に開設すべき。	障害者グループホームについては障害別の開設が困難な場合もありますが、民間事業者への支援を通じて、入居者の個別の障害状況等に配慮した整備の促進を図っていきます。	△
218	障害がある人たちのコミュニケーションの場所としても、またその家族たちの情報交換の場所としても、区立体育館を活用できる余地はまだあると思う。また、区立体育館の活用を通じて、健常者も障害がある方もお互い興味を持ち、社会で「共生」できるとよい。	区は、障害のあるなしに関わらず、互いの人格や個性を尊重し合いながら共生する社会を目指します。障害のある皆さんが気軽に訪れ、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、施設改修・改築にあたっては、だれでもトイレやエレベーターの設置など、施設改善を含めた環境づくりに努めていきます。	◎
219	障害者の「スポーツを楽しむ場所」について、理解が低いと思う。例えば、区立体育館では、一部の時間を除いて障害者の出入りが限定されていたり、出入りできない施設もある。障害者がスポーツをより身近にできるための工夫をする余地があるのではないか。	障害のある皆さんが気軽に訪れ、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、施設改善を含めた環境づくりに努めていきます。施設改修・改築にあたっては、だれでもトイレ・エレベーター設置などバリアフリー化を進めます	◎

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
220	障害者(児)が、作業所・施設を終えた後や休みの時に、練馬区主催の「障害者(児)スポーツ・リクレーション教室」に参加したり、区内に障害者(児)用スポーツ施設等があれば、健常者と同様にスポーツ余暇を楽しむことができると思う。 障害者(児)が気軽にスポーツができる環境と、障害者スポーツの底辺拡大こそが将来、練馬区からパラリンピック出場選手を輩出する手段であると思う。	障害のある方が、継続的にスポーツを楽しめる環境作りを進めると同時に、だれもが使いやすいスポーツ施設の整備に努めていきます。	△
221	健常者と障害者が同一の場所で競技を行うことで生まれる一体感こそが「バリアフリー」であると思う。施設のハード面も大切であるが、ソフト面の改革をお願いしたい。	「ユニバーサルスポーツフェスティバル」は、障害のある方とない方がスポーツを通じて交流することにより、障害者スポーツの普及を図り、相互理解を深めていくために開催するものです。この大会を一つの契機として、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めていきます。	○
222	「誰もが参加できるユニバーサルスポーツフェスティバル」の開催は、大会を開催することが目的化している気がする。障害者が自分の意思で自由にスポーツを楽しめる環境を確保することが必要だ。		○
223	東京23区の障害者スポーツ事業の先駆けとして、「練馬区」と「地域福祉パワーアップカレッジねりま」、「障害者スポーツ指導員」等が協力し、一大協働事業として障害者スポーツ事業を発展させたい。	「ユニバーサルスポーツフェスティバル」の開催をはじめ、区民と協働しながら、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めていきます。	○
224	練馬区内には、東京都障がい者スポーツ協会認定の障害者スポーツ指導員資格を所持の方が数多くいる。しかし、練馬区内では活躍の場が無い。区内で活用すべきである。	誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めていく中で、障害者スポーツ指導員の活用についても検討します。	△
225	特定の障害者しか対応できていない現状を改めて、全ての障害者支援拠点をあらゆる障害者に対応できるよう改善すべき。	障害者総合支援法は、障害の種別に関係なく共通したサービスを提供することとしていますが、障害特性に応じたサービスの専門性を確保する観点から、障害種別を特定して事業を実施することができることとしています。運営する事業者の判断もあるため、全ての施設であらゆる障害者に対応することは想定していません。 なお、障害者地域生活支援センターは、全ての障害者に関する相談を受けています。	△
226	障害者が65歳を迎え、介護保険に移行する際、障害者自立支援法から介護保険へスムーズに移行することができないサービスが多く存在していると思う。	高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な利用を促進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、平成30年度から見直しが行われます。区では、この法改正に向けて、適切に対応を進めます。	△
227	知的障害として障害福祉サービスの相談や申請をするのは福祉事務所、精神障害として相談や申請をするのは保健相談所と、行政の縦割りがあがる。他区のように、障害福祉サービスの窓口を福祉事務所に一本化してほしい。	現在、福祉事務所の充実・強化に取り組んでいます。障害福祉サービスについて、区民の方にわかりやすい窓口になるよう検討を進めます。	△
228	厚生労働省が導入した聴覚障害者向けコミュニケーション支援機器設置や、東京都が開始した東京都ICT遠隔手話通訳等モデル事業を参考に、外国人への対応と共に聴覚障害者への対応が各区民事務所および区役所・石神井庁舎の庁舎案内や休日・夜間窓口で出来るようにしてほしい。	聴覚障害や言語障害などにより、音声によるコミュニケーションが困難な方に対し、東京都のモデル事業を参考にICTの活用を検討しています。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
229	区主催の文化芸術イベントを聴覚障害者も楽しめるよう、手話通訳や字幕(文字通訳)を付けてほしい。また、難聴の人に有効な磁気ループや赤外線システムを設置してほしい。	練馬文化センター、大泉学園ホール等には、現在、FM補聴設備や磁気ループを設置しています。様々な障害にかかわらず、どなたでも文化芸術イベントが楽しめるように内容や運営を工夫していきます。	□
230	ヘイトスピーチ禁止条例のように、社会的弱者への差別用語の禁止や社会的弱者に対する差別を禁止する条例の制定をしてほしい。	社会的弱者やマイノリティなどへの差別をなくすためには、まずは区民や区内事業者などに対し、人権についての正しい知識・認識を深めるための啓発活動が重要と考えます。今後も機会をとらえて様々な人権啓発事業を実施します。	※
231	視覚障害者へのサービスとして、希望図書を文字情報(テキスト情報)とすることが困難であれば、パソコン、デジタイズ図書再生器、スキャナーを対面朗読室で貸してほしい。	光が丘図書館の対面朗読室に、テキスト情報の読み取りおよびUSBケーブルを介してパソコン等へデータを保存できる機器を設置しています。その他の館への設置は、活用状況を見て検討します。	□
232	練馬区内から修士や博士論文にチャレンジする若い視覚障害者が出てくるように、専門書を朗読できる、読解力や要約力に秀でた朗読者を養成し、朗読サービスを提供してほしい。	2年間で20名を対象とした音訳ボランティア養成講習を実施し、修了後に対面朗読および録音図書製作のボランティアに就いていただいています。高度な技能を持つ朗読者を区立図書館が養成することは困難です。	※
<b>取組9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します</b>			
233	区は、「区西北部二次保健医療圏」の他自治体に比べると病院が少ないのではないかと。	人口10万人あたりの病床数が23区で最も少ない練馬区にとって、病床の確保は重要かつ喫緊の課題です。平成28年7月に都の地域医療構想が策定され、2025年に向けて必要となる病床数が明らかになりました。必要な病床が地域で整備できるよう、東京都に対し引き続き働きかけを行います。	-
234	練馬区に病床数が少ないことを理解した。しかし、隣の区や市の病院および、鉄道で行ける範囲の病院を考えれば現状で問題ないと思う。	超高齢社会を迎え、通院が困難な高齢者や、看護するご家族の負担等が増えていくと考えています。区は、生活圏域に近い場で患者やご家族を支えられるよう、病院・診療所・介護事業者の連携を進めるとともに、地域における病床の整備に取り組んでいます。	※
235	地域医療を語る上で、病床数だけでこの素案は議論しているが、区内のクリニックや診療所の数は近隣自治体と比べて多いのか、または少ないのか。診療所数が多いのであれば、地域医療体制としては問題がなく、費用やマンパワーをかけて対策を講じる必要はないかと思う。それも含めて議論すべき。	診療所数で見ると、練馬区は23区で5番目に多いですが、人口当たりに換算すると20番目です。一般に診療所と病院では担う役割が違います。急性期医療は都が設定する二次医療圏での連携が不可欠ですが、回復期や慢性期、在宅医療では、生活圏域に近い場に病床の整備が必要です。病床数だけでなく、病床機能にも着目し、区民の皆さんが住み慣れた地域で安心して医療が受けられる環境を整備するため、取組を進めます。	-
236	急患を受け入れられる病院を増やしてほしい。	救急患者の受け入れは、順天堂練馬病院や練馬光が丘病院で取組を進めている増床等の事業において対応を検討しています。また、医療機関に対する支援制度と医療環境整備基金を新たに創設し、病院の誘致に取り組んでいます。	□
237	病院誘致を進めるとのことであるが、医者にかからず予防に努めている人々を報奨する制度があるとよい。病床数を増やせば財源が枯渇する。	予防できる病気は、予防することが重要と考えています。練馬区健康づくり総合計画や高齢者施策においては、健康寿命の延伸を重視し、生活習慣病予防と介護予防に重点をおいています。今後も区民の健康づくりを支援できるよう努めます。	※
238	病院を増やすだけでなく、例えば区が開業医と連携して、空き家などを活用し、家庭に近く、ホームドクターに回診してもらえる「看護の館」のような取組など、病床数を増やす事業を検討できないか。	医療分野では入院病床を増やすだけでなく、在宅医療の取組を推進する必要があります。医療・介護の関係者と連携を取りながら、かかりつけ医による訪問診療の充実等について検討を進めます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
239	大泉学園町にできる新病院は、リハビリ病院として、急性期病院を退院した大腿骨骨折や脳血管障害の患者のみを受け入れるので、在宅療養ネットワークといっても対象は限定される。在宅療養を行う患者や家族に対する支援は、在宅療養支援診療所の医師を中心に訪問介護ステーションや、ケアマネージャーや介護事業者と連携し、医療と介護の両面からすすめるべき。	回復期病院は、急性期病院を退院した後にそのまま自宅に戻れない患者に対し、集中的にリハビリを提供する貴重な病院です。患者の在宅復帰に向け、医師会や介護保険サービス提供事業者等と連携することで、在宅療養ネットワークの一翼を担います。	△
240	大泉学園町にできる新病院は、外来診療も行うよう検討すべき。	外来診療については病院の機能や医療従事者の配置状況などを総合的に勘案し、病院の運営法人と検討を進めます。	△
241	年齢を重ね80歳を過ぎて癌や脳疾患が発覚した場合、高度医療を選ぶのか、選ばないのか前もって申告しておく制度があるとよい。介護度が重度であっても在宅治療を受けて亡くなりたくない。	患者には、公平に医療を受けたり、十分な治療説明を受けることが必要です。積極的に高度医療を受けるか、または自宅での在宅療養を選ぶかなどの選択や患者の自律性は、守られるべきものの1つと考えます。 区では、現時点で事前申告の制度を構築する考えはありません。	※
242	休日急患診療所の混雑を解消するために、練馬・石神井以外の地域にも休日急患診療所を開設し、内科と小児科を別々に開設すべき。	小児救急医の不足や小児科医配置の病院の減少により、夜間や休日に救急医療に従事する体制を充実することは難しい状況です。区内には、24時間小児科医が確保された休日・全夜間診療を実施している医療機関が2つあります。さらに、練馬区医師会の協力のもと、練馬と石神井の2か所に休日急患診療所としての拠点を開設し、混雑時には3名の医師を確保するなどして内科と小児科の対応を図っています。	※
243	ジェネリック医薬品を普及させることにより、医療費の抑制ができるのではないかと。	ジェネリック医薬品の普及に向けた取組として、ジェネリック医薬品希望シールを、全ての国保加入世帯に配布するとともに、ジェネリック医薬品を使用することにより一定以上の自己負担額が軽減される方に対し、ジェネリック差額通知を年に3回発送しています。	□
244	高齢者は、かかりつけ医を受診することを原則とし、大病院での受診はかかりつけ医の紹介状を必要とすれば、医療費の抑制につながるのではないかと。	平成27年5月に成立した医療保険制度改革法により、大病院には、地域の診療所等との連携を進める等の責務が規定されました。やむを得ない事情がある場合を除き、紹介状なしで受診する方は、平成28年4月より特別の料金（初診の場合5,000円以上、歯科は3,000円以上）を徴収されるようになりました。	□
245	年数回の研修や会議を実施し、特定の事例を扱っても日常的な対応の参考にはならないと思う。実際に医療介護、在宅介護の連携の難しさや、どのようにすれば医療介護がスムーズに行くか、課題抽出を含め、深掘りする必要があると思う。	区では、在宅療養推進協議会を中心に検討を重ね、在宅医療・介護連携推進事業の取組を実施しています。区内病院・訪問診療医・在宅サービス事業者に協力いただき、事例検討会・多職種交流会、多職種連携研修等を実施しています。今後とも、退院から在宅療養への連携に関する課題抽出やルールづくりについて意見交換を進めます。	□
246	各健康診査・がん検診の対象年齢を広げて拡充すべき。	健康診査・がん検診の対象年齢は、国のガイドライン等を踏まえて設定しており、現在のところ拡大する予定はありません。 今後も国やがん検診の精度管理の動向に注視し、よりよい健康診査・がん検診の実施に努めるとともに、受診しやすい環境の整備を進めていきます。	※
247	膨大な社会福祉費の財源はどうか、破綻を招くと思われる。後期高齢者医療制度の負担比率は、所得のみで判断するのではなく、資産も考慮し、自己負担比率3割の人々を増やすべき。また、比率を高くすべき。	後期高齢者医療制度における一部負担金については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条で所得により判定すること、および割合は1割と3割であることが定められています。	※

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
<b>取組10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します</b>			
248	生活保護世帯への適切な支援を行う職員の質の向上や労働環境への配慮を求める。	ケースワーカーや相談面接等を行う実務研修を一層充実し、事務処理能力の向上を図り、職務遂行能力を高めていきます。 また、必要なケースワーカーを増員し、よりきめ細かい支援を行っていきます。	○
249	ケースワーカーは非正規や非常勤ではなく、正規職員を増員すること。	ケースワーカーについて必要に応じて常勤職員を増員し、訪問面接等により、生活保護受給者が抱えている課題の把握に努め、生活の自立を促していきます。	○
250	福祉事務所支所の設置など、身近な地域の相談窓口の増設を求める。	現時点で、福祉事務所を6所にする予定はありませんが、生活サポートセンター、高齢者相談センターや子ども家庭支援センターなど身近な地域に相談窓口を設置しています。	※
251	福祉事務所の機能強化を掲げているが、現在、保健相談所・区民事務所は6所、福祉事務所は4所である。地域での配置として福祉事務所の6所化についての検討はないか。	今後も、関係機関と緊密に連携し、支援が必要となる世帯へきめ細やかに対応していきます。	※
252	福祉事務所の開設時間を夜間まで延長したり、土日祝も開設する等拡充すべき。窓口対応だけではなく、メールや電話・FAX等でもスムーズに対応すべき。手続きを郵送やインターネットで済ませられるようにすべき。生活保護の申請をスムーズに受理できるように必要書類や申請書等をホームページで公開すべき。	現在、福祉事務所では、メールや電話での問合せや相談についても対応しています。FAXによる相談は、個人情報保護の観点から原則として対応していません。 事情や状況は千差万別であり、様々な書類が必要となる場合もあることから、原則として生活保護の申請にあたっては、来所、面接相談を経て申請、という流れになっています。 生活保護制度をはじめとする福祉制度の利用にあたっては、困っている状況を詳しくお聞きしたうえで、ご案内を行う必要があります。 事情がある場合には、現在でも土日、夜間等の相談を行っており、あわせてインターネットやホームページも活用しています。	□
253	区の丁寧さが援助してほしいと思っている人たちをつけ上がらせているように見える。福祉に片寄りすぎではなく、人として自立して生きる生活支援をお願いしたい。	真に福祉施策を必要としている区民には、でき得る限り自立して安定した生活ができるよう、置かれている環境や、抱えている課題を的確に把握したうえで、必要な支援を行っています。	□
<b>取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます</b>			
<b>快適な都市環境を創出する道路を整備します</b>			
254	道路づくりは街を壊すこととなり、住民の生活の場を奪う。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。 区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に区西部地域の整備率は約3割であるなど、整備が大きく遅れており、南北方向等の都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき交通が生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。都市計画道路の整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから練馬区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害する要因ともなっています。また、災害時に区民の生命や財産を守るためにも、その整備は急務と考えます。	※
255	都市計画道路の整備を理由に、道路づくりを最優先としているが、びっしりと住宅ができているところに改めて道路をつくる必要はない。道路づくりからみどりは産み出せない。	整備にあたっては、街路樹等による緑化を進め、沿道まちづくりの中でもまちのみどりを増やすなど都市生活を支える良質な空間を創出するように努めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
256	今後の都市計画道路建設計画をすべて白紙に戻せば、相当程度起債の額を減らすことができ、子供たちの将来の負担も軽減される。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠なものと考えています。起債については、後年度負担に十分留意して活用していきます。	※
257	第四次整備路線に入った、232号線、135号線はみどりとのつながり、子どもたちの育つ環境、地域のつながりを壊すものとする。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠なものと考えています。 大泉学園駅南側の地域では、都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき車両が学芸大通りやロードふじみ等の生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。こうしたことから、地域の課題の抜本的な解決のためにも区は都市計画道路の整備は重要であると考えています。 今後も、地域の方々へ説明や意見を伺うなどしながら、事業の推進に努めていきます。	※
258	補助135号線と232号線は、大泉第二中学校を分断し子どもたちの教育の場を狭め、遊び場や自然に触れる機会を奪うとともに、暮らしにも深刻な影響を与えることから、第四次事業化計画を見直し計画を取り下げてほしい。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要不可欠なものと考えています。 大泉学園駅南側の地域では、都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき車両が学芸大通りやロードふじみ等の生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。こうしたことから、地域の課題の抜本的な解決のためにも区は都市計画道路の整備は重要であると考えています。補助135号線、補助232号線は、本年3月に策定した第四次事業化計画において、交通処理機能の確保等で必要性を確認し、地域の安全性向上等の観点から優先整備路線に選定しました。	※
259	大泉第二中学校校庭を分断する補助135号、232号の道路建設をやめること。	大泉第二中学校の教育環境を確実に保全することは重要な課題だと認識しています。そこで、中学校の教育環境保全策を検討するため、地域交通・教育・建築等の各分野の専門家で構成する有識者委員会を設置し検討を始めました。区では今後、有識者委員会で示された助言・提言をもとに、取り組み方針を定め、地域の皆さんとの意見交換をしながら、事業の推進に努めていきます。	※
260	都市計画道路の地下化、費用はかかるが検討すべき課題ではないか。東京の地下50メートル以深は、地上権者の同意無しでも利用可能となっている筈である。	都市計画道路は、区民の日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成し、区が発展していくためにも、その整備は必要不可欠なものと考えています。 道路の地下化については、道路沿道の利用ができなくなるなど、アクセスや利便性に支障があることから、日常生活に関わる一般的な道路の整備手法としてはふさわしくないと考えます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
261	「都市計画道路の整備の遅れ」こそ、守るべき自然がまだ練馬に残されているということであり、練馬区民としてはむしろ誇るべきことである。	練馬区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に区西部地域の整備率は約3割であるなど、整備が大きく遅れており、南北方向等の都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき交通が生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。都市計画道路の整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから練馬区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害する要因ともなっていると考えています。また、災害時に区民の生命や財産を守るためにも、その整備は急務と考えます。 整備にあたっては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていくとともに、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化して、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	※
262	石神井公園南口西開発と都市計画道路補助232号線の延伸はやめるべき。再開発で人の流れが変わり、商店街に得はなかった。防災遮断帯というのも住民を追い出す口実だ。石神井公園駅周辺をよりよくするために、住んでいる人々、利用する人々、営業する人々が不利益にならないようにしてほしい。	平成15年に、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を地域の方とともに策定し、南口駅前広場や周辺道路等について、段階的に整備を進めてきており、補助232号線の整備が残された課題となっています。 まちづくり全体構想では補助232号線を、歩行者の安全と円滑な車両通行の確保のために必要な路線と位置付けており、区は駅周辺の交通ネットワークの基幹と考えています。また、再開発事業では、ゆとりある駅前空間や豊かなみどりの創出、駅から商店街への動線確保などについて、地域の皆さんと協議を行いながら、道路整備と一体的にまちづくりを進めていきます。	※
263	石神井公園南口に建設中の14階のビルの説明会では、車の出入り口は駅前広場は使用せず、全て西側2か所に計画するという。駅南側にある東西の細い道で交通事故が多発するのではないか。	ご質問の事業は民間の開発になります。交通管理者(警察署)と協議した結果と思われますが、区から、ご意見とともに安全に配慮するよう事業者へ伝えます。	△
264	232号線は保谷の途中までできており、白子川源流部を分断するが石神井商店街とどのように結ぶのか。	事業化が未定の区間については、周辺道路や前後区間の都市計画道路の整備状況を踏まえながら、今後の事業化に際して、具体的な構造等の検討を進めていくことになります。	-
265	西武新宿線と道路の交差による上石神井駅周辺の踏切の混雑は、都市計画道路を建設しなくても半地下掘割式の交差を取り入れることによって、都市計画道路建設と踏切の立体化がリンクされている現在の条件を解決できる。	連続立体交差事業は、数多くの踏切を同時に除却することにより交通渋滞や踏切事故を解消し、鉄道により分断されていた市街地の一体化を図ることができる事業であり、道路整備の一環として施行される都市計画事業です。 上石神井駅周辺においては、駅前の道路が狭いいため、自動車や自転車、歩行者が錯綜しており、交通環境の改善と機能強化が望まれています。 鉄道の立体化を道路整備や駅周辺のまちづくりと同時に進めて行くことで、分断されていたまちの一体化や、安全な歩行者空間の確保など、様々な相乗効果が期待できます。 今後も、東京都、鉄道事業者と連携し、上石神井駅周辺のよりよいまちづくりの検討を進めて行きます。	※
266	東京都第四次整備計画のうち、放射35号線は計画を中止するよう東京都にはたらかかけてほしい。	放射35号線は、埼玉県と連絡する広域的な骨格幹線道路です。本年3月に策定した第四次事業化計画では、交通処理機能の確保等による必要性を確認するとともに、骨格幹線道路網の形成の観点から東京都の優先整備路線として選定されました。区においても、広域的な道路ネットワークを形成する放射35号線の整備は、東部地域の南北交通の円滑化などにおいて必要な道路と考えています。事業化の際には、地区の皆さんのご意向を伺いながら、沿道のまちづくりについて検討していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
267	道路整備を迅速に進めてほしい。また、普通乗用車のすれ違いが困難な狭あい道路を拡幅すべき。外環の2の具体的な整備計画を作成すべき。	区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に、区西部地域の整備率は3割と整備が遅れています。これら整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから区が取り残されるばかりか、区の発展を阻害することにもつながると考えています。阪神淡路大震災のような未曾有の大災害から、区民の生命や財産を守るためにも、本年3月に策定した平成28年度から10年間の新たな整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。 地域の生活道路については、地区計画制度を活用し、地区施設(区画道路等)に位置付け、道路空間の確保に努めています。また、幅員4m未満の狭あい道路については、建て替え時の後退等に係る費用の助成事業を行い、道路整備に取り組んでいます。 外環の2については、東京都が事業を実施する予定です。区は、早期整備を東京都に要請するとともに、東京都と連携しながら、沿道まちづくりの推進に取り組んでいきます。	○
268	石神井公園駅南地区の補助幹線道路132号線を早く供用開始すること。供用開始に当たっては、道路が急こう配のため速度の制限をすること。	石神井公園駅南側の補助132号線については、まちの軸となる道路として、早期の完成に向け鋭意整備を進めています。また、この区間の道路勾配は、道路構造の基準に沿って整備を進めています。	□
269	外環自動車道の建設により、関町南1丁目付近が東西に分断された場合、横断橋を設けてほしい。	外環自動車道の整備は、国や高速道路株式会社(NEXCO東日本、NEXCO中日本)が行っており、関町南1丁目付近には、青梅街道インターチェンジの設置が予定されています。 国や東京都は、平成21年4月に公表した「対応の方針」(外環事業をよりよいものとするため、多岐にわたる地域の課題を整理しその解決のための方針を示したもの)において、青梅街道インターチェンジの事業実施に伴い、現況のコミュニティに影響が生じる箇所については、環境施設帯などを活用した分断道路の機能を補完する道路を確保するとしています。 引き続き、事業者に対して、横断橋の整備など、機能の補完を求めています。	△
270	住民以外の車が多く流入してきて住民が迷惑している道路は、住民以外通行禁止にすべき。	車両の通行禁止など交通規制については、公安委員会が所管していますので、ご意見を区内警察署に伝えました。今後も、警察等関係機関と連携しながら、区民の皆さんが安全、安心に道路を利用できるよう努めています。	△
271	西武新宿線の連続立体交差化について、西武新宿線立体促進協議会と区との連携や役割分担が分からない。また、進捗状況も教えてほしい。	連続立体交差事業は、主に東京都が事業主体となり実施する都市計画事業です。区民、区議会、区は一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、立体化を早期に実現するため、東京都に対し要請活動等を実施しています。 東京都は、平成28年3月、西武新宿線の井荻駅から東伏見駅間を、連続立体交差事業について新規に着工を準備する「準備中区間」に位置付けました。 連続立体交差事業を早期に実現していくためには、沿線まちづくりの推進が必要です。区としては、鉄道と交差する外環の2などの道路整備や駅前広場整備など駅周辺のまちづくりを進め、立体化の早期実現に取り組んでいます。	-
272	富士街道の歩道を歩きやすいよう修繕してほしい。また、バス通りを吉祥寺に向かっていく際の歩道を歩きやすくしてほしい。	富士街道は東京都が管理する道路のため、歩道の修繕について東京都に要請します。 区では、大泉学園駅付近から吉祥寺方面への都市計画道路について、整備に向けた検討を進めており、緑化や無電柱化、自転車レーンの整備など快適な都市環境の整備を積極的に推進しています。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
273	都市計画道路の整備は、施工後の都市計画用途地域変更によって固定資産税が高騰し、税収の増加が期待できるのではないかと。	特別区における固定資産税は、特例で東京都が課税し、特別区財政調整交付金の原資となっているため、間接的に区財政にプラスの効果があります。 区では、都市計画道路の整備にあわせた沿道まちづくりを行い、住民の意向や、沿道の土地利用、周辺環境などに対応した用途地域の変更等を行っています。これらのまちづくりにより、土地の価格評価にも影響すると考えます。	-
274	大きな地震に備えて、電柱を地下に埋め、無電柱化を進めてほしい。	本年5月に策定した「練馬区無電柱化基本方針」に基づき、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的として、歩道幅員2.5m以上の都市計画道路などの整備にあわせて、無電柱化を推進しています。 今後、モデル事業を実施し、歩道空間が狭い道路でも無電柱化が可能となる新たな整備方式を検討することで、無電柱化の対象路線を拡大し、災害に強い安全なまちの実現を目指します。	□
<b>都営地下鉄大江戸線の延伸を実現します</b>			
275	大江戸線延伸はまず土支田駅(仮称)まで延伸する等出来る所から始めてほしい。大江戸線は大泉学園町駅(仮称)の先を東所沢まで延伸する計画になっているが、練馬区内にもう1駅整備できるよう働きかけてほしい。	現時点で事業予定者である東京都交通局から、具体的な整備計画等は示されていません。一方で、本年4月の国の諮問機関である交通政策審議会が発表した答申や、昨年7月の東京都都市整備局が公表した広域交通ネットワーク計画では、光が丘から大泉学園町までを1つの計画区間として位置付けています。区は、事業採算性や整備効果などを総合的に踏まえ、この区間を一体で整備することが、区にとって最も有益となるものと捉えています。 また、大泉学園町以西の延伸については、今後、関係機関とともに事業主体を含めた具体的な事業計画を深めていくこととなります。ただし、区内にさらに1駅整備するのは、大泉学園町駅(仮称)から新座市境界までの距離が短いため、一般的な駅間距離を考慮すると困難であると考えます。	※
276	大江戸線の延伸は都の事業なので、区が反対さえしなければ進む。余計な予算を使わないでほしい。	本年4月、国の諮問機関である交通政策審議会は、東京圏の都市鉄道について今後の取り組み方針を示し、鉄道ネットワークの充実に資する24のプロジェクトを選定しました。なかでも大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトに選ばれています。また昨年7月には、東京都の広域交通ネットワーク計画において、整備について優先的に検討すべき5路線に選ばれています。これにより、国と東京都から整備に向けた明確な位置付けを得ました。地域の長年の要望活動と、東京都との実務的協議を進めた結果が実ったものです。しかし、事業化に向けては費用負担のあり方が課題とされています。 大江戸線延伸の実現に向けては、要望するだけでなく、課題解決に向けた区としての役割を積極的に果たしていくことが必要です。	※
277	素案には、鉄道駅から1km以上離れた鉄道空白地域は23区内ではごくわずかと記載されているが、具体的に素案の地図に載っているところ以外にも本当はたくさんあると思う。少なくとも、江東区、世田谷区、葛飾区、江戸川区には多数ある。1km以上離れた23区すべての鉄道空白地域を列挙して教えてほしい。	鉄道駅から1km以上離れた地域は、練馬区北西部の他に、江東区、世田谷区、葛飾区、江戸川区など区部周辺部に残っています。ただし、こうした地域の中には大規模な公園や河川敷、工場などが含まれる場合があります。そこで、これらの地域を除き、日常生活において鉄道利用が不便である住民が多数いると思われる地域として、夜間人口4,000人以上の町丁目がまとまっている地域を抽出すると、23区内ではわずかな地域が残されている状況です。 該当する地域としては、練馬区北西部、足立区西部、江戸川区中央部および南部の千葉県との境界付近の一部、江東区東部臨海地域の一部等があげられます。 練馬区北西部は、これら該当地域の中でも多くの人が住む広範な鉄道空白地域として残っており、大江戸線の延伸は、こうした地域の改善に大きな意義があると考えています。	-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
278	交通インフラの整備は大事である。練馬区には鉄道空白地域があるが、地下鉄を網羅するなり、モノレールを建設すべきである。	東京圏の都市鉄道の整備については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月に国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」により方針が示されています。答申では、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のある24のプロジェクトが示されており、区内では、現在光が丘駅まで開通している都営交通大江戸線の東所沢方面への延伸と環8通りの地下空間を利用した鉄道構想であるエイトライナーが選定されています。 特に大江戸線は、評価の高い6つのプロジェクトの一つに選ばれています。今後も、関係機関との積極的な協議を進め、大江戸線の早期実現を目指すなど、区内の交通インフラの充実を図ります。	○
279	大江戸線の延伸が進められているが、農地や緑地の減少がないことを切に望む。	区北西部に、鉄道駅から1km以上離れている鉄道空白地域が存在しています。大江戸線の延伸は、こうした地域を大きく改善し、区のさらなる発展に必要な不可欠な鉄道路線です。 延伸地域は、比較的大きな農地が残っているなどみどり豊かな良好な住宅地です。こうした地域特性を十分に踏まえつつ、地域の皆さんと意見交換を行いながら、まちづくりを進めていきます。	△
農の融合するまちづくりを進めます			
280	食べた時に、心が満足することが「本当の食の豊かさ」であると思う。子どもたちに「本当の食の豊かさ」を知ってもらうため、また、成長や健康の妨げにならないように学校給食に無農薬作物を使ってほしい。	学校給食は、児童・生徒が摂取すべき栄養基準を満たし、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を目指しています。各学校において、食材料の購入に当たっては産地等を確認し、品質、鮮度のよいものを選定しています。 また、原則として、国産品を使用するなど、食の安全面に配慮しています。	※
281	区民と農家の人が見える信頼関係を築きながら、子ども達が田植えや稲刈り、種まき、収穫などのお手伝いを通して交流を深めることが大切である。	都市農業の魅力の一つは、新鮮であることに加え、農業者の顔が見える安全・安心な農産物を提供できることだと考えます。区では、野菜ウォークラリーや練馬区農の学校における「農とのふれあい・体験コース」をはじめ、各種の収穫体験など、農とふれあう各種事業を実施し、子ども達を含め区民の皆さんと農業者との交流を図っています。 区民の皆さんと農業者が顔が見える関係を築き、農とのふれあいや交流の機会の充実を図ります。	□
282	練馬区でもニッチな野菜作りに取り組んでみてはどうか。	生産者と消費者の距離が近いという特徴から、消費者のニーズに応じた少量多品目の農産物が生産されており、イタリア料理などに使用する農産物を生産する農業者もいます。 それぞれの農産物の生育に適した気候や土壌といった条件を勘案しながら、消費者のニーズに合わせた農産物の生産に努力されている農業者を支援します。	□
283	イタリアでは店舗から1km以内で採れた素材しか使わないレストランが目立っている。練馬区でも行うとおもしろい。	都市における農業は、消費者に新鮮で安全安心な農産物を提供できることが魅力です。この利点を生かし、区内産野菜や近隣農家の野菜を使用するレストランが区内にもあります。今後も、地産地消を推進するために、練馬産農産物を積極的に発信していきます。	□
284	農業のさらなる振興に力を入れてほしい。	平成27年3月に策定した『ビジョン』において「農の生きるまち練馬」として、都市農業の振興と都市農地の保全を区の重要な施策の1つとして掲げました。 従前の農業振興施策に加え、果樹の直売や摘み取り等を行う「練馬果樹あるファーム」事業の推進や、「練馬区農の学校」における農家の支え手の育成、農業・商業等が連携した即売会「ねりマルシェ」の開催・支援など、意欲ある農業経営を支援するとともに、新鮮で安全安心な練馬の農産物の魅力を区内外に発信していきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
285	「園芸野菜工場」を建設し、新しくなる光が丘清掃工場の再生エネルギーを利用して運営し、高齢者雇用機会の創出につながるとよい。工場で生産された花や野菜は、地消を中心とし、それが人口流出や高齢化を防ぐ手立てとなればよい。	都市における農業・農地は、防災や環境保全などの多様な機能も発揮しています。農産物は農地での生産が基本です。建物内で農産物の栽培を行うためには多額の経費も必要となることから、現時点では、建物内での農産物の栽培について区で行う予定はありません。 なお、区では練馬産農産物を身近でかつ気軽に感じられるよう野菜無人販売機の設置費用の助成や、直売所マップを作成し、区民に配布しています。また、学校給食での区内産農産物の活用などにより、地産地消を推進しています。	※
286	大江戸線延伸に際し、西大泉地区で農業ICTを行い、都市農業モデルとしてほしい。土地面積が狭ければ農業ITビルなどを建て、人工知能を駆使した農業を行ってはどうか。	都市における農業・農地は、防災や環境保全などの多様な機能も発揮しています。農産物は農地での生産が基本です。建物内で農産物の栽培を行うためには多額の経費も必要となることから、現時点では、建物内での農産物の栽培について区で行う予定はありません。 農業ICTや農業ITビルの建設については、他自治体における実績や成果などについて研究します。	※
都市インフラの適切な維持保全を行います			
287	海外では、補修の予算がなくて、橋などインフラ施設が使用禁止になったことがある。 インフラ施設の維持管理については、長期的に、都市という巨大インフラへの補修・保全にかかる費用について計画的に措置してほしい。	都市インフラは区民の日常生活を支える基盤となる施設です。インフラ施設の維持管理については、長期的な視点で適正かつ効率的に取り組みます。 また、今後策定する「公共施設等総合管理計画」において、区の都市インフラの状況や特徴、維持管理に係る費用や課題等を整理し、方針を定めます。	○
その他			
288	落ち着いたある街並みにすることを検討してほしい。	区では、「練馬区景観条例」・「練馬区景観計画」をそれぞれ制定・策定し、地域の特性に応じた良好なまちなみづくりを誘導しています。とりわけ低層住宅地については、主にゆとりある住まい景観ゾーンに指定し、点在する農地や公園などみどりに囲まれた住宅地の景観を形成するよう指導しています。	□
289	まちづくり条例のテーマ型まちづくりについて、実行性のある条例にしてほしい。	練馬区まちづくり条例の特徴の1つに、「住民主体のまちづくりの充実」があります。テーマ型まちづくり提案は、これを実現するための制度です。 条例では、具体的な提案にあたり一定の要件や手続を定めており、これらの規定は、提案いただくテーマに沿ったまちづくりを進めるために必要と考えています。 平成21年度には、景観をテーマとした提案をいただき、それを踏まえて練馬区景観計画を策定しました。 今後もまちづくりに参加したいという区民を積極的に支援し、各種制度が実効性のあるものとなるよう努めます。	□
290	騒音対策など住環境づくりも大切にしてもらいたい。	現在も、地域の特性に応じた住みよい環境づくりを進めています。道路や公園の整備による良好な街並みづくりなどに加えて、住宅都市としての魅力をさらに高めるため、ゆとりと落ち着いたある良質な住環境づくりに努めていきます。	□
291	練馬区の人口は多すぎて、人口が過密していることにより様々な問題が生じる。マンション建設や土地開発の規制等を行ってみたいかどうか。	地域の特性に応じた土地利用を誘導するため、都市計画で建築物の規模等を規制しています。住居系、商業系、工業系など、地域の状況に則した建築物の用途形態や、容積率、建ぺい率、高さの限度などを定めています。 また、区内で行われる一定規模以上の開発事業については、練馬区まちづくり条例により、乱開発がされないよう、開発基準(開発協議の基準・開発許可の基準)を定めています。	□
292	住宅の開発のみどりが減っている。車両の通行も増え、まちが変わってしまった。開発も規制できないものか。		□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
293	近隣住民の疑問の声や不安を無視した強引な建築や、一戸に多数の部屋をつくるなど劣悪な賃貸住宅の増加を懸念する区民の声が上がっている。まちづくりに関わる条例の見直しを求める。	中高層建築物等(3階以上の建築物等)の建築に伴う紛争を未然に防止するため、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を定めており、建築物の概要や工事中の騒音・振動等について、近隣住民へ事前に説明し、理解を得るように努めることを義務付けています。 さらに、開発事業に関する手続や基準を定めた、「練馬区まちづくり条例」において、ワンルーム住戸(専用床面積が30㎡未満)の戸数が20戸以上の集合住宅について、建築や管理に関する基準を定め、劣悪な環境の住宅とならないよう指導しています。 近年、ご意見のように、まちづくり条例の対象とならない小規模な寄宿舎形態の賃貸住宅が増えています。一定の需要があることから増加しており、今後こうした施設の建設や利用状況を注視し、対応が必要となった際には、時機を逸することなく必要な措置を行えるよう検討していきます。	△
294	隣家が寄宿舎タイプの女性の共同住宅になった。管理人も不在で、ゴミ出し・エアコンの室外機の排気・騒音を含めて生活環境上心配だ。1人あたりの居室も狭いと聞く。何か規制をかけたりできないか。	開発事業に関する手続や基準を定めた、「練馬区まちづくり条例」において、ワンルーム住戸(専用床面積が30㎡未満)の戸数が20戸以上の集合住宅について、建築や管理に関する基準を定め、劣悪な環境の住宅とならないよう指導しています。 近年、ご意見のように、まちづくり条例の対象とならない小規模な寄宿舎形態の賃貸住宅が増えています。一定の需要があることから増加しており、今後こうした施設の建設や利用状況を注視し、対応が必要となった際には、時機を逸することなく必要な措置を行えるよう検討していきます。	△
295	区有地に生えている雑草を通行の支障にならないよう適切に管理してほしい。	区では、春から秋にかけ年4回、全ての区立公園で順次除草を行っています。 また、道路、河川通路等については、通行の支障にならないように、適宜除草を行っています。	□
296	高齢者や要介護者が、自身の足で歩けるように、歩道の整備を可能などから進めてほしい。	区では、歩道のある都市計画道路やそれを補完する生活幹線道路の整備を進めています。これらの道路の整備においては、豊かな緑の確保および自転車走行空間の確保、電線類地中化による景観の改善等、快適な交通環境の確保に努めています。 道路の整備には、土地所有者等のご理解とご協力が不可欠であり、時間がかかります。高齢者が歩きやすい歩道のある道路が一日でも早く整備されるよう、今後も区民の皆さんの意見を伺いながら、東京都と連携しつつ、積極的に整備に取り組めます。	□
297	片方向だけがスクールゾーンになっていて通行禁止になっている道路において、通学児童の安全確保のために両方向ともスクールゾーンにし通行禁止すべき。	スクールゾーンの指定は、公安委員会の所管であり、ご意見を区内警察署に伝えました。今後も、警察等関係機関と連携しながら、通学児童の安全安心の確保に努めます。	△
298	駅周辺道路の渋滞によるバス遅延を減少すべく駅周辺道路は、バス・タクシー・許可車以外は通行禁止にすべき。	車両の通行禁止など交通規制は、公安委員会の所管であり、ご意見を区内警察署に伝えました。今後も、警察等関係機関と連携しながら、区民の皆さんが安全、安心に道路を利用できるよう努めます。	△

No.	意見の概要	区の方考	対応区分
299	道路や鉄道整備だけでなく、みどりバスも含めたバス路線の拡充により公共交通機関空白地域の解消に努めてほしい。	「公共交通空白地域改善計画」に基づき、みどりバスの運行や路線バスの再編などに取り組んでおり、現在、同計画の見直しを進めています。 また、バスの運行には一定の幅員の道路が必要であり、バスが通行できる道路の確保のためにも、都市計画道路などの整備を推進していきます。 引き続き、みどりバスを含めた路線バスの再編等により、公共交通空白地域の改善に取り組めます。	△
300	関町地域の福祉事務所は石神井管轄のため、交通の便が悪い。関町地域と石神井庁舎を結ぶみどりバスのルートを新たに作ってほしい。	みどりバスでは、現在、関町地域と石神井公園・練馬高野台駅を結ぶ関町ルートを運行しています。ご意見は、今後の検討の参考とします。	△
301	石神井公園からJR荻窪駅までのバスを増発してほしい。	バス路線の新設や減便等はバス会社の経営判断により行われています。ご意見を、機会を捉えて各バス事業者に伝えるなど、バス路線の運行改善に努めていきます。	△
302	下石神井近辺から練馬区役所までは遠く、また交通は不便なのでバス路線の再編をバス事業者に働きかけてほしい。具体的には、石22系統(石神井公園南口⇄上井草入口)を南田中倉庫まで延伸し、練43系統(練馬駅北口⇄南田中倉庫)と統合し、下石神井地域と練馬駅を結んでほしい。 西武新宿線の立体化が実現したあとには、新宿線と千川通りが交差する部分の直進が可能となるため、関区民センターと練馬駅北口を結んでほしい。	バス路線の運行や拡充は、バス事業者が経営判断により行なっています。ご意見をバス事業者に伝えました。路線延長の長大化などの課題があり、すぐに実施することは困難とのことですが、機会を捉えて各バス事業者へ検討を依頼するなど、引き続き利便性の向上等に努めます。	△
303	早朝の大泉学園町方面から大泉学園駅行のバスはとても混雑していて、乗車できないことがあるため、西武バスと連携しバス路線の見直しを行うことを提案する。	バス路線の運行や拡充は、バス事業者が経営判断により行っています。機会を捉えてご意見をバス事業者に伝えるなど、バス路線の運行改善等に努めていきます。	△
304	区内の月極め駐輪場は何百人待ちという状況である。これは駐輪場が不足しているからだ。	大泉学園駅周辺の自転車駐輪場について、定期利用希望者が多いことは区も把握しています。しかし、駅周辺には自転車駐輪場に適した用地がなく、短期間でご要望にお応えすることはできない状況です。 引き続き定期利用と一時利用のバランスを踏まえ、自転車駐輪場の改修を進めていきます。	※
305	放置自転車がが多いのは駐輪場が有料であるからである。駅から500メートル以上離れた駐輪場は無料にしてほしい。	平成4年から、駅周辺(500m超含む)の自転車駐輪場を受益者負担の原則に基づき有料化しています。それにより、徒歩圏からの自転車利用を抑制し、徒歩・自転車・バスの各交通手段を使い分けていただくことで、施設の効率的な運用を図っています。	※
306	大泉学園南口の広い土地の駐輪場を、3階建てにしてほしい。	当該自転車駐輪場は、借地に設置しています。今後、区有地に変更が可能となった時点で、立体駐輪場について検討します。	△
307	西武バスと連携し、必要な台数を収容できる自転車駐輪場を早急につくってほしい。	駅周辺以外の西武バスの停留所で、大泉北出張所バス停、風致地区バス停、都民農園バス停の付近5箇所に自転車駐輪場を設置しています。	□
308	大泉学園駅は、多くの利用客がいるにも関わらず改札が1か所しかなく、また、ホームへのエスカレーターも昇り1か所、下り1か所しかなく不便である。ホームも狭く危険であるため、鉄道会社に大幅な改善を求めてほしい。	大泉学園駅には、1日平均約8万6千人の乗降客数があり、朝夕は大変混雑しています。引き続き鉄道事業者に対して安全性の確保等について働きかけていきます。	△

No.	意見の概要	区のお考え方	対応区分
309	環状8号線の下を通る地下鉄エイトライナー計画を促進してほしい。	エイトライナーは、環8沿線地域を連携し、南北方向のアクセス利便性や羽田空港へのアクセス向上を図る意義のある路線と考えています。平成28年4月、国の諮問機関である交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における都市鉄道のあり方について」では、東京圏の都市鉄道が目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトとして24のプロジェクトが位置付けられ、その1つに、エイトライナーを含む、区部周辺部環状公共交通の新設が位置づけられました。路線の意義は認められているものの、高額な事業費や需要の確保、整備方策など検討すべき課題が様々あるとされていることから、引き続き、東京都や関係区と連携して研究を進めます。	□
310	石神井川を部分的に暗渠にして、その上の土地を活用できれば様々なことに活用できる。	武蔵関駅付近の石神井川では、現在東京都による河川改修事業が行われています。また、同地域においては、西武新宿線の立体化を見据え、区民の皆さんとまちづくりの検討を行っています。 石神井川の部分的暗渠化とその上部利用について、河川改修事業者である東京都へご意見を伝えます。また、区としてもご意見を踏まえ、東京都と連携してまちづくりを進めます。	△
311	球形ガスタンクの地下化に尽力すべき。地下化により、大地震時を想定しての安全安心の確保、都市アメニティーの創造、新しいみどりの創造などが期待できる。	東京ガス株式会社から、谷原のガスホルダーは、震度7クラスの大地震にも耐えられると聞いています。	※
312	練馬区独自の「省エネルギープランの創出」に尽力する。家庭での電力消費削減、エスカレータ利用の制限、家庭でのクーラー使用制限(室温を26度以下にしない)などを徹底させることを提案する。	省エネルギー対策については、環境に関する様々な啓発事業や環境教育事業と連携して取り組んでいます。	□
<b>取組12 施設のあり方を区民参加により見直します</b>			
<b>施設の機能転換、統合・再編、複合化を進めます</b>			
313	高齢者が集まる場所が狭い。出張所などが使えるとよい。	出張所の廃止後の跡施設活用については、出張所ごとに説明会を開催するとともに、区のホームページや出張所窓口などを通じて、地域の皆さんから意見を伺ってきました。そうした意見を踏まえ、施設の規模や地域の状況に応じて、活用案をお示しし、さらにご意見をお聞きしたうえで活用を進めます。	○
314	出張所の廃止に伴い、第八出張所・北町地区区民館の1階ロビー部分を「みんなが立ち寄れる場」、「個人でも自由に過ごせる場」にして、地域の人々がホッと一息つけるようにしてほしい。	出張所の廃止後の跡施設活用については、出張所ごとに説明会を開催するとともに、区のホームページや出張所窓口などを通じて、地域の皆さんから意見を伺ってきました。第八出張所においても、同様の意見を含め、様々な意見をいただきました。そうした意見を踏まえ、施設の規模や地域の状況に応じて、活用案をお示しし、さらにご意見をお聞きしたうえで活用を進めます。	○
315	南大泉5丁目には、近くに公共施設が無く、児童館も遠い。コンビニなどで証明書類が受け取れるようになるのと期待をしている。	平成28年4月からマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付を開始しました。全国のコンビニで利用でき、利用時間が毎日6時30分から23時(年末年始と点検日を除く)までと長いことに加え、手数料は窓口より100円安くなっています。利用するには、マイナンバーカードが必要になりますのでマイナンバーカードを取得してください。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
316	出張所窓口で行っていた住民票・印鑑証明等の発行や税等の収納を郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納としたが、「かえって不便になってしまった」、「個人情報の漏えいが心配」などの声もある。	証明書の発行や収納事務については、出張所の窓口では取扱いを止めましたが、コンビニ収納の活用、証明書発行の郵便局窓口への委託の導入等によって、地域における事務サービスの水準を維持してきました。 また、証明書のコンビニ交付サービスは、利用時間が長いことや利用場所の拡大で区民サービスの拡大が図られています。 郵便局窓口の委託は、法律に基づき実施されているもので、郵便局員にも区の職員と同等の守秘義務があり、個人情報の取扱は厳格に行っています。コンビニ交付においては、申請者本人が申請から交付まで自ら手続きを行うことで、他人の目に触れず、個人情報を保護しています。さらに、専用の通信回線を利用し、通信内容の暗号化等の個人情報漏えい防止対策を実施しています。	-
317	出張所の廃止について、利用者である区民の声を聞き検証をしていない。計画性のないまま廃止となった出張所としての機能を戻すべき。	出張所の廃止については、平成25年に策定した「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」の中で、今後、出張所の機能転換を図っていくと示しました。計画策定にあたっては、区民意見反映制度により区民からのご意見を伺いました。 上記の計画に基づき、平成26年7月22日から出張所の窓口での証明書発行や収納事務を取り止めると同時に区民事務所を2か所増設し、6か所としました。計画実施後、2年が経過し、出張所に残った取次ぎ業務の受付件数も減少しているため、これまでの機能を持った出張所を継続していくことは困難です。今後の出張所の跡施設の活用については地域の皆さんのご意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じた活用を進めていきます。	※
318	出張所は数を半減し、また以前のように転入転出手続きや証明書の発行をしてほしい。		※
319	出張所の廃止後の案として、シェアオフィスやコワーキングスペースとすることを提案する。	出張所の廃止後の跡施設活用については、出張所ごとに説明会を開催するとともに、区のホームページや出張所窓口などを通じて、地域の皆さんから意見を伺ってきました。シェアオフィスやコワーキングスペースとしての活用を含め、様々なご意見をいただいています。ご意見を踏まえ、施設の規模や地域の状況に応じて、活用案をお示しし、さらにご意見をお聞きしたうえで活用を進めます。	△
320	練馬区民事務所をココネリに移転すべき。	練馬区民事務所を練馬駅北口のココネリに移転することは、スペース確保の問題があり困難です。また、練馬区民事務所は他の5区民事務所と異なり、住所異動に伴う様々な手続きを庁舎内の直接担当する課で行うことができるので、1度の来所で手続きが済むことから、庁舎内に区民事務所がある方が利便性が高いと考えます。	※
321	墨田区のように雨水を活用する取組を行ってはどうか。	区立施設の大規模改修等を計画する際に、施設規模や用途等を考慮し、雨水利用設備の導入を検討しています。	△
322	統廃合で無くなった小中学校や、旧都立大泉学園高校は今どうなっているのか。	光が丘地域の区立小学校の統合・再編により、4つの小学校が閉校となりました。このうち2施設は、学校教育支援センター、こども発達支援センター等の区民ニーズにこたえる新たな施設を開設し活用しています。また、1施設は民間のインターナショナルスクールに貸し付けています。残る1施設は、練馬光が丘病院の建替え時の関連用地として活用することとしています。 旧都立大泉学園高校跡地は、都市計画公園として区域決定しており、半分は区立大泉学園町希望が丘公園として開設、残りは公有地です。今後、東京都から用地を取得し、跡地一帯を公園として整備します。	-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
323	子どもが減少しているのであるから小中学校は統廃合すべきという結論が出るはずである。なぜ小中学校の統廃合を検討しないのか。地域の反対や、それに対する面倒さが理由なのか。	光が丘地域の区立小学校の統合・再編により、4つの小学校が閉校となりました。今後も保護者、地域の区民の皆さんと協議しながら、区立学校の統合・再編を進めます。	○
324	稼働率が低く有効に活用されていない地域集会施設の一部を保育所へ転換すべき。	稼働率は地域の状況や施設の立地により差がありますが、引き続き稼働率の向上に取り組むとともに、改修改築にあわせて、長期的視点に立って再配置を検討します。	※
325	旭町南地区区民館は、清掃工場の還元施設として建てられた。各施設、各館色々な成り立ちの経緯がある。急に「行革だから統廃合」と一方的に掲げられても納得できない。建設に汗をかいた人も含めて、十分な説明と納得が必要だ。	区立施設の機能転換・統合・再編は、社会の状況が大きく変化の中で、区の実情に即した望ましい施設を長期的見通しをもって実現するための手法の1つとして検討するものです。施設の現状と将来見通しを区民の皆さんによく知っていただいたうえで、今後の施設のあり方をともに考えていきます。	△
326	稼働率が低く有効に活用されていない地域集会施設の一部を、街かどケアカフェへ転換すべき。	街かどケアカフェについては、出張所跡施設や敬老館等の地域施設の改修、改築にあわせて増設を検討していきます。	△
327	地域集会施設が近接している地域があるので統合すべき。	地域施設については、改修、改築にあわせて長期的視点に立って再配置を検討します。	△
328	小中学校の改築の際、地域住民が使える集会施設も一緒に整備し、体育館やグラウンドも区民が簡単に活用できるようインターネットによる予約システムを構築してほしい。また屋内プールに改築しスポーツ体育施設も整備することで区民の健康増進に寄与できるようにしてほしい。	学校改築にあわせて、周辺の地域施設との複合化は、学校における教育活動に配慮したうえで検討を進めています。また、手続き方法や既存の学校施設の開放についても今後検討していきます。 なお、学校プールを屋内にすることや体育施設を併設することについては、費用対効果を含めて研究します。	△
329	学校の統廃合は、児童の通学時間が長くなったり、スクールゾーンになっていない道路を通ることがないように慎重に進めてほしい。	学校の適正配置は子供たちの教育環境を整えるために行うものです。 児童・生徒の通学路の安全対策についても、十分な検討を行います。	△
330	学校の統廃合ではなく、学校の敷地を活用して保育施設や地域集会施設・街かどケアカフェ等の複合施設に改築する方向にすべき。	学校改築にあわせて、学校における教育活動に配慮したうえで、周辺の地域施設等との複合化を検討します。	△
331	今まで「協力してくれ」と言っておいて、地域が慣れない事を一生懸命やっているのに、今度は「統合、廃止を検討」と言われて、掌を返された印象である。	施設の機能転換、統合・再編は、社会の状況が大きく変化の中で、区の実情に即した望ましい施設を長期的視点に立って実現するための手法の1つとして検討するものです。具体的な見直しにあたっては、区民の皆さんに丁寧に説明し、ご意見を伺いながら進めます。	△
332	図書館情報を基にして議論し合う懇談ルームや、パソコン付きのブースが多くある、最近の欧米ではごく当たり前の中央図書館をつくらないと世界から取り残されてしまう。	各館の大規模改修等にあわせて、様々なコーナーの充実を検討し、図書館サービスの向上に努めます。	△
333	施設の複合化についても、ビジョンや基本的な視点を区民が共感できる形で提示してほしい。また、設計段階から住民参画を得ていくことを期待する。	施設の複合化を含めた区立施設の総合的なマネジメントの方針を示す、公共施設等総合管理計画を策定します。 また、同計画に基づく具体的取組を着実に進めるための実施計画を、区民や外部有識者等の意見を踏まえて平成29年度以降に策定します。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>区立施設の使用料を見直します</b>			
334	地域集会所の使用料は現状のままとしてほしい。	施設の使用料や減額・免除制度については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを考慮して、あり方を検討していきます。	△
335	高齢者が区立施設を利用する際の使用料の免除措置は介護予防につながる。存続させてほしい。		△
336	「75歳以上の区民等が占める10人以上の団体」は地域集会施設の使用料が免除になっているが、5割減額に変更すべき。外郭団体が区施設を使用する際免除になっているが参加費を徴収するような催しの場合は免除・減免を無しにすべき。外郭団体は一律に使用料を免除にするのではなく区の活動等必要最小限の範囲のみ免除にすべき。		△
337	人が集い、交流し、健康を増進させる施設の採算がとれないのは当たり前である。お金を取ることを考えては施設の存立意義が損なわれる。区民の健康や笑顔は、健康保険料の削減など、見えないところで区の財政に貢献しているはず。		△
338	施設使用料は大変に活動しやすい設定となっていて助かっている。しかし、とても施設維持を賄える金額とは思えない。多少負担が増えてもやむを得ないと考えている。ただし、敬老開放で、毎日のように風呂に入り、涼しいところでカラオケを楽しむ人が無料なのは疑問である。		△
<b>委託・民営化を推進します</b>			
339	区民が必要としている施設を、区内事業者が担うことはできないか。また、区・区民・区内事業者で協働する仕組みができないか。	区立施設の運営については、指定管理者制度や委託、区民との協働など、施設ごとに最適な方法となるよう取り組んでいます。 また、保育施設や介護保険施設など区民ニーズにこたえる民間施設の整備にあたって、区内事業者が力を発揮できるよう検討していきます。	□
340	委託・民営化計画、使用料の見直しはやめるべき。	事業者の民間ならではの創意工夫や努力が活かされ、区民サービスの向上と持続可能性の両立につながるよう委託・民営化を進めます。施設の使用料については、社会状況の変化や、利用する人と利用しない人との負担の公平性などを踏まえて、あり方を検討します。	※
341	どの自治体でも民間委託を進めているが、窓口立つ人が委託先の人であっても、区の施設である以上、監督義務は区にある。	委託業務の最終的な責任は区にあります。今後も、契約内容に基づき、受託者への適切な監督義務を果たします。	□
342	委託企業へのマネジメントは、相互に交わした契約に基づく結果のチェックが本質であるはず。委託企業に任せる内容をいちいちチェックしているのは、発注者の身がいくらあっても足りない。 図書館指定管理者へのマネジメントでは、区職員による直管当時とははっきり異なるにも関わらず、同じような管理手法に拘泥しているように感じる。 一方で、外郭団体に対しては、管理体制が予算と決算との帳簿合わせに終始し、任せきりのように感じる。 区は、マネジメントのあり方そのものを良く検討すべき。	指定管理者については、協定に基づく履行を確認するため、モニタリングを実施しています。効率的な管理方法については、研究していきます。 外郭団体は、区の業務を補完・代替する役割を担っています。各団体がその役割をよりの確に果たせるよう、区の関与や支援、および指導・監督のあり方を見直していきます。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
343	区は図書館の指定管理者による管理運営業務を、利益追求団体に依存している。これは大きな矛盾を構造的に有している。 近い将来、受託者を、外郭団体や独立行政法人など非営利団体に変えて、継続して運営委託させる制度の条例化が必要である。	指定管理者は、いずれも公立図書館の指定管理業務を受託している実績を有する法人・団体です。法人の種別を制限することは考えていません。	※
344	図書館の蔵書構成は、行政が最後まで責任を持ってほしい。	蔵書資料の選書、収集は区が実施しています。区立図書館資料収集方針において、利用者に役立つ資料や情報を提供することを責務としています。	□
345	委託・民営化については、法律を遵守する業者の選定と、定期的に事業者を評価する仕組みが必要である。行政が責任を持って業者を見守るべき。区立施設は、安心できる業者により無事故で運営してほしい。	委託事業者の選定にあたっては、法令の遵守を評価項目の一つとしています。また、委託後はモニタリングを行い、適正な履行を確認しています。	□
その他			
346	区として各図書館に1人の認定司書を確保する計画を作り、指定管理者へ提示してもらいたい。	指定管理者による図書館運営にあたっては、司書の有資格者を全従事者の5割以上配置するという条件の下で職員配置が行われています。認定司書については、その必要性を含めて今後検討していきます。	△
347	図書館は、児童や生活困窮者、重度障害者といった方たちとの接点のひとつとしての重要な役割をもっと担ってよいと思う。図書館を一企業の利益回収の場とせず、行政の一部として活用してほしい。	図書館は「情報拠点として区民に役立ち頼りにされ愛される図書館」を基本理念に、あらゆる人々の課題解決に向けて、資料や情報を提供しています。また、図書館施設は地域活動の場として活用されています。これらは指定管理者制度を導入している図書館でも同様です。	□
348	関町南1丁目と杉並区との区境に、コミュニティ拠点や防災拠点も兼ねた図書館や、それに併設する行政サービスの窓口を新設してほしい。	関町地域については、平成26年7月に住所異動の届出等ができる区民事務所を設置しました。また、関町地域には関町図書館も設置しています。	※
349	練馬区役所および石神井庁舎は、熊本大震災のような震度7の地震が2回起きても事業継続出来るように耐震化もしくは改築すべき。	練馬区役所本庁舎・西庁舎は、新耐震基準、東庁舎と石神井庁舎は新耐震基準以前の建物ですが、それぞれ耐震性を有しています。 大地震が発生した際は、練馬区業務継続計画に基づき、施設利用者の保護・避難誘導等および施設被害状況の確認・安全点検などを行い、業務を継続できるようにします。	□
取組13 持続可能な財政基盤を確立します			
350	この計画によって、区の財政規模の何パーセントくらい影響があるのか、そのような裏付け資料がないと議論や検討ができないのではないかと。	計画で取り上げた取組を実施するため、区民の皆さんや関係団体のご意見を伺いながら、数値目標、手法、時期等について検討を深め、実現に取り組みます。施策の充実については、次期『アクションプラン』に反映し、税収等の動向も踏まえた財政フレームを示します。	△
351	持続可能な財政基盤を確立させるためには、歳入と歳出の差額の拡大を抑制する大方針を決める必要がある。また、どのような事業に財源を使うか優先順位を区民と相談し、事業単位で個別に予算を絞るべきである。 また、スクラップ&ビルドの観点から、事業を廃止するという計画も必要なのではないかと。	持続可能な財政基盤を確立するため、これまでの仕組みや態勢、財政支出の判断をあらゆる角度から見直し、スクラップアンドビルドを徹底していきます。 計画で取り上げた取組を実施するため、区民の皆さんや関係団体のご意見を伺いながら、数値目標、手法、時期等について検討を深め、実現に取り組みます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
352	区役所がシンクタンクとなり、巨大サービス産業として、区民の視点で政策や事業を見直し、限られた予算を効果的に使い、区民の満足度を最大限引き上げるべく職務遂行に努めなければならない。区政改革計画素案を通じ、民間には不可欠なCS (Customer satisfaction)、お客様第一という視点が欠落していると思われる。	区政改革は、区民サービスの向上と持続可能性の両立を目的としています。区民全体の利益を実現するために改革を進めます。	□
353	文化施策を裏付ける財政案として、文化・教養・教育・福祉・人づくりなどの長期投資は、これまでの公共投資にそぐわないとしてきたが、それを乗り越える知恵を出してほしい。PDCAサイクルを繰り返しながら目標を達成してもらいたい。	区民サービスには、福祉や医療、貧困への対応のように現在の区民の求めに応えるものと、子育て支援や教育、都市インフラ、区立施設の整備のように将来のための投資と、大きく2つに分かれます。この両面にわたって、区民サービスの向上と持続可能性の両立を目指し、改革に取り組みます。	□
354	区政は区民の福祉をすすめるのが第1である。道路の建設や再開発事業は2の次である。		※
355	道路建設等の公共事業が優先的に進められているが、福祉を優先すべきである。道路整備は優先課題ではない。		※
356	税収の増加を目指すためにも、勤労者世代・所得水準の高い層が転居してきて、力を発揮することができる環境が重要である。区はそれをいかにサポートするかが期待される。	福祉、医療など現在の区民の求めに応じるにとどまらず、子育て支援、教育、都市基盤整備など、ソフト・ハードの両面にわたり、将来への投資を着実に進め、未来に向けて成長するまち、練馬を目指します。	□
357	未来に効果をもたらす予算編成に対処すべく、借入れ方を設定すべき。	区は、公共施設の整備などに限り起債を発行できるようになっています。いわゆる赤字債を発行することはできません。	○
358	現在のような超低金利時代こそ、自治体の長期借り入れに適した時代だと思う。区は借り入れを検討し、土地区画整理事業や都市再開発事業など、長期計画に基づく資産への投資をすべきである。	都市インフラの整備や公共施設の改修・改築など、その施設が将来の世代にわたって長く使われる事業については、起債を活用します。 大規模な施設整備などには、PFIをはじめとして民間活力の活用についても検討します。	※
359	事業として採算が取れ、区の財源確保に有効な新規ビジネスを区内事業者から公募し、区営収益事業を発掘してはどうか。	自主財源確保のため、民間事業者の提案により、区の刊行物や施設の壁面をはじめ、区有財産を活用した有料広告を拡充しています。また、区立施設の駐車場や、暫定的な未利用地の活用として、民間事業者によるコインパーキング化を検討します。	○
360	どのように歳入を増やして行くか、または減らさないか、そのためにどのように財政的な資源配分をしていくか、投資して行くかについての考え方を持つ必要がある。また、財政の歳出面だけでなく、歳入面での視点も強く持つ必要がある。	区民サービスを支える財源に限りがあることから、必要性が低下した事業を見直し、新しい施策を立案するなど、スクラップアンドビルドを徹底し、メリハリをつけた財源配分に努めます。また、収入未済金の徴収強化など収納強化に取り組むほか、区有財産を活用した有料広告の拡充など自主財源の確保、受益者負担の見直しにも取り組みます。	○
<b>取組 14 組織風土を変革します</b>			
<b>人事制度改革に取り組みます</b>			
361	効率一辺倒だけでは計ることのできない行政サービスにおいて、仕事の成果の基準や、頑張った職員の評価方法を区民とともに慎重に検討すべき。	今年度から全職員に目標管理型の新たな人事評価制度を導入し、業務における成果や結果だけでなく、取り組み姿勢やプロセスを踏まえ、総合的に評価を実施します。 この人事評価制度を通して、職員の能力開発や意欲向上を促すよう取り組んでいきます。	○
362	行政サービスにおいて、職員の評価は難しいと思われる。どのように評価制度を高めていくのか。		-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
363	新しい人事評価制度について、上からの目線だけではなく、上司との面接では評価される本人の状況調査が必要である。同時に、本人の自己評価を採取するべき。 より効果的な人事管理を行うには、上下関係だけでなく、関係者の第三者の目線・評価も大切だ。	新たな人事評価制度は、目標の設定や達成、またその評価といったプロセスに職員自身が参画することで、職員の自主性や職務遂行への意欲をこれまで以上に引き出すことを目的としています。 上司と面談等を行い、職場全体での目標の共有化や必要な助言・指導を実施することで、上司との円滑なコミュニケーションや良好なチームワークを確立し、組織全体の公務効率の向上を図ります。	○
364	福祉系の区の職員を減らしていく方向は望ましいことではない。	練馬区は23区の中で、人口やその構成から見ても、全職員に占める福祉系職員の比率が高い状況にあります。こういった状況を踏まえ、民間が担えることは民間に任せ、行政が責任を持つべき分野において、区が役割を果たしていくために職種構成の適正化に取り組んでいきます。	※
365	区職員の給料は、介護保険事業者等と比較高いのではないか。	区職員の給与は、国や他の地方公共団体、特別区内の民間企業等の給与水準と均衡を図るために、23区が共同で設置している特別区人事委員会の給与勧告に基づき条例で定めています。今後も社会情勢に適応した給与制度を運用し、区民の皆さんにご理解いただけるよう努めていきます。	-
366	職員の一括採用は、高度成長期のシステムだと思ふ。欧米のように、プロポーザルやインターンシップの組み合わせによる採用が効果的だ。試行を検討してほしい。	職員の採用については、制度上、23区が共同で設置している特別区人事委員会において23区合同の採用試験を実施していますが、より効果的な人材確保策について引き続き検討していきます。	△
<b>職員の育成を推し進めます</b>			
367	職員は、国民・区民の税金で運営していることを自覚し、管理者は職員の管理・監督をしっかり行ってほしい。	納めていただいた税金を最大限活かし、区民全体の利益を実現する、という公務員としての自覚を職員一人ひとりが持ち、管理職員が適切な指導を行います。	□
368	日本独特の「減点主義」だけでは人事管理はうまくいかないと思う。若い職員の「やる気を引き出す」ことのできる管理職を期待する。	新たな人事評価制度は、目標の設定や達成、またその評価といったプロセスに職員自身が参画することで、職員の自主性や職務遂行への意欲をこれまで以上に引き出すことを目的としています。 上司と面談等を行い、職場全体での目標の共有化や必要な助言・指導を実施することで、上司との円滑なコミュニケーションや良好なチームワークを確立し、組織全体の公務効率の向上を図ります。	○
369	「図書館改革、公共及び学校の改革や改善」が最大の課題であると思うが、PDCAのサイクルが一巡するまで、管理責任者は移動せず、同一管理者に担当させるべきである。	職員の異動については、職員一人ひとりが力を最大限に発揮し、併せて組織の活性化を図るために、各職場の事業執行体制や職員の適性等を踏まえて柔軟な職員配置を実施しています。また、職員の異動を通して、職員の育成にも取り組んでいきます。	※
370	高齢期職員を活用するとあるが、これまでの「保守的」「後ろ向き」な職員を再活用するということなのか。	現在、40代・50代の職員が全体の約7割を占めています。また、若手職員への技術の継承といった課題もあります。このため、高齢期職員が長年培ってきた知識や経験を積極的に活用していく必要があります。人事評価制度等を活用し、職員一人ひとりが意欲を持って仕事に取り組むよう、職員の意識改革を進めていきます。	-
371	高齢期職員を活用するとあるが、いつまでも若手職員の出番は来ないし、若手の育成が進んでいないことを認めているように思う。	若手職員に、政策形成の場への参画など、様々な機会を与え、糧となるよう取り組み育成します。	-
372	高齢期職員の活用とは、高齢期の職員の中で雇用し続けることで後任が成長するような職員だけを活用するシステムにはなっていないと思うが、その点はどのように解消するのか。		-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
373	窓口は自治体の顔である。区民に対して失礼な態度や無回答は信用の失墜につながる。窓口業務に立つ職員には接客教育を徹底してほしい。	若手・中堅・管理監督者、それぞれを対象とした接客研修を実施しています。また、窓口業務の職場で、職場ごとに接客研修を実施しています。 今後も、より一層、区民の心情に寄り添った対応ができる職員を育成していくため、接客教育を徹底していきます。	□
374	職員の勉強不足が目立つのでしっかり研修すべき。	職層段階に応じた研修を柱として、日常業務の基本となる実務研修や職員の専門性を高めるための研修など、多様な研修を実施しています。 今後も、研修体系の充実や内容の見直しを図り、行政のプロとして区民により寄り添い、問題意識を持って課題に全力で取り組む職員の育成に努めます。	○
375	練馬の未来像は評価しているが、さらに、職員が地域の現場から課題を集めてくるような意識改革が必要である。	広い視野を持って区民サービスの向上に取り組む職員を育成するため、様々な研修を実施しています。 今後も、今まで以上に問題意識を持ち、自ら課題解決に向けて行動できるよう職員の意識改革を進めていきます。	○
376	区政改革を実現させるには、区職員の改革意識と本気度がどの程度あるかにかかっている。そのことが区民に確実に伝わらなければ実現は難しいだろう。全職員が公僕の原因に戻り、区民から信頼されることにより、協働が促進され、改革へ進むものと確信している。	区政改革の推進には、職員の育成はもちろんのこと、人事制度を見直し、組織の体質強化も図っていく必要があります。組織風土と職員意識の改革を進めます。	○
377	協働を標榜するのであれば、職員にコーディネーターとしての資質を育成することが重要である。コミュニケーション力を高め、聞き上手となるように、十分に訓練させてほしい。	職員のコミュニケーション力を高めるために、様々な研修の実施をしています。また、区民がまちを元気にするアイデアを持ち寄り実現に向けて活動する「ねりまビッグバン」を通じて、若手職員にコーディネーターとしての機会を与えています。 今後も、コミュニケーション力の向上を含め、区民に寄り添い、問題意識を持って課題に取り組む職員の育成に努めます。	□
378	職員を民間企業に派遣し組織の意識改革を図るといふ古典的かつ遅行的な手法は、区政改革の戦略遂行の役に立つとは考えられない。民間企業の先進的組織論に基づく組織構造改革の実施を検討すべきと提言する。	民間企業への派遣については、長期にわたる現場での実践を通じて、民間の組織力や経営力を学び、視野を広げ、発想力や突破力を磨くことを目的としています。 今後、区政の課題に対して機動的に対応できるよう組織の体質強化にも取り組んでいきます。	□
379	区は、全職員をゼネラリストにしたいと考えているのか。 人事異動については、本人がスペシャリストとなることを希望する場合には、一定の職場で継続して業務に専念できる仕組みにすべき。	職員の異動については、職員一人ひとりが力を最大限に発揮し、あわせて組織の活性化を図るために、各職場の事業執行体制や職員の適性等を踏まえて柔軟な職員配置を実施しています。また、異動を通して、職員の育成にも取り組んでいます。	※
380	職員を機械的に異動させるメリットは何なのか。継続して業務に取り組ませて、成果・結果を確認させることが必要だと考える。		※
381	ワーク・ライフ・バランスにより、女性の社会進出が促進されると思う。常態化した残業を無くすなど、まずは区が見本を示してほしい。	職員の仕事と家庭生活の両立と女性職員の活躍推進を目的として、「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画」を平成28年3月に策定しました。 職員の休暇取得の促進や超過勤務の縮減、女性職員のキャリア形成支援等に取り組んでいきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
382	男女雇用機会均等法が制定されてだいぶ経つが、女性職員の活躍を推進するとあるが、今までは推進していなかったのか。	区はこれまでも職員の登用について、性別によることなく、能力や実績に基づく人事を運用してきました。しかし、女性管理職の割合は現在約17%であり、依然低い水準にとどまっています。 女性の活躍をさらに推進するため、「練馬区職員ワークライフ・バランス推進計画」を平成28年3月に策定しました。今後、女性職員の活躍支援に着実に取り組んでいくことが重要であると考えています。	□
組織の体質強化に取り組みます			
383	区長直轄組織として、区民の声の聴取機能を充実し、内部監査機能を高め、職員の不正防止とコンプライアンス遵守の機能強化、および信賞必罰の人事制度運営に連携するよう、区民相談室並びに業務監査室の設置を提案する。	これまでも広聴機能の拡充および、事務改善やコンプライアンス遵守徹底のための組織強化を図ってきました。今後も、区政の課題に対して機動的に対処できる組織としていきます。	□
取組15 外郭団体を見直します			
384	「外郭団体と区の役割分担に関するルールづくり」と同様に、指定管理の企業や団体に対してもルールづくりをしてもらいたい。ただし、利益追求団体という点を十分に勘案して判断してもらいたい。特に外郭団体の仕事は、区民の生活向上に直結している。双方への適切な支援を切望する。	引き続き、指定管理者(企業や団体、外郭団体を含む)に対して、情報セキュリティや個人情報保護などのルールを徹底し、それぞれへ適切な支援を行うよう努めます。	□
385	障害者就労促進協会の事業内容は、特定の障害者に偏っていることと、東京ジョブコーチ支援事業の方が支援内容が充実しているため解散した方が良いのではないかと。また、区を退職し外郭団体に再就職した管理職員がいることは天下り先になっている訳だが、必要性を明確にすべき。	練馬区障害者就労促進協会は、障害者支援のさらなる充実・強化を図るため、平成30年4月の練馬区社会福祉協議会との統合に向け、事業と組織のあり方を見直します。 退職職員の再就職については、外郭団体からの要請に基づき、退職職員のそれまでの経験等も踏まえて情報提供を行っていますが、最終的には各団体が決定します。区では、より一層の透明性を図るため、平成28年4月に「練馬区職員の退職管理に関する条例」を施行し、再就職した管理職員の氏名、退職時の職名、再就職先の団体・役職などを公表しています。	○
取組16 ICTを積極的に活用します			
ICTやマイナンバー制度を活用してきめ細かな区民サービスを実現します			
386	マイナンバーカードを活用して、パソコンやスマートフォンから申請や手続が出来るようにしてほしい。	平成29年7月の本格運用を目指しているマイナポータルは、マイナンバーカードを利用してログインし、オンライン申請のサービス等各種手続を行うことができる機能を有することが予定されています。 マイナポータルの機能等については、現在、国において詳細を検討中ですが、利用できる端末としてパソコン、スマートフォン等が検討されています。	△
387	区の発行物の一覧が分かるホームページを開設してほしい。	新刊案内や配布資料案内、有償刊物に関しては、区ホームページの区政情報＞情報公開・個人情報保護＞区民情報ひろばに掲載していますので、ご覧ください。	□
388	申請や手続をインターネット・郵送・FAX等あらゆる手段で出来るようにしてほしい。	住民票・印鑑証明等の発行や税等の収納は、郵便局での証明書発行やコンビニ交付・コンビニ収納を実施するなど、利便性の向上に努めています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
389	新公共施設予約システムの利用開始が度々延期になっているが、しっかり準備すべき。	新公共施設予約システムについてスケジュールが遅れていることをお詫びいたします。スマートフォン専用画面などの新しい機能を盛り込んで提供できるよう、準備を進めています。	□
<b>情報システムの安全・安心を強化します</b>			
390	ICTやマイナンバーを活用し、区民サービスの向上を目指すことは大いに期待しているが、情報セキュリティ対策は、区だけではなく、国を挙げて取り組み、サイバー犯罪を未然に防ぐようにしてほしい。	平成27年度に発生した日本年金機構における個人情報流出事案等を踏まえ、国は新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化策を示しました。区においても、国が示した対策の着実な実施を図ることとし、情報システムのさらなるセキュリティ強化に取り組んでいます。	○
<b>その他</b>			
391	計画素案の中に、「ICT」という文言が頻出しているが、説明が書いてあった方が分かりやすいと思う。	ご意見を踏まえ、「ICT」の用語解説を巻末に加えます。	◎
392	社会的課題である情報格差を考慮した取組も必要だ。	ICTの活用は、必要に応じて代替手段を確保するなど、ICTを利用できない方々へのサービスが後退することのないように配慮しながら進めます。	○
393	ICTを積極的に活用することは大事だが、それによるデジタル・ディバイドをどうするのか配慮すべき。	なお、区では現在、地区区民館(9館)におけるパソコン教室等、ICT活用の知識を習得できる機会を提供しています。	○
394	テレワーク等による在宅勤務による働き方の変革は、ワークライフ・バランスや、女性シニアの活躍、地方創生につながる。	平成28年3月に策定した「第4次練馬区男女共同参画計画」により、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。今後の事業者向け啓発の参考とします。	△
395	区の事務において「ペーパーレス事務処理」を強力に進めることを検討してほしい。事務処理をICTに全面的に置き換えれば、障害者の就労、女性の子育てと就労との両立、資源保護にも貢献する。	保存文書の電子化は、事務室スペースに関する課題を改善することが期待できるとともに、環境保護も期待できることから、引き続き検討していきます。	△
396	ペーパーレス化は、ICT化につながり、それは無駄な会議の減少を意味する。連絡や報告などを事前にネットで処理すべき。また、会議の目的は、相談や意見調整、検討であるので、事前にネットで内容を知らせ、最短で終わるようにすべき。同時に、職員の意見の調整力も早くから実務として練習を積ませるべき。	グループワーク型の研修を導入するなど職員のコミュニケーション力や調整力の向上のための様々な研修の実施をしています。また、区民がまちを元気にするアイデアを持ち寄り、実現に向けて活動する「ねりまビッグバン」に、若手職員をコーディネーターとして参加させるなど、育成に取り組んでいます。今後、研修や実務を通してコミュニケーション力や調整力の向上につながる機会の充実に努めます。	□
397	図書館、地区区民館などで、インターネットに不慣れな人でも気軽にインターネットが利用できる環境があるとよい。また職員やボランティアによる操作説明や操作補助があるとよい。	図書館には、利用者の調査研究に係る情報収集の一助とするためにインターネット閲覧用端末を設置しています。操作の習熟については、初心者向け講座を実施している館もあります。ご不明な点があれば、気軽に職員にお声掛けください。また、地区区民館の9館(桜台、下石神井、貫井、富士見台、大泉学園、旭町南、東大泉、西大泉、関町北)で、住民向けパソコン教室を開催しています。	□
398	欧米の都市の図書館では、公の役割として市民にICTの研修を行っている。練馬区でも、予算が足りないなど言わず見習ってほしい。	区民向けのパソコン教室や相談会などの事業を実施していますが、ICTの急速な進歩にあわせ、区民に役立つよう、事業内容を常に見直しています。例として、各図書館では、初心者向けのタブレット操作講座等を実施しています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
399	鉄道駅に近い図書館で、夜間に、語学やICTなど実務に近い分野の実践的な支援講座を、中小企業のビジネスパーソン向けに定期的に行うことを提案する。	鉄道駅から近く、午後9時まで開館している貫井、春日町図書館での夜間時間帯に実施する事業を企画する際の参考とします。	△
<b>第三章 策定に向けたスケジュール</b>			
<b>区民の皆さんのご意見を伺います</b>			
400	「区長とともに練馬の未来を語る会」では、少数派意見も取り上げていただき感謝する。	今後も、会の開催方法や会の進行を工夫して、区民の皆さんとの意見交換をさらに充実させるよう努めます。	□
401	区長とともに練馬の未来を語る会では、区政の全体的事項と個別事項を区分して進めると効率的である。	練馬の未来を語る会の運営については、今後も開催方法や会の進行を工夫して、区民の皆さんとの意見交換をさらに充実させるよう努めます。	△
402	区長とともに練馬の未来を語る会では、今、区政の中で最も隘路となっていることは何か、区の悩みを打ち明ける機会にしたらよい。そのことが区民との協働を促進する信頼確保につながる。		△
403	区長とともに練馬の未来を語る会のような意見交換の場をもっと積極的に継続するとよい。	今後も、様々な機会を捉え、地域で積極的に話し合いを重ね、できるだけ多数の区民の皆さんと、生活実感に基づいた率直な意見交換を行います。今後は、これまでの話し合いの場に加えて、小集会で時間をかけてじっくり話し合う機会を増やします。	△
404	区長とともに練馬の未来を語る会の質疑応答内容について一般区民にも公開するとよい。	練馬の未来を語る会での質疑応答内容については、区ホームページ、「ようこそ区長室」、「練馬の未来を語る会・ねりまビッグバン」において、平成26年度開催分から公開しています。今年度開催している小集會分も併せて、順次公開します。	□
405	区の職員にはいろいろな面でお世話になっており、有難く思っている。協働の意志のある方のみが、区長とともに練馬の未来を語る会に参加する資格があるのではないかと。	今回の計画素案の説明会は、多くの方からご意見をいただくため、自由参加形式により開催しました。それとは別に、地域活動を実践されている方々との小集會も積極的にを行い、協働のあり方を考えていきます。	△
406	区政において、客観的な立場に立つ区政モニターやパブリックコメントは重要であり、そのことは「民意の高揚」に大きく帰結する。	区政モニター事業や区民意識意向調査、パブリックコメントを通じて、区民の皆さんのご意見を区政に反映できるようにしています。また、区政に関するご意見、ご要望などをいただくために、「区長への手紙」などの制度も設けています。今後も、広く区民の皆さんのご意見を伺いながら、区政を推進していきます。	□
407	区長とともに練馬の未来を語る会などで、若年層の参加が少ない。	若年層は仕事や子育てなどのため、なかなか参加できないと推測されます。区では若年層の多くの方達に参加していただくため、夜間に3回、土曜日に1回開催しました。今後も開催方法を工夫して若年層の多くの方に参加いただけるよう努めます。	△
408	たくさんのグループ集会で区への意見を語ってもらうなどの取組を進めるとよい。	この計画素案については、関係団体への説明など、地域の会合でもご意見をいただいています。また、区長とともに練馬の未来を語る会は、昨年度から区民の活動場所等に出向いて少人数で話し合う会も実施しています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
409	もう少し区民との対話が必要であると思う。	区政改革の取組では、昨年12月に重要課題に関するデータ集を公表し、続けて5月に計画素案を公表しました。この間、10回の「区長とともに練馬の未来を語る会」を開催し、小集会も開催しました。また、データ集、計画素案の2回、区民意見反映制度を実施しました。	□
410	(仮称)区政改革計画が、「ビジョンに掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を見直すもの」であるならば、ビジョン・アクションプランに掲げた17つの計画を実現するに際し、支障となっている課題などを示し、ビジョン等に沿った形にすべきである。	区政改革計画の策定にあたっては、まず『資料』を公表し、課題を明らかにしたうえで、計画素案をまとめました。計画の内容のうち、施策の充実については、次期『アクションプラン』に反映します。	□
411	区政改革計画、ビジョン、アクションプランとの関係性や個別計画との関わりなどが、素案だけでは区民に判らない。	『ビジョン』に掲げた政策を実現する仕組みや態勢を見直し、区民参加と協働を根幹に据えて、区民サービスの向上と持続可能性の両立を目指すものです。計画の取組内容のうち、施策の充実が次期『アクションプラン』に反映し、改革の実行は、公共施設等総合管理計画などの個別計画により明らかにします。	○
412	地方自治法に基づき、住民の福祉と暮らしの向上に向けて努力することを計画に銘記すべき。	住民の福祉の増進は、地方自治体の責務であり、計画はその趣旨で作成しています。	○
413	計画素案を具体的に実現する段階から、若者を巻き込んでいただきたい。	区民参加と協働を根幹に据え、若者をはじめ広範な区民とともに区政改革に取り組みます。	○
その他			
414	大泉学園駅付近の開発後、鳩がベランダに集まり、それにつられてカラスも集まり、糞によりベランダや自転車が汚れたり、子どもの咳が増える等の被害が出ている。ネットや磁石、ぬいぐるみなどの対策も効かないので、よい対策があれば教えてほしい。	野鳥については、生息域が広範なことから東京都が担当しています。ご意見を東京都に伝えます。 なお、ご家庭での防除策については、鳥獣害対策等を扱う専門業者にご相談ください。	-
415	相続において、子どものいない方や、身寄りのない方、または希望する場合に、資産を国庫や自治体に寄付できる仕組みがあればよいと思う。	現行制度では、民法959条の規定により、相続人となる方が存在しない場合の財産については、国庫に帰属することとなっています。ただし、本人が希望され、公正証書遺言など本人の意思が確認できる場合には、区などに遺贈していただくことができます。	□
416	戸籍等の証明書にアニメが印刷されているが必要性を感じない。いくらかけているのか。	「銀河鉄道999」のキャラクターは、松本零士氏のご厚意で使用させていただいていること、また、「ねり丸」は、区の公式アニメキャラクターであることから、著作権料等は発生していません。	※
417	商店街の活性化、祭り・イベントの開催を後援してほしい。区内で消費するまたは消費したくなる工夫が必要である。	区内の商店会が実施するイベントや売り出し等の支援を行っています。魅力ある商店会となるよう、今後も引き続き支援していきます。	□
418	企業等を誘致し、税収を増やすことを提案する。	アニメ関連企業に関して、練馬区が日本有数のアニメ産業集積基地であることから、アニメ産業のさらなる活性化を目的として、平成23年度より区内に事業所を開設する事業者を対象に支援を行っています。 現在のところ、他の分野の企業を誘致を行う予定はありませんが、ご意見を、今後の取組の参考とします。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
419	光が丘公園内の陸上競技場は、土でありでこぼこしている。誰もが安心して利用できるようにしてほしい。	光が丘公園は東京都が所管しているため、東京都に要望を伝えます。	△
420	光が丘公園を高齢者が安心して散策、歩行ができるようにするとともに、土と親しむ林が散在する公園とし、また、人と自転車が共存できる公園としてほしい。		△
421	区民の代表として直接選挙において区行政の最高責任者に選任された区長には強力な組織統治機能および権限が備わっているべきであり、区長が区民に公約した政策実現のため、職員が適切に職務を遂行しているかを監査する業務監査権は必須と思う。ガバナンス、コンプライアンス遵守状況等をチェック牽制する機能が必要だ。	監査委員は、地方自治法第199条の規定に基づく区の財務に関する事務の執行等の監査のほか、その他法令により監査委員が行うべきこととされている監査、検査、審査等を適切に行っています。 地方公共団体のガバナンスの強化については、今年3月の地方制度調査会(第31次)の答申において、長の内部統制を制度化してその取組を進めること、監査制度をより有効に機能させるための制度改正などが提言されています。 監査委員は、国の地方自治法の改正の動向などを見据えつつ、今後も適正な監査の実施と監査の実効性確保に努めていきます。	□
422	広聴広報課に寄せられた区民の苦情クレーム等を組織内第三者機関として公正に調査検証し、区民回答の信頼性向上および組織改善に役立てるべき。	広聴広報課へ寄せられた苦情については、関係所管課において苦情が発生した経緯と事実確認を行ったうえで、連携、協議して対応しています。	□
423	住民税を多く納める高額所得者を練馬区に住ませるため、吉祥寺ブランドを練馬区の住居表示に使ったらどうか。例えば、立野町を吉祥寺立野町、関町南を吉祥寺関町などとし、吉祥寺ブランドをつけてはどうか。	住民の福祉の増進を図ることが地方自治体の責務であり、高額所得者の転入そのものを目的とした施策を行うことは考えていません。	※
424	都心の真ん中という立地条件ではない練馬の環境、条件を活かして、練馬の住民が増えるなど人が集まる施策を検討してはどうか。	練馬区は、23区で最もみどりに恵まれ、交通利便性も高い住宅都市です。しかし、現状では、その魅力が十分に知られていません。そこで、広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施し、区の魅力発信を戦略的、積極的に展開して、練馬区の魅力、価値を高めるように取り組んでいます。	□
425	区民の代表は区議会議員であるので、区議会議員が区民代表として区民の意見を集約し、代弁する体制を整えてほしい。「区議会のことには行政は口出しできない」といった言い訳はせず、仕組みを整えて区議会事務局などと交渉してほしい。	区議会は、区長や議員から提案された議案などを審議して、区の意志を決定することが主な役割であり、また、区民の皆さんから出されたいろいろな請願等についてきめ細かく審議し、それをどのように処理すべきかを決めています。区議会と区長は、区政を進めていく両輪であり、お互い独立した立場に立ち、これからも役割を十分尊重し合いながら、区民生活の向上に努めます。	-
426	練馬区でも、ふるさと納税制度(贈答品あり)を導入し、練馬区以外からの税収を得る仕組みを構築してほしい。	ふるさと納税制度は、返礼品の有無にかかわらず、法律によって全ての自治体に適用されます。区にも毎年、区外の方から寄付をいただいています。 今後、より多くの方々に、ふるさと納税をしていただけるよう、練馬区の魅力の向上に努めるとともに、練馬区をアピールできるような返礼品の提供についても検討します。	○
427	区の計画に反対する区民の意見に耳を傾けようとしない姿勢は、「住民自治」が尊重されていない。	区民参加と協働を区政改革の根幹に据えています。区政改革計画の策定にあたっては、まず、『資料』を公表し、意見交換をすることから始めました。今後も、区民の皆さんと話し合いながら、区民全体の利益の実現を目指していきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
428	優秀な人材を呼び込み、新たな価値を生み出していくためには、人が集まることが重要だ。住民は人材の宝庫であり、練馬でどう活躍してもらうか、活躍したい若者をどう迎え入れるか、今後期待する。	練馬区は、人口が増え続けている数少ない自治体であり、多くの区民が地域で様々な活動を展開しています。こうした魅力を、フェイスブックを活用した練馬の魅力紹介サイトの充実や区民PPサポーターの参加により発信します。また、地域活動への参加のきっかけづくりも進めます。	□
429	練馬区内で働く方を増やすためにも、コワーキングスペースやシェアオフィスが必要だ。また、民間事業者との連携のもと、テレワーク環境整備を迅速に進めることを期待する。	施設需要や、民間事業者による供給の動向を踏まえ、区が整備していく必要性や導入効果について、今後検討していきます。	△
430	区民の参画を得て、住民自治を実現するには、ガバナンスが必要だ。そのようなガバナンスが存在するかどうかは、住民の代表者が一定の権限を有し、責任を負う仕組みがあるかどうかにつきる。	地方自治は、長と議会の議員を直接選挙で選ぶ二元代表制となっており、区長と区議会がそれぞれ権限と責任をもつ仕組みとなっています。	□
431	区民が区に連絡しても行動が遅いので、松戸市のすぐやる課のように迅速に対応してほしい。	区民の皆さんのご意見や要望に可能な限り早期に対応できるよう心掛けていきます。新たな取組として、区民の方が道路や公園遊具の破損などに気づいた際にスマートフォンなどで撮影し、区が迅速に改善する仕組みの「ねりまちレポーター」を、平成28年10月から開始しました。	○
432	様々な素案の全文は、区民事務所・出張所・図書館・区民情報ひろばで閲覧できるが、家にパソコンやプリンターが無い家庭も多いので、希望者は区民情報ひろばで素案の全文を貰えるようにしてほしい。	区の策定する計画素案等については、区ホームページへの掲載のほか、区民情報ひろばで閲覧・貸出を行っています。また、希望者には区民情報ひろばまたは所管課からお渡しています。	□
433	練馬区ホームページで各部署のメールアドレスやFAX番号を全て公開すべき。	各部署のメールアドレスそのものはセキュリティの確保のため公開はしていませんが、「この担当課にメールを送る」を選択することで各部署へメールを送信できます。また、FAX番号については、各部署の判断のもと必要に応じて公開しています。	※

## (2) 区長とともに練馬の未来を語る会にて寄せられた意見

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>第Ⅱ章 具体的な取組</b>			
<b>方策1 区民参加と協働の区政に取り組みます</b>			
<b>取組1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります</b>			
1	光が丘は広域避難場所に指定されており、災害時には20万とも30万ともいわれる避難者が押しかけてくる想定である。地域を守りかつ助け合いをと言われても、守り切れるものではない。体制強化を図られるとのことだが、区として広域避難場所について、どのように考えているか。	区内では計13か所が広域避難場所に指定されています。広域避難場所は、地域に避難勧告が出されたときや、大規模火災等により避難拠点が危険となった場合に避難する場所であることを、引き続き、周知していくことが重要と考えています。災害時に区民の皆さんが円滑に避難できるよう、周知案内看板なども都と連携して整備しています。	□
2	地域福祉の充実について、光が丘においても、各種地域団体の取り組みとして、相談と交流の場が増えている。基点となる相談情報ひろばを早急に充実し、地域団体とのつながり強化の拡充を願う。	区と地域活動を行う団体とが協働する取組みについて積極的にPRしていきます。また、団体の自発性を大切にしながら可能な限り自由に活動できるよう、引き続き支援していきます。	○
3	今年度から、協働推進課が新たにつくられたが、練馬の魅力を経営的に発信できる体制をつくってほしい。また、支援もお願いしたい。	協働推進課は、様々な地域活動の実情を区役所の関係部署につなぐなど、区民の皆さんの活動をネットワークよく支援します。	○
4	協働推進課の新設について、今までにない計画として歓迎する。ぜひとも縦割りの域を超えて活動がなされることに期待する。		○
5	区に財源がないから区民サービスは低下させ、低下させた部分については、協働などにより区民にやってもらうという考えなのか。	区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための仕組みや態勢を区民の視点から改めて見直し、区民参加と協働を根幹に据え、区民サービスの向上と持続可能性の両立を目指すものです。区民の活動の自主性や主体性を尊重しつつ、ともに力を合わせて、区民サービスの向上に努めていきます。	-
6	新しくできる店はチェーン店ばかりで、個人店や若い人が独立してできるような店がない。何かよい知恵はないか。	練馬区産業振興公社では、創業相談や創業セミナーを実施しているほか、商店街の空き店舗を使って新たに開業する方に対して、店舗の改修費や賃借料の一部を補助しています(フランチャイズ・チェーン等の加盟店として営業する場合は対象外としています)。また、区でも、商店街の個店同士が連携して魅力を高める取組への支援を行っています。今後も引き続き、創業しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、魅力ある商店街を作るための活動を支援していきます。	□
7	練馬区も起業家等に対する支援を行っているが、まだまだ海外と比べると、失敗した時に全てを負わざるを得ない制度である。区が補助やサポートしてくれる仕組みがあるとよい。	ご意見の補助制度を創設する予定はありませんが、練馬区産業振興公社では、専門家による経営相談や産業融資あっせんなどの事業者支援を行っています。	※
<b>取組2 区民と区、区民同士がつながる情報発信の仕組みをつくります</b>			
8	ねりまちレポーターはよい取組であると思う。できれば、区民からの情報をもとに対応した結果だけでなく、投稿や区側の対応状況も公開し、透明性を高め、区民と協働できるようにしてほしい。また、「ちばレポ」などの先行事例があるので、実効性のある内容を取捨選択し素早く実施してほしい。	ねりまちレポーター制度は、先行自治体の取組を参考に、区民の皆さんとの協働を一層進めていくため、区側の対応結果だけでなく、寄せられた投稿もホームページで公開します。また、すぐに対応完了が難しい場合などは状況も公開し、透明性を高めていきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>取組4 「練馬ならではの」の都市文化を楽しめるまちにします</b>			
9	石神井公園駅近くに、文化(音楽)ホールを新設してほしい。	平成26年4月に開設した石神井松の風文化公園では、管理棟内多目的室で定期的に音楽コンサートを開催し、部屋の貸出もしています。 ホールには、音響、照明等の維持管理に多額な費用が必要となります。練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホール、石神井公園ふるさと文化館・分室での横断的なテーマによるイベントやまちなかコンサート、区民手づくりの舞台公演の開催など、区民と協働して文化芸術活動を広げていきます。	※
10	公共図書館は「無料の貸本業」に拘泥せず、自ら考えて行動できる市民の育成を図る、区民を数多く育成していく、生涯学習の拠り所にしていく必要がある。即ち「課題解決を図るための調べ所」にしていくべき。また、区は、「人づくり」を図書館運営の基軸にして「認定司書(日本図書館協会)」の配置を目標とする「人材育成プラン」を作成して実行するべき。	図書館ビジョンの基本理念で謳っているように、「情報拠点として 区民に役立つ 頼りにされ 愛される図書館」を今後も目指します。認定司書については、その必要性を含めて今後も検討していきます。	□
11	日本はアメリカや西洋に比べ文化や教養が劣る。その一因は図書館のあり方であると思う。	区民の生涯にわたる心豊かな潤いのある暮らしを支え、区民や地域が抱える様々な課題を解決するために、充実した図書館運営を今後も図ります。	-
<b>取組5 区民参加で独立70周年を祝い未来へつなぎます</b>			
12	練馬区独立70周年をむかえるにあたり、江古田の商店街が連携しイベントを行う。もっと商店街が活性化するとよい。	地域の商店会が連携し、地域資源等を活かして商店街の活性化に取り組む活動に対する支援を行っています。これらの制度を活用し、商店街の活性化のための活動に積極的に取り組んでいただきたいと思います。	□
13	練馬区独立70周年を祝うだけでなく、未来へつなげる事業企画に大賛成である。この機会を活かし、区外の人にも練馬の素晴らしさを知ってもらいたい。そのために、農作物などの練馬の魅力を肌で感じるプロジェクトを区の支援のもと行っていきたい。	練馬区独立70周年という節目の年を区民の皆さんとともに祝い、未来に向けて夢のあるまちづくりに取り組む契機となるよう、広範に区民の皆さんの参加を得ながら独立70周年記念事業を実施します。区外にも区の魅力を発信していきます。	○
<b>方策2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します</b>			
<b>取組6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります</b>			
<b>教育・保育サービスの充実と負担の適正化を図ります</b>			
14	待機児童問題解消はどのようにして他の区より成果をあげるのか。	区は、これまでに全国でも例のない規模の施設整備を中心とした待機児童対策に取り組んできました。保育所等の定員について、都内最大の定員増を実施し、平成27年度までの3年間で2,600人増やしました。さらに今年4月に練馬区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を開設し、28年度までの5年間で4,600人の定員拡大を行い、区の待機児童を減少させてきました。 今年度は、待機児童の集中する0~2歳児を中心とした待機児童ゼロ作戦を実施します。保育園の新規整備だけでなく、既存園や区立幼稚園の有効スペースを活用することにより1,000人の定員枠を増やし、来年4月の待機児童ゼロを目指します。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
15	区立保育園を民営化し私立保育園とした場合、保育士の離職が多くなり、頻繁に保育士が入れ替わってしまうのではないかと懸念されている。また、保育園を民営化し、延長保育の時間を延ばした場合、保育士の給与面で区は支援する予定はあるのか。	区立保育園を私立保育園に移管する民営化により、運営事業者の創意工夫が発揮しやすく、サービスの充実が一層図られると考えています。 その場合、他の私立園と同様、区からの運営費などによって、事業者が保育士の給与面も含め、保育園を運営することになります。その中で延長保育を行う場合には、区からの運営費が加算されるとともに、保育士がその園で継続的に働けるよう支援するキャリアアップ補助制度もありますので、そうした制度を積極的に活用し、保育士の待遇改善を行っています。	□
16	民間の保育園で働く保育士は昇給がほとんどなく、次々に辞めていき、保育士が不足している。区は、このような現状を問題とし、対応していくべきだ。	民間保育施設の人材確保を支援するため、保育士確保事業に取り組んでいます。保育士の給与等の待遇改善のため、すでに実施している補助事業に加え、新規の待遇改善事業を行い、さらなる待遇改善に取り組んでいきます。	□
17	保育園の委託・民営化についてきちんと検証をすべきだ。	区では、区立保育園60園のうち、20園を委託しており、検証も行っています。委託1年目に保護者アンケートを行い、委託前に比べ、委託後について、全体的に、より高い評価をいただいています。 また、委託の2年前、委託後2・4年目に東京都福祉サービス第三者評価を実施して、園の保育の状況について評価を受け、保育の質やサービスの維持・向上を図っています。 これまで行ってきた20園の委託の実績や評価を踏まえ、今後も委託・民営化を推進していきます。	□
子どもの居場所づくりを進めます			
18	学童クラブからねりっこクラブに移行した場合、子どもの定員が増えると聞いている。そのような場合、安全面に関して心配である。	ねりっこクラブでは、学童クラブとひろば事業それぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行っており、学童クラブの機能もこれまでどおりです。 ねりっこ学童クラブは、現在の学童クラブ同様、練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例に基づき運営しています。 この条例では、学童クラブの支援の単位はおおむね40人以下とすると規定しており、ねりっこ学童クラブにおいて定員が増えた場合も、支援の単位ごとに現行と同様の職員配置を行い、保育を行っています。 また、この条例では、児童1人につきおおむね1.65平方メートルの専用区画を設けることが規定されています。ねりっこ学童クラブでは、特別教室を放課後に使用する等により、児童1人当たりの専用区画の面積を確保し、現在の学童クラブと同様、安全な運営を行っています。	-
19	小学生になったら児童館は使えなくなってしまうのか。また、自分の子どもが通う小学校の近くの児童館を利用させたい。	計画に記載する「児童館の機能の見直し」については、利用対象者を限定するのではなく、ねりっこクラブの進展にあわせて、児童館のような小学生向けのプログラムを実施するとともに、児童館では乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を一層充実させるものです。	-
その他			
20	区立保育園では、準公金を少しの期間しか預かってくれない。	金銭の管理は、いかなる金銭であっても公金に準じて厳正な管理を行う必要があります。そのため、お預かりする期間も必要最小限とさせていただいています。 そのうえで、保護者の皆さんの利便性の向上を目指し、今後も工夫を重ねていきます。	△
21	待機児童対策や、小学生の居場所づくりなど、保育園や小学校についての充実が進んでいるが、中学校の充実について計画はあるのか。	中学生の居場所についても、児童館の機能の見直しの中でサービスの充実を図ります。音楽関連事業やクッキング事業など各館で実施している事業を拡充するほか、学校以外に居場所を求め中高生の受け皿となるよう相談体制の充実を図ります。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
22	東京都精神障害者家族会連合会東京つし会が、東京都福祉保健局の予算で中学2年生向けのリーフレットを作った。中学2年生という期間は非常に重要な時期であると思うが、この頃の心の病の早期発見について、区はどのように考えているのか。	各学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置するとともに、中学1年時にはスクールカウンセラーによる全員面接を実施しています。 また、学校教育支援センターの教育相談には精神科医師の医療教育相談員も配置し、必要に応じて医療相談に繋がられる体制になっています。精神科医等にスーパーバイズをお願いし、教育相談室の相談員の資質向上のために研修なども行い、支援体制の充実を図っています。	□
23	出生率の低下の1つの要因として、若い世代の所得が低いということが考えられる。高齢者や高所得者が一時的に預かる養子縁組のようなものがあるといふ。	東京都は、親の離婚や家出、病気、虐待などのために、家庭で生活を送ることができず、児童養護施設や乳児院などの施設で暮している子どもたちを、家庭に迎えて養育していただく「養育家庭制度」を積極的に推進しています。 毎年11月の「虐待防止推進月間事業」において練馬区が講演会を実施する際に、同じ会場で東京都職員による養育家庭制度の紹介と、実際にこの制度により子どもを育てた経験のある方の「養育家庭体験発表会」を実施し、制度の周知をしています。	□
24	新たな図書館を確立させるため、司書の役割を拡げ、深める事に傾注してほしい。公共図書館では指定管理者を中心に、認定司書を核とする新しい司書集団を形成させるべき。 学校図書館では、司書教諭を専任させ、さらに学校司書をも配置させるという人的構築が必要。また、きめ細かな反復練習を子どもたちに身につけさせるために、研修を受けたボランティア(支援員)を配置して、前記のトレーニング学習に専念させる事をシステム化すべき。	研修等の受講により、司書などの職員の資質向上を図っています。認定司書については、その必要性を含めて今後も検討していきます。 学校図書館については、現在でも学校図書館支援員を派遣するなど充実に努めています。学校図書館のあり方について、区立図書館との連携も含めて検討していきます。	△
25	日本の公共図書館や学校図書館は世界と比べると重宝されてこなかった。練馬区の図書館はただ本の貸出しを行うだけでなく、これからの世の中を背負っていく子どもたちが複雑な世の中に向かって行く力を付けられるような図書館機能を持たせたい。	子供が読書活動を通じて、自ら考え判断し様々な問題に立ち向かう力や、豊かな人間性を身に付けることができるよう、読書に親しむことのできる環境をつくっていくことが大切です。 このために、学校図書館の利活用を推進し、子どもの多様な読書活動を支援する区立図書館の機能の充実を図ります。	□
26	学校図書館を教育の要とし、司書教諭の専任を義務付けることを提案する。司書教諭の支援者として、学校司書・支援員等が常住し、子どもの読書・読解などの向上・育成などに当たる必要がある。 司書教諭の配置を求める意図は、校長のもとでの職員会議での教師としての責任を全うできるという事であり、学校司書では教育という聖域は踏み込まない。	学校では、司書教諭を中心として、学校図書館支援員・管理員等と連携しながら学校図書館を活用した読書活動や学習指導に取り組んでいます。 今後も、学校図書館が情報センター、学習センターとして一層活用が図られるよう努めます。	※
27	区立小中学校のグラウンドを芝生化してほしい。	校庭の芝生化は、教育上の効果や環境保全上の効果が見込まれることから、区では希望する学校について、各校の状況に適した芝生化を進めています。これまでに、区立小中学校37校において、校庭等の芝生化を行いました。このうち、校庭全面の芝生化は小学校1校、校舎前など校庭の一部や中庭などの芝生化は小中学校36校となっています。 今後も、学校の状況に適した芝生化を進めていきたいと考えています。	□
28	練馬の教育のために、教育長をもう1人増やすべき。	教育委員会制度の改革に伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置しました。また、教育に関する目標や根本的な方針について、区長が教育委員会と協議し、練馬区総合教育会議において「練馬区教育・子育て大綱」を策定しました。大綱に掲げる重点施策を中心に、教育・子育てで行政を着実に進めていきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>取組7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります</b>			
<b>介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めます</b>			
29	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護予防に重点を置くことが重要であるのか。	介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの確立に向け取り組んでいます。多くの高齢者は、元気な状態で暮らし続けることを望んでいます。そのためには、要介護状態にならないよう、日ごろから介護予防に取り組むことが重要です。区の実践事例としては、谷原出張所に開設した街かどケアカフェがあります。ここでは、区民の皆さんが介護予防に取り組むきっかけとなるよう、体操や講座など様々な催しを実施しています。今後も、街かどケアカフェを身近な区立施設などに増設します。	-
30	いきいき健康券の見直しについて、見直しのスケジュールや見直しの方向性など決まっているのか。	いきいき健康事業は、介護予防事業等への参加を促進する観点から見直し、スケジュール等を含め検討を行います。	-
31	介護保険を使っている方は、病気がよくなると喜ぶが、介護度が下がることを嫌う。区民、事業所、区が一体となって意識改革を行うことが必要である。	要介護度の改善は、高齢者がいつまでも元気で暮らしていくため、また持続可能な介護保険制度のために、望ましいことです。そのためにも自立支援に向けた取組や要介護度の改善における意識改革など、区民、事業者、区が一体となって取組を進める必要があります。ご提案いただいた事業者、区による検討会も含め、今後、自立支援に向けた取組を検討し、要介護度改善に向けた意識改革を進めます。	○
<b>介護サービスを充実させます</b>			
32	特別養護老人ホームの整備とは増やすことを意味するのか。	今後、待機者の実態調査等を実施し、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(平成30～32年度)の策定に合わせて、将来の高齢者人口の増加等も踏まえながら、整備数を検討します。	-
33	特別養護老人ホームの建設は非常にお金のかかる事業であるため、抑制せざるを得ないと思う。		△
34	「高齢者や家族を支える窓口を強化する」とは具体的にどのようなことか。	地域包括ケアシステムの確立に向け、取組を進めていくにあたり、その拠点として高齢者相談センター(地域包括支援センター)があります。区内4か所の総合福祉事務所内に高齢者相談センター本所、区内25か所に支所がそれぞれ配置されていて、高齢者やその家族からの様々な相談に応じています。支所を出張所の跡施設などに移転し、より身近で利用しやすい窓口とすることや、相談内容を充実するなどの取組を進め、窓口機能の強化を図っていきます。	-
35	要介護認定を迅速化するには具体的にどのようなことか。	要介護認定は、原則、申請から決定まで30日以内に行うこととなっています。要介護認定の申請件数が増加しているため、平成27年度に医療・福祉関係団体の協力を得て、認定審査会を増設したところです。今後も介護が必要な高齢者の増加に適切に対応するため、審査や調査の事務を精査するなど、必要な認定審査の体制としていきます。	-
<b>区民との協働を展開します</b>			
36	「区民の自主活動と連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる」の「自主活動」とは具体的にどのようなことか。	区内では、高齢者施設での体操や認知症カフェの運営、介護家族の支援など、高齢者を支援する団体や個人による自主活動が活発に行われています。はつらつシニアクラブや街かどケアカフェの場において、これらの自主活動を積極的に取り入れていくことで、介護予防を進めるだけでなく、区民の方による地域での活動も充実していきます。	-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
37	ボランティアをしたい方を届け出制とし、ボランティアをしたい方がいつでもボランティアをすることができる組織をつくってみてはどうか。	ボランティア活動を円滑に行うためには、ボランティア活動を必要とする方とボランティアをしたい方との、双方のニーズの一致や相性など、様々な要件が前提となります。練馬区社会福祉協議会が、こうした要件のコーディネートを行っています。 一方、地域では、多くの方が、自主的に活動し、住みよいまちにしようと頑張っています。 区は、こうした地域に根差した自発的な活動が、地域のいたる所でより活発かつ自由に行えるよう、側面支援を行います。	□
38	現在、ひとりぐらしの高齢者を訪問する区の関係者は、民生委員、見守り訪問員、高齢者相談センター職員などがある。区民によるボランティアも訪問することとなると、訪問者が混在することとなり、懐疑心から訪問を拒否する高齢者も出てくると思う。それぞれの役割の違いを明確にし、訪問を受ける高齢者に分かりやすくしてほしい。	区民ボランティアによる訪問事業の仕組みづくりに当たっては、役割を明確にし、円滑に実施できるよう検討します。また、実施に当たっては、区報や個別の案内等で十分に周知していきます。高齢者の訪問事業により、多くのひとり暮らし高齢者を介護予防や必要な支援につなげていきたいと考えています。	△
39	相談につなげた件数で、高齢者の訪問事業の是非を問うべきではない。区民が相互の精神と自身のいきがいのために活動することが、超超高齢社会を支える柱になると思う。	ひとり暮らし高齢者は、複数名の世帯に比べ、要介護認定率が高い傾向にあります。高齢者の訪問事業により、多くのひとり暮らし高齢者を介護予防や必要な支援につなげていきます。	-
40	素案の「高齢者が活躍できる体制」とは具体的にどのようなことか。	「練馬Enカレッジ」では、地域活動へのきっかけづくりや福祉、防災などの分野ごとの人材育成事業を実施しており、既に多くの方が、ここを足掛かりに地域活動に踏み出しています。地域で活躍する高齢者を増やすため、カリキュラムを充実します。また、地域の介護施設で短時間の作業を行うなど、元気高齢者が地域でその力を発揮できる場を設けます。	-
その他			
41	高齢者を中学校教育の支援につなげていく等の計画があれば教えてほしい。	平成28年度から、地域の方と連携した放課後等の学習支援である「地域未来塾」を一部の小中学校で実施しています。今後、実施校を拡大していく予定です。	○
42	高齢者福祉電話は便利であるが、利用者の居場所までは把握できない。何か良い方法はないか。	高齢者福祉電話は、電話での会話を通じて安否の確認を行う事業です。電話に出られない場合の居場所の確認はできませんが、高齢者福祉電話の連絡先として携帯電話を登録することで、出かけ先でも連絡することが可能です。	□
43	ICTを活用して、介護事業所の事務量を減らすことが出来ないか。	現在、医療・介護連携を進めるためのICTの活用について、医療機関や介護事業者等で構成される在宅療養推進協議会において検討しています。	□
取組8 障害者の地域生活を支える体制を強化します			
44	障害者は社会的弱者であり、差別を受けやすい。もっと寛大な心で障害者の事を考えてほしい。また、精神障害者の存在を一般社会から排除するのではなく、社会と良い関係が持てるようにしてほしい。	障害があるなしにかかわらず、互いの人格や個性を尊重しあいながら共生する社会、ソフトとハードの両面にわたりユニバーサルデザインのまちを目指す旨を記載します。	◎
45	2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、練馬区は障害者スポーツをどのように改革していくのか。	障害のある人もない人も、誰もが参加でき、共に気軽にスポーツを楽しむきっかけとして「ユニバーサルスポーツフェスティバル」を開催します。また、誰もが安心してスポーツ活動ができるよう、スポーツ活動を支える人材の育成と活用を進めるとともに、体育館や屋外施設等の改築や改修時にバリアフリー化を実施します。	-

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
46	練馬区は未だ、障害者スポーツ事業に具体策が無いと思う。唯一あるのは「スポーツ交流イベント」であるが、素案に記載されている「ユニバーサルスポーツフェスティバル」のことか。このような大きなイベントは、練馬区の障害者スポーツ事業の発展のための広報情報発信として有効であると思う。	10月に500人規模で「ユニバーサルスポーツフェスティバル」を開催します。会場となる光が丘体育館では、ボッチャ、フライング・ディスク、風船バレー、スポーツ吹き矢などの種目に参加できます。大会は、体育協会、スポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ(SSC)、障害者施設などで構成する実行委員会が運営します。	○
47	重度心身障害者手当の対象は、身体障害者と知的障害者である。精神障害者も対象にすべきである。	重度心身障害者手当は、東京都が支給している手当になります。ご意見を、東京都の関係所管にお伝えします。	△
48	図書館で、視覚に障害がある方が、障害のない方と同様に情報が得られるような仕組みがあるとよい。	図書館では、視覚に障害のある方に向けて、資料の朗読を行う対面朗読を行っています。また、資料を音声化した録音資料の製作および貸出を行っています。今後も、視覚に障害がある方が、障害のない方と同様に情報が得られるよう検討していきます。	□
<b>取組9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します</b>			
49	練馬区は病院が非常に少なく、他の地域へ行かなければならない現状がある。	練馬区の人口当たりの病床数は23区平均の約3分の1です。区内には急性期を脱し、そのまま自宅に戻ることができない患者の受け皿となる回復期や慢性期の病床が少なく、区民が区外の病院で治療等を継続している状況があります。東京都では、複数の自治体で構成する医療圏において病床の整備を行うことが基本とされています。しかしながら、超高齢社会を迎え、区民の皆さんが出来る限り住み慣れた地域で医療が受けられる環境を整備することが必要です。区では平成27年度に病院への支援制度や基金の創設を行いました。こうした取組を通して、今後も病床の確保に努めます。	○
50	練馬区には病院が少ない。		○
51	急性期医療を受けることができる総合病院の光が丘病院があり、その重要さやありがたさを感じる。今後とも、地域医療の充実をお願いしたい。	練馬光が丘病院は、地域医療振興協会が運営する区の中核的病院です。区としても、練馬光が丘病院の充実のもとより、区全体の医療環境の充実に向けて取り組んでいきます。	□
52	旧光が丘第七小学校跡地に、新病院が建設される予定と聞いている。病院建設場所を現光が丘秋の陽小学校に変更し、旧光が丘第七小学校に光が丘秋の陽小学校を移動させることを検討いただきたい。	練馬光が丘病院の改築については、平成27年度に、区民代表や医療関係者等からなる「練馬光が丘病院改築に係る基本構想策定懇談会」を開催し、新病院の医療機能等についての提言をいただきました。現在は、提言を踏まえた基本構想の取りまとめに取り組んでいます。 病院の改築にあたっては、近隣にお住まいの皆さんの住環境に十分配慮する必要があります。今後も、住環境に配慮した整備を進めていきます。 なお、光が丘秋の陽小学校の位置を決定する際には、平成19年度に地域の方々と意見交換を行い、校舎の面積や教室数などを考慮し、現状の場所に決定した経緯があります。現在のところ、光が丘秋の陽小学校を移動させることは考えていません。	※
<b>取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます</b>			
<b>快適な都市環境を創出する道路を整備します</b>			
53	道路を建設する際には、地域住民の理解が不可欠である。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える都市インフラです。 都市計画道路の整備に際しては、説明会を実施するなど、地域の方々へ事業への理解を頂けるよう努めてきました。今後も、地域の方々へ説明や意見を伺うなどしながら、事業の推進に努めていきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
54	都市計画道路の建設はみどりの創出と逆行するのではないかと。都市計画道路が建設されれば街が汚れてしまう恐れがある。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。 道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。	※
55	自然を守る、環境を守ると言っているが、都市計画道路の建設はこれに逆行するのではないかと。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、土地の高度利用により空間を確保し、広場や道路を整備する再開発事業は、駅周辺でのまちづくりにおいて有効な手法の一つです。 いずれも、実施に際して、説明会を実施するなど、地域の方々へ事業への理解を頂けるよう努めてきました。今後も、丁寧な説明を行い、事業を推進していきます。	※
56	街の再開発や道路を建設する際は、時間をかけて、ひとりひとりの住民と話し合い、進めていくべきだ。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、土地の高度利用により空間を確保し、広場や道路を整備する再開発事業は、駅周辺でのまちづくりにおいて有効な手法の一つです。 いずれも、実施に際して、説明会を実施するなど、地域の方々へ事業への理解を頂けるよう努めてきました。今後も、丁寧な説明を行い、事業を推進していきます。	○
57	都市計画道路が必要かどうか、もっと住民と話し合う機会が必要だ。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。新たな都市計画道路の整備方針に基づき、区民の日常生活を支える良好な都市環境を創出し、災害時の備えともなる都市計画道路の整備を着実に進めていきます。事業に際しては、地域の方々への説明や意見を伺いながら、進めていきます。	○
58	石神井公園駅前から富士街道までの補助幹線道路232号線計画については、平成24年に条例化された「地区計画」を尊重して、現時点で造る必要性があるかどうかを検討するべきだ。	区は、平成15年に本地区のまちづくり全体構想を、地域の皆さんと協議して、作成しました。その中で補助232号線を歩行者の安全と円滑な車両通行の確保のために必要な路線と位置付けており、区は駅周辺の交通ネットワークの基幹と考えています。平成28年3月に策定した都市計画道路の整備方針においても、優先整備路線になっています。地域の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。 石神井公園駅南地区地区計画は、補助232号線を整備することを踏まえて策定したものです。	※
59	都市計画道路補助第135号線と232号線の必要性に疑問を持っている。道路ありきの一方的な議論ではなく、大泉第二中学校の教育環境を守るためには、道路はどうあるべきかという視点に立って、道路計画の是非を有識者委員会で考えてほしい。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものでもあり、その整備は区の発展に必要な不可欠なものと考えています。 大泉学園駅南側の地域では、都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき車両が学芸大通りやロードふじみ等の生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。こうしたことから、地域の課題の抜本的な解決のためにも区は都市計画道路の整備は重要であると考えています。 大泉第二中学校の教育環境を確実に保全することは重要な課題だと認識しています。そこで、中学校の教育環境保全策を検討するため、地域交通・教育・建築等の各分野の専門家で構成する有識者委員会を設置し検討を始めました。区では今後、有識者委員会で示された助言・提言をもとに、取組方針を定め、地域の皆さんとの意見交換をしながら、事業の推進に努めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
60	道路の建設に一番多くのお金がかかると思うが、新たな道路を建設するのではなく、今ある道路を拡幅する、修理する等により対処すれば財源を他へ回せるのではないか。建設と拡幅等の両論を併記すべきだ。	都市計画道路の整備に際しては、用地買収費や工事費など様々な経費を要しますが、区の整備実績から試算すると、1mあたり概ね900万円となっています。整備の財源は、国や都からの交付金等で概ね全額確保される仕組みとなっています。また、都市計画道路以外の道路を新たに拡幅整備するには、既に堅牢な建物が建っていることなど、多くの課題があります。 都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。区としては、新たな都市計画道路の整備方針に基づき、区民の日常生活を支える良好な都市環境を創出し、災害時の備えともなる都市計画道路の整備を着実に進めていきます。	※
61	外環の2の建設には、国や都、区から莫大な税金が使われる。また、今まで静かであったところに多くの車が通ることになる。他の改善案を検討してほしい。	外環の2は、東京全体の道路ネットワークに資するだけでなく、練馬区内においても東西方向の都市計画道路とつながり、南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や延焼遮断帯の形成などに資するものです。今後も、事業者である東京都に早期に整備を図るよう要請していきます。	※
62	都市計画道路の整備が進められれば、練馬区は道路だらけになってしまう。既成の道路を活用していくべきだ。	区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、23区の平均を大きく下回っています。特に区西部地域の整備率は約3割であるなど、整備が大きく遅れており、南北方向等の都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき交通が生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。都市計画道路の整備の遅れは、東京全体の道路ネットワークから練馬区が取り残され、区の発展を阻害する要因ともなっていると考えています。 また、都市計画道路以外の道路を新たに拡幅整備するには、既に堅牢な建物が建っていることなど、多くの課題があります。 阪神淡路大震災では、道路が狭いために消防・救急活動に支障が出たことや、火災による延焼が防げなかったことなどから、大勢の尊い命が奪われました。都市計画道路を整備することで、日常生活における利便性の向上に加え、無電柱化を推進し、避難路の確保や延焼遮断帯を形成するなど、地域の防災性が向上するよう努めていきます。	※
63	都市計画道路をつくるということは、自然を破壊することである。なので、本当に道路が必要かどうか、後に後悔することのないよう、区民の意見を聞いてほしい。また、外環の2については、道路の建設により防災に役立つということでもないと思う。他の改善案を検討してほしい。	都市計画道路は、自動車交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。 道路整備に際しては、街路樹の充実などにより、豊かで質の高いみどりを増やしていきます。また道路整備をしていくことで、公園や緑地等の点在するみどりをネットワーク化するなど、みどりを楽しめる空間を創出するように努めていきます。また、事業に際しては、地域の方々への説明や意見を伺いながら、進めていきます。 外環の2は、東京全体の道路ネットワークに資するだけでなく、練馬区内においても東西方向の都市計画道路とつながり、南北方向の交通を担うことにより道路ネットワークを形成し、交通混雑の緩和や延焼遮断帯の形成などに資するものです。また、都が平成28年3月に改定した「防災都市づくり推進計画」において、一般延焼遮断帯に指定されており、「外環の2」の整備とそれにあわせた沿道の建築物の不燃化を促進することにより、災害に強い都市構造の実現に寄与することが期待されています。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>農の融合するまちづくりを進めます</b>			
64	生産者の高齢化や農業の担い手の不足などにより休耕地となっている土地を借りることができる制度をつくってほしい。また、障害があるかないか、または年齢に関わらず、誰もが一緒に集い農業ができる体制があるとよい。そのために区は部署を越えたプロジェクトチームをつくってほしい。そして、障害のある人が農作業を中心として生活が送れるような補助金があるとよい。	区内農地の多くは生産緑地であり、現行制度の中では、税負担や相続手続の問題から、農地を貸借して、担い手を創出していくことは、難しい状況にあります。そこで区は、国に対して農地の貸借が可能となるよう、国家戦略特別区域の提案をはじめ要望を行っています。この要望が認められると貸借に係る課題が解決され、農業の担い手の確保につながります。今後も、障害のある方の就労機会を広げることができるように、国に対して引き続き働きかけを行うとともに、農業と福祉の関係所管が連携して、取組を進めていきます。 また、障害のある方を区内農家に受け入れていただく仕組みや、既存の制度を活用した取組についても検討していきます。	△
65	練馬の魅力である農作物などの魅力を肌で感じてもらう事業を毎年行い、区の支援のもと、区の魅力未来につなげていきたい。	区では、練馬産農作物やその加工品の美味しさや素晴らしさ、練馬の都市農業の魅力をより多くの方に知っていただくために、平成27年度からマルシェの開催・支援をしています。取組の一つとして、昨年11月に農業者と商業者が連携した即売会「ねりマルシェ」を開催し、2,000人を超える多くの方に練馬産農産物の魅力を感じていただきました。今年度は、区内農業者が主催するマルシェが区内各地で開催されています。マルシェの取組を通じて、区内外の住民が練馬の都市農業の魅力を感じることができるよう、「ねりマルシェ」の趣旨に合うものについて、今後も引き続き支援していきます。	○
66	区の「農の融合するまちづくり」を目指す方針に賛成である。農業を活かすためには食文化を育てる事業も大事であると考え。ユネスコの食文化創造都市をめざし、練馬の食文化を育成してほしい。また、日本の食文化を推進している地域とのサミットを開催し、練馬区がリーダーシップを取ることを期待する。	練馬区の農業をさらに活かしていくために、食文化を育てることは大切だと考えています。区では、地産地消の観点から学校給食への練馬産野菜の活用や江戸東京野菜の一つである練馬大根の民間レストランでの活用などに積極的に取り組んでいます。今後は、それに加え、区の食文化の発展の観点からも効果的な事業の在り方について、調査・検討していきます。	△
67	都市農業を再生させ、農業により練馬区の経済の再生を図ってはどうか。	ご意見の視点も大切かと考えますが、都市部の農業では農産物を大量に生産することは難しく、約220haの農地しかない練馬区において、農業によって区の経済の再生を図るには、量的に不足する状況です。区内には少量多品目の農産物を生産する農業者が多く、こうした農業者の庭先直売所の周知を行うことで地産地消を推進し、農業者の収益向上を図っています。 練馬区は23区で最も多くの農地を有しており、農業は区の魅力の一つです。今後も、区の農業が発展するように様々な取組を進めていきます。	※
<b>その他</b>			
68	石神井西中学校近くの大規模なマンション建設工事に伴い、大型車などがたくさん通る。子どもの下校時に危険である。	これまで、工事期間中の安全対策に十分配慮するよう事業者者に要請してきました。今回の意見を踏まえ、改めて下校時の児童・生徒や地域の方の安全対策について、より一層配慮するよう事業者者に申し入れました。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
69	関町に大規模なマンションが建つことにより、急激な人口増加が予想される。対策や規制はないのか。また、人口の増加に伴い、公園などのゆとりのスペースが欲しい。	地域の实情に合わない極端な人口集中が生じないよう、都市計画で建築物の規模等を規制して、住居系、商業系、工業系など、地域の状況に則した建築物の用途形態や、容積率、建蔽率、高さの限度などを定めています。また、練馬区まちづくり条例では、大規模な開発事業を行う際の公園等の整備について基準を定めています。意見にある関町南三丁目が進められている大規模マンション開発では、近隣にわかき児童遊園や約7,000平方メートルの立野公園があることから、事業者からは公園等の整備によらず、まちづくり協力の提供をしたいとの意向がありました。練馬区まちづくり条例では、一定の条件が整う場合に、公園等の整備をまちづくり協力の提供に代えることができるとしていて、この条件に合致するため、まちづくり協力の提供に代えることで協議が終了しています。	□
70	大泉学園駅南側から南へ向かうバス通りの歩道が狭く危険である。	大泉学園駅南側の地域では、都市計画道路の整備が不十分であることから、本来都市計画道路が受け持つべき車両が学芸大通り等に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。区では、都市計画道路の補助135号線等について、整備に向けた検討を進めており、歩道の設置による歩行者の安全性向上など、快適な都市環境の整備につなげたいと考えています。	△
71	石神井公園駅周辺地域を、国土交通省が進めている「暮らしの道ゾーン」として位置付けた上で、地域を循環するシャトルバスを新設することを提案する。	みどりバスのルートは、交通が不便な地域から、鉄道駅や病院などの公益施設に行きやすくなるように設定し、6ルートで運行しています。「くらしのみちゾーン」は、エリア周辺の道路にバスを走らせ、エリア内での一般車両の通行を規制して、歩行者などが通行しやすくするものです。観光や公共施設へのアクセス向上につながるシャトルバスは、興味深い提案ですが、エリアを囲む道路の整備状況や車両規制などの課題もあります。公共交通の利用が不便な地域の改善に努め、ご意見は今後の検討の参考とします。	△
72	石神井庁舎通りと公園通りは、セットバックして幅員11mの生活幹線道路計画があり、補助幹線道路232号線計画の16m大型道路の新設は、その必要性がないと考える。	平成15年に本地区のまちづくり全体構想を地域の皆さんと協議し、作成しました。その中において補助232号線を歩行者の安全と円滑な車両通行の確保のために必要な路線と位置付けており、駅周辺の交通ネットワークの基幹と考えています。平成28年3月に策定した都市計画道路の整備方針においても、優先整備路線になっています。石神井庁舎通りと公園通りを含む南口地区の地区計画については、街並みを整えるために、それぞれの路線に応じた道路幅や壁面後退等の基準を定め、石神井公園駅周辺に相応しいまちの形成を目的としています。また、商店街通りの幅員については、商店街の活性化にも繋がれると考えています。補助232号線の整備と商店街通りの幅員は、それぞれの目的が異なりますので、ご理解とご協力をお願いします。	※
73	車の通りが多い商店街は、人の動きが悪くなってしまう。いい商店街は、両側に店があり、その間を歩行者が歩く形であると思う。	生活道路や商店街への自動車交通の流入を防ぐため、遅れている都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、交通管理者と協議し、交通規制を行っています。また、地域のまちづくりにおいて、建築物の壁面の後退や工作物の設置制限などをルール化し、歩行者の快適性や利便性に配慮したまちづくりを進めています。今後も様々な事例を参考にし、魅力ある商店街づくりに取り組んでいきます。	□
74	清水山公園に人工物をつくる計画がなくなったが素晴らしい判断である。それでこそみどりの風吹くまちビジョンの実現が期待できる。	(仮称)清水山公園の整備計画は、カタクリが自生する23区唯一の貴重な斜面林を将来に渡って保全することを最優先するために、建築物を設置しないこととしました。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
75	清水山公園の湧水が出るところにテラスをつくる計画があるようだが、広く区民に示し、意見を求めるべき。	(仮称)清水山公園の基本設計作成にあたっては、区民意見反映制度でご意見をいただいて作成した基本計画の方針と練馬区福祉のまちづくり条例に基づき、区民モニターからいただいたバリアフリーに対する意見を総合し、計画したものです。 この計画を説明会や懇談会で地域の方々にお示しし、ご理解をいただいています。	□
<b>取組12 施設のあり方を区民参加により見直します</b>			
76	関区民センターの地下駐車場は、柱があり駐車しづらい。	地下の空間にある柱のため、改善が難しい状況にあります。利用者から特に出庫が難しいとの意見をいただいていますので、駐車場の一部を車の切り返しスペースとして確保するなどの工夫をしています。	□
<b>方策3 区役所の総力をあげて改革を実行します</b>			
<b>取組13 持続可能な財政基盤を確立します</b>			
77	現在の事務事業を継続すると、10年後には財源が不足することであるが、不足分は全て起債をして、事業費を捻出するのか。また、経常収支比率が高いが、このままでは破産するのではないか。	現在の事務事業を今のまま継続すると、財政的に非常に厳しいものとなります。そのため、区政改革を進め、事業の組替や改修改築の工夫などを行い、経費の節減を図っていきます。 経常収支比率については、27年度は改善していますが、今後も事業のスクラップアンドビルドにより改善を図っていきます。	-
78	「東京首都直下地震」も予想されていて、基金の積み立てが急務であるため、予算編成改革として、区役所全課で3年間で経常的経費を10%削減する、工事請負費・委託料(特に土木費・都市計画費・教育費・保健福祉費)・指定管理者の予定価格を見直すことを提案する。また、改革による余剰金を基金として積み立てることを提案する。	区政改革の目的は、区民サービスを充実し向上することにあります。区民サービスを支える財源には限りがあります。長期的に厳しい財政状況が見込まれるなか、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立する必要があります。このため、これまでの仕組みや態勢、財政支出の判断をあらゆる角度から見直し、スクラップアンドビルドを徹底するなど創意工夫に努めます。基金については、目標額を定めて着実に積立を行います。	△
<b>取組16 ICTを積極的に活用します</b>			
<b>ICTやマイナンバー制度を活用してきめ細かな区民サービスを実現します</b>			
79	練馬区が主催して、オープンデータを活用するコンテストを行うことも有意義かと思う。区の財政にメリットがあるような投資価値のある取組を期待したい。また、区が推進したいと考えている施策にもオープンデータを活用し、民間事業者とのマッチングを図ると良い。	オープンデータについては、平成28年度に策定する新たな情報化基本計画の下で取組を進めます。 課題を整理し、区における取組方針や運用ルール等を定め、平成28年度から順次公開していきます。 オープンデータの利用を促進するため、他の自治体の事例も参考にしながら、さらなる取組を検討していきます。	△
80	地域の団体活動でもICTを活用するため、大型液晶テレビやプリンタ(有料)を設置をすればよいのではないか。	大型液晶テレビまたはスクリーンが、すべての地区区民館にあります。プロジェクターは15館にあり、パソコンなどをお持ちいただくと利用できます。また、利用者の皆さんが利用できるプリンタは現在ありません。各館に軽印刷機があり、地域の団体がサークル活動などで使用する資料を印刷できます。原稿を確認する必要があるため、区職員がいる時間帯に印刷する用紙をお持ちいただくとご利用いただけます。	□
81	ICTを用いて、広島県呉市の「データヘルス」のように、健康保険のレセプト・健康データの分析による医療費の適正化を行うとよい。	平成28年3月にデータヘルス計画を策定しました。計画の策定にあたっては、国保データベースシステム等のICTの活用により、医療費や健診結果のデータを分析した結果に基づき、糖尿病対策事業等を推進し、医療費の適正化を図ることを目指しています。今後も、データヘルス計画に基づく保健事業において、効果的にICTを活用していきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
82	地区区民館でも無料wifiを整備してほしい。	現在、地区区民館をはじめとする区立施設(約300施設)に、通信事業者が提供する公衆無線LANを設置しています。災害時には各自が契約している通信事業者に関わりなく無料で利用することができます。 今後、区内の主要なポイントとなる場所に、災害時に限らず、平常時においても区民や観光客など誰もが無料で利用できる無料公衆無線LAN(無料Wi-Fi)を新たに整備する予定です。 具体的な施設や設置時期等について、現在検討を進めています。	□
<b>第三章 策定に向けたスケジュール</b>			
<b>区民の皆さんのご意見を伺います</b>			
83	今回の「区長とともに練馬の未来を語る会」はなぜ石神井公園区民交流センターで開かれなかったのか。	今回の「練馬の未来を語る会」区政改革計画素案説明会」は、できる限りたくさんの区民の皆さんに参加していただくため、地域別に区内8会場で開催しました。開催場所については、今まで開催することができなかった場所についても開催するようにしました。今後の開催場所は、改めて検討します。	-
84	区長自ら区民にしっかりと向き合う姿勢が必要である。	区長は、議会において全ての会派・議員のご質問に対して回答しています。また、区長への手紙についても、区長は全て目を通して見ます。具体的な方針が決まっているものについては、区長の指示のもと、課長名、部長名で回答しています。区長が直接筆を執って書くこともあります。	□
85	区長への手紙を、区長は本当に読んでいるのか。回答は、区長名を入れて早急に返すべき。	区長への手紙は、全て区長が目を通して見ます。回答は、区として方針が決まっているものについては区長の指示のもと、課長名や部長名で回答しています。区長が直接筆をとる場合もあります。今後も迅速に回答できるよう努めます。	□
86	計画素案と言いつつも、ほぼ行政はそのまま計画とする。区民の意見も聞くべきだ。	区政改革計画の策定に際しては、平成27年6月より、学識経験者、実務経験者、公募区民で構成される「練馬区区政改革推進会議」を設置し、意見を伺ってきました。12月には、重要課題に関するデータを公表し、「区長とともに練馬の未来を語る会」や区民意見反映制度を行いました。さらに、素案について「担当職員による計画素案の説明会」を4会場、「区長とともに練馬の未来を語る会」を4会場で開催し、区民の皆さんから意見を伺うとともに、区民意見反映制度によっても意見を伺いました。 今回とりまとめた案には区民意見を反映しています。	□
<b>その他</b>			
87	コンプライアンスを守らない会社に仕事を受注させるべきではない。	区では、競争入札参加有資格者指名停止基準を制定しています。 区の入札参加資格を持つ事業者が違法行為や社会的信用失墜行為等を行い、その行為の内容が措置要件に該当するときは、当該事業者に対して警告または指名停止を行っています。 また、区が発注する工事等の契約後においては、事業者が契約書および仕様等に基づき適切に履行しているか、また履行にあたり法令を順守しているかを監督し、必要に応じて指導しています。	□
88	区は業務を行うにあたりコンプライアンスの遵守が大切である。	全職員(非常勤職員・臨時職員を含む)を対象としたeラーニング研修(パソコンを使用した研修)を行っています。さらに、採用時や係長昇任時の研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを取り入れるなど、その徹底に取り組んでいます。 今後もこうした取組を進め、職員の意識の向上とコンプライアンスの徹底を図っていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
89	「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」をパソコンを持っていない区民も、誰でも見る事ができるようにしてほしい。	『ビジョン』およびアクションプランは、区ホームページのほか、区民事務所（練馬を除く）、出張所、図書館、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）でご覧いただけます。	□
90	区民が循環型社会に対する意識を持ち、日常生活に取り入れてもらう活動を推進することで、練馬区が地球温暖化に取り組む先進的自治体として認知されるようにすべき。	区では、今年3月に「練馬区エネルギービジョン」を策定し、災害時のエネルギーセキュリティの確保、効率的で低炭素なエネルギーの確保という二つの観点から、住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の実現をめざしていきます。「エネルギービジョン」において、重点的に取り組む事業のひとつとして、太陽光発電などの再生可能エネルギーのさらなる活用について、区民・事業者に呼びかけ、現場の実態に即してともに考え、推進に努めていくことを掲げています。	□

(3)担当職員による計画素案の説明会にて寄せられた意見

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>第Ⅰ章 今なぜ区政改革か</b>			
<b>2 将来を見通した改革に挑む</b>			
1	行政サービスには、現在の需要に応えるサービスと都市インフラの整備のように投資的なサービスがあるとのことだが、子供の教育などは投資として捉えるべき。しっかりと人を育てることが地域を創ることにつながる。	都市基盤の整備等だけが投資ではなく、将来を担う子どもを産み育てやすい社会をつくっていくための基盤である、学校教育や子育て支援も大事な投資です。将来につながる大事な取組として進めていきます。	◎
<b>第Ⅱ章 具体的な取組</b>			
<b>方策1 区民参加と協働の区政に取り組みます</b>			
<b>取組1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります</b>			
2	最近、練馬区へ引っ越してきた。避難場所など各地域における災害対策を教えてください。	練馬区では区立の全小中学校を「避難拠点」と位置づけ、地域が中心となって避難者を受け入れる体制を整えています。転入の際にお渡ししている「わたしの便利帳」や「防災の手引」のほか、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」等の冊子や、区ホームページ、協定事業者のウェブサイトにて防災情報を提供しています。	-
3	区民の労働の質を向上させ、個人の収入の増・区の税収の増につながる支援を実施すべきである。	練馬ビジネスサポートセンターでは、経営相談事業を実施するなど、多様な支援を行っています。企業が発展することで、従業員の方の収入増、労働の質の向上等が期待できます。引き続き、関係機関等と連携しながら、区の役割を踏まえたうえで、適切な支援に取り組んでいきます。	□
4	「協働」はどのようにしたら成就すると考えるか。	地域には、子育てや高齢者、障害者の介護支援、地域の居場所づくりなど様々な分野で自主的に活動し、住みやすいまちにしようと頑張っている区民が数多くいます。こうした地域に根差した自発的な活動が、いたる所でより活発かつ自由に行われること、それが時代の要請です。意欲ある区民の活動を側面から支援するのが区の役割です。活動の自主性・主体性を尊重しつつ、区民や団体が必要とする支援を行い、活躍しやすい条件整備を進めます。	□
5	区として区民の職務経験や資格などのキャリアをどう把握し、活かしていくのかを考えていただきたい。	練馬区シルバー人材センターは、高齢者が地域で働くことによって、社会に貢献するとともに、健康で生きがいのある生活ができることを目的とした活動を行っています。シルバー人材センターにご登録いただいた高齢者の中には、現役時代のスキルを活かした業務で活動している方もいます。また、地域活動を始めるきっかけづくりのための講座を練馬Enカレッジとして実施しており、受講した多くの方は、地域活動に参加しています。区民の皆さんが有する経験やスキルを地域活動等に活かすことができるよう取り組んでいきます。	□
<b>取組2 区民と区、区民同士がつながる情報発信の仕組みをつくります</b>			
6	ねりまちレポーターは、区民と区との情報のやり取りだけでなく、地域住民同士が課題解決に取り組むなど、地域を元気にすることにつながるよう活用できないか。	ねりまちレポーターは、区民と区との双方向のやり取りを行うツールですが、そのやり取りは公開しますので、区民が「まちをよくする行動」に踏み出すきっかけづくりにもなると考えています。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>取組4 「練馬ならではの」の都市文化を楽しめるまちにします</b>			
7	国内の自治体との比較だけで甘んじては、世界から取り残されてしまう。区が自分たちの将来・行くべき道をしっかりと持ち、文化施策など世界から遅れをとっている分野に投資をすべきである。	プロフェッショナルな文化活動と、区民自らが参加する文化活動が楽しめる、練馬ならではの都市文化を花開かせます。	△
<b>方策2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します</b>			
<b>取組6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります</b>			
<b>教育・保育サービスの充実と負担の適正化を図ります</b>			
8	杉並区や市川市での事例のように保育園を建設する際に住民とトラブルになるケースもある。練馬区での状況を伺いたい。	練馬区では保育所を建設する際、住民とのトラブルにより建設できなかった事例はありませんが、建設の際には地元の方々とも何度も話し合いを行い、理解を得るようにしています。また、建設した後の運営においても、地域の理解が得られるよう、住民の声を聞くようにしています。住民からいただいた要望、意見は保育所の建設や運営になるべく反映するようにしています。今後も、このような地道な積み重ねが大切であると考えます。	-
9	子ども達が保育園で遊ぶ声がうるさいと言う方々がいるが、子どもの遊ぶ声などは仕方のないことではないか。	都の環境確保条例において子どもの声は騒音の対象となっておりませんが、保育所を建設する際、近隣の住民から心配されることもあります。その場合には、地元の方々とは十分な話し合いをし、その後の運営においても何かあれば地域の方々とは話し合っ理解と信頼を得ていく必要があると考えます。	-
10	保育園は公有地を活用し建設すればよいのではないか。	これまでも国有地、都営地、区有地等を活用して保育施設の整備を進めてきました。その地域の保育需要や近隣の保育施設の状況、公有地の規模などにもよりますが、今後も公有地の活用を検討します。	□
<b>子どもの居場所づくりを進めます</b>			
11	学童クラブや学校応援団ひろば事業の今後の展開について伺いたい。	28年4月から、学童クラブと学校応援団ひろば事業をそれぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営し、小学生の放課後の安全安心な居場所を、小学校施設を活用して提供する「ねりっこクラブ」を開始しました。28年度は3校で実施し、29年度には新たに5校で開始する予定です。平成31年度までに20校に拡大し、将来的には全小学校で実施していきます。	-
<b>取組7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります</b>			
<b>介護サービスを充実させます</b>			
12	練馬区は都内で特別養護老人ホームが多いようだが、北町にはない。小規模な土地も活用できないか。	特別養護老人ホームの整備に際しては、入居者の居住性や安全面に配慮したさまざまな基準が設けられており、80人規模の施設では約3,000㎡以上の床面積が必要です。今後も土地活用セミナーの実施や公有地の活用等により、整備を進めていきます。	□
13	農地を所有する方が亡くなった場合、特別養護老人ホーム等にしたらよいのではないか。	高齢者福祉施設等の整備促進を目的として、土地所有者を対象に土地活用セミナーを開催しています。セミナーでは、所有地を特別養護老人ホーム等として活用する方法について、補助制度や税制度を交えて説明を行っています。土地所有者の意向が固まった場合には、施設を運営する社会福祉法人とのマッチングを行い、特別養護老人ホームの整備促進に取り組んでいます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>区民の協働を展開します</b>			
14	高齢者の就職に向けたスキルアップの取組はあるのか。	高齢者が福祉・介護の分野で活躍できるようセミナーや研修を実施しています。また、「練馬Enカレッジ」のカリキュラムや、60歳以上の方の就職を支援する講座やセミナーを充実するなど、高齢者が培ってきたノウハウや知識を地域で発揮できるような取組を進めています。	□
<b>その他</b>			
15	高齢の父親を介護しているが、自宅で面倒が見られなくなり、施設に入れたかったが待機者が多く入れなかった。施設に入るまでのケアを充実して欲しい。	地域包括ケアシステムの構築を進めており、介護が必要になっても地域で安心して暮らせるような様々なサービスの充実を図っています。高齢者相談センターでは、家庭の事情等にあわせた具体的なサービスの相談に応じています。	-
<b>取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます</b>			
<b>都営地下鉄大江戸線の延伸を実現します</b>			
16	大泉学園町には鉄道空白地域がある。大江戸線の延伸を早期に実現してほしい。	区北西部には大泉学園町、大泉町、土支田地区といった鉄道駅から1km以上離れている鉄道空白地域が存在しています。大江戸線の延伸は、こうした地域の改善を含め、区のさらなる発展に必要不可欠な路線です。 本年4月、国の諮問機関である交通政策審議会は、東京圏の都市鉄道について今後の取組方針を示し、鉄道ネットワークの充実に資する24のプロジェクトを選定しました。なかでも大江戸線の延伸は高く評価され、「進めるべき」6つのプロジェクトに選ばれています。また昨年7月には、東京都の広域交通ネットワーク計画において、整備について優先的に検討すべき5路線に選ばれています。これにより、国と都から整備に向けた明確な位置付けを得たこととなります。 区では沿線まちづくりをさらに加速させるとともに、鉄道事業者と協議を進め、延伸の早期実現を目指していきます。	○
<b>その他</b>			
17	亡くなった方の農地は区が買取り活用すればよいのではないか。	相続の発生等に伴い生産緑地の買取り請求等があった場合には、区の計画上の位置付け、財源確保の可能性を含めて所得の適否を検討しています。	△
18	旧早稲田通りは歩道もなく、住宅地の中を走っているが、車がスピードを出して走っており、危険を感じる。	区内の都市計画道路の整備率は約5割であり、特に区西部地域の整備率は約3割であるなど、整備が大きく遅れています。そのため、本来都市計画道路が受け持つべき交通が旧早稲田通りなどの生活道路に流入し、地域の安全性等に支障をきたしています。都市計画道路の整備の遅れは、東京全体のネットワークから練馬区が取り残され、区の発展を阻害する要因ともなり、災害時に区民の生命や財産を脅かすことから、その整備は急務であると考えています。 安全、安心な交通環境を確保するため、都市計画道路の整備を着実に進めるとともに、旧早稲田通りの道路管理者の東京都や交通管理者の警察に対して意見を伝え、関係機関と連携しながら安全対策に努めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	みどりバスの路線が行き届いていない場所がある。また、みどりバスの運行時間を延長してほしい。	鉄道駅から800m以上、バス停(30分に1便以上)から300m以上離れている地域を公共交通空白地域と定義し、その改善のためみどりバスを運行しています。しかし、バスの運行には一定の幅員の道路が必要であり、道路の整備が不十分であるために、バスの運行が行えない地域もあります。都市計画道路の整備などにより、通行できる道路の確保に努めていきます。また、みどりバスの運行時間延長についても、利用想定者数や収支採算も勘案し、引き続き、検討していきます。	△
<b>取組12 施設のあり方を区民参加により見直します</b>			
<b>施設の機能転換、統合・再編、複合化を進めます</b>			
20	学校の統廃合はどのような時点で決断し進めていくのか。	児童生徒数が著しく少ないなど、適正規模を確保できない学校では、教育指導や学校運営に支障が出る傾向があります。子どもたちの良好な教育環境を確保する観点から、検討組織を設置し、改築等とも整合を図りながら見直しを進めます。	△
21	学校の改築に合わせた周辺施設の複合化について、現時点で決まっていることはあるのか。	学校施設の改築にあたっては、周辺施設の複合化を可能な限り進めたいと考えています。学校と周辺の区立施設の状態を踏まえ、学校ごとに具体的に検討していきます。	△
22	大泉学園町は、他の地区と比べ公共施設が少ない。また、区が実施する説明会などが少ないと思う。	大泉学園町には、関越自動車道の高架下に、高齢者センター、リサイクルセンターを29年度に開設します。地域のバランスを考えながら統合、再編や複合化などにより、最適な施設配置を目指します。 また、大泉学園町での説明会がないとのご意見をいただいたため、今回、大泉学園町で開催しました。	□
<b>計画的な改修・改築とコスト削減を進めます</b>			
23	公共施設は大地震には耐えられるのか。公共施設は耐震化が必要である。	学校施設を含む区立施設はすべて、耐震化の基準は満たしています。 さらに、学校施設は、災害時に避難拠点となるため、改築時には法定基準の1.25倍の耐震性をもたせています。	□
<b>委託・民営化を推進します</b>			
24	委託先へのマネジメントは契約に基づく結果のチェックが本質であり、直営時と同じように隔々まで管理することは非効率である。直営と委託ではマネジメントのあり方が異なることを職員に徹底すべきである。	事業者の民間ならではの創意工夫や努力が評価され、力が発揮できる仕組みづくりに取り組みます。	□
<b>その他</b>			
25	過去に、区内でも事業者の杭打ちのデータ改ざんや違法建築物の問題があったが、それについて説明してほしい。	区立施設の工事において、杭を打ったデータが改ざんされていないか全て書類を確認しました。2施設でデータの改ざんがありましたが、安全性に問題はないことを確認しました。また、過去に区立施設の建築物の手続きが法令違反ではないかという報道がありましたが、全ての施設について調査し、建設時の手続きが不十分であった施設などについては是正を進めています。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
26	区民事務所は平日の夜、土日に開いていないため使い勝手が悪い。	区民事務所は平日夜7時まで開庁しており、練馬区民事務所は土曜日午前9時から午後5時まで開庁しています。また、今年4月から、マイナンバーカードを持っている方については、コンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写し等がとれるようになりました。区政へのご相談は、毎週土曜日、日曜日に受けることができます。今後も、ICTを活用し、区民の皆さんの利便性を高めていきます。	□
<b>取組13 持続可能な財政基盤を確立します</b>			
27	「区役所の総力をあげて改革を実行します」の取組について、財政面の取組を具体的に教えてほしい。	区の予算の中で、福祉や子ども、高齢者などを支援するための経費が増えています。需要が増える中、税収が必要に見合った形で入ってくる訳ではありません。事業の見直しや経費の効率化など工夫をし節減に努めていきます。一方で、区民の新しいニーズに応える施策を立案するなど、メリハリをつけて区政運営を行っていきます。個々の取組内容は、施策や事務事業を不断に見直し、サービスを向上させるなど、計画素案の「取組13 持続可能な財政基盤を確立します」に記載のとおりです。	-
<b>取組14 組織風土を変革します</b>			
<b>組織の体質強化に取り組みます</b>			
28	区政改革を実行するには、職員の育成や人事管理のあり方を大きく変革しなければならないと考えるが、区の覚悟を伺いたい。	職員が問題意識を持ち、突破力を身に付けるよう、様々な取組を工夫し取り組んでいきます。	-
29	「組織風土の変革」とは何か。	人事制度の改革、職員の育成、組織の体質強化という3つの取組を「組織のあり方の見直し」の柱として取り組んでいきます。	-
<b>その他</b>			
30	空き家対策の取組は計画に記載されているか。	空き家対策については、アクションプランに位置付け、計画策定や条例制定に取り組んでいます。	□
31	空き家対策は、近隣への影響や安心・安全という観点だけでなく、高齢者や子ども、地域活性化のために空き家を活用してもらいたい。	空き家所有者と活用希望者からの相談に応じてマッチングを支援する事業を実施します。	△
32	欧米の都市と比較すると、図書館・博物館の施策が見劣りする。図書館で中小企業の事業展開に関する相談を受けるなど、社会教育を推進していく取組を求める。	区では、各種の相談窓口を設け、専門的な支援を行っています。図書館においても社会教育の一環として多様な課題解決のため、レファレンス機能の更なる充実を図ります。	△
33	区政改革計画素案の位置づけはどのようになっているのか。	計画素案は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、「区民の視点」から改めて見直す取組をまとめたものです。	○
34	庁舎等の電力を見える化すれば、省エネやCO2の削減ができる。	節電対策の強化、環境に優しい電力の購入等を行うことで省エネや温室効果ガスの削減に取り組んでおり、着実に効果を上げています。 電力の見える化について導入する予定はありませんが、今後も、これまでの取り組みを継続し省エネ等に取り組んでいきます。	△

(4)各種団体への説明で寄せられた意見

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>第Ⅱ章 具体的な取組</b>			
<b>方策1 区民参加と協働の区政に取り組みます</b>			
<b>取組1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります</b>			
1	防災体制の強化には、地域コミュニティ(共助)が大切である。	隣近所、地域のつながりが大きな力を発揮することは過去の災害から得られた教訓です。練馬区においても約400の自主防災組織が中心となり、日頃から地域において訓練や会議を実施しています。今後もこの活動がより盛んに行われるよう支援していきます。	○
2	昼間に地震が起きると、若い人たちは働きに行っているため、大部分は高齢者あるいは子どもになり、高齢者の被害が非常に大きい可能性がある。	災害による被害を最小限に抑えるためには、自分の命は自分で守る「自助」の意識を日頃から持ち、行動に移すことが何よりも大切です。練馬区では、「防災の手引き」の全戸配布や「防災用品あつせん事業」を通じ、今準備しておくこととして、家具の転倒防止、建物の耐震化、火災に対する備えなどを啓発しています。 また、災害時には、隣近所での声掛けや地域住民が協力した初期消火など地域のつながりが大きな力を発揮します。区では災害時に自力で避難することが困難な方が登録し、地域の方が安否確認を行えるよう「災害時要援護者名簿」を整備しています。	○
3	書かれている内容にはとても共感するし、そうあってほしいと考えている。一方で、窓口によっては「余計なことをするな」という圧力を感じることもある。そういったことがないよう、区民の活動を側面から支援する姿勢が、現場の方々にも徹底されることを強く望む。	区役所をあげて区民参加と協働を積極的に進める体制の構築を進めていきます。	○
<b>取組2 区民と区、区民同士がつながる情報発信の仕組みをつくります</b>			
4	ホームページの変更が度々あったためか、10年以上前のことが削除されてしまっている。区政の成熟の足跡が調べられなくなっているため、削除せずに継続して掲載をお願いしたい。	サーバーの容量にも上限があるため、常に新しい情報に更新しています。各ページの削除については、主管課の確認のもと行っています。 ホームページにない情報も含め区政に関する情報については、区民情報ひろば(区役所西庁舎1階)で資料の閲覧・貸出等を行っていますのでご利用ください。	※
<b>取組3 区民とともに練馬のみどりを守り育てます</b>			
5	10、11ページで協働について書いている。公共の場でみどりに関するボランティアを広げることも必要であるが、今までみどりにあまり関心がないが、きっかけを求めている層に向けたアクションも、盛り込んでいただきたい。 単なるみどりの講座ではなく、ハーブクッキングやクラフト等の講座であれば、広がりがあると思う。	花とみどりの相談所では、キッチンハーブの育て方教室や絵手紙教室、植物観察会など、身近なみどりに接するきっかけとなる講座を定期的に開催しています。 今後、みどりに関するボランティアのきっかけづくりにつながる、様々なアイデアを考えていきます。	□
<b>取組4 「練馬ならではの」都市文化を楽しめるまちにします</b>			
6	創作活動の場として、石神井松の風文化公園など屋外で、短時間で気軽に聴くことができるミニコンサートがあればと思う。都立井の頭公園では、幼児も場を囲んでミニコンサートを聞いている。区立の公園でもぜひお願いしたい。	既に、区立公園でのコンサートは実施されています。今後も、事業の趣旨等にあわせて公園等も活用します。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
方策2 区民サービスと持続可能性の両立を実現します			
取組6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります			
教育・保育サービスの充実と負担の適正化を図ります			
7	小規模保育や保育ママに関する情報が少ないと感じている方が多い。他の認可保育所だと公表されていることが公表されていないので、希望欄に記載できないという声も聞く。保育ママのパネル展を区役所でも一時期やっているようだが、それだけでは情報が届いていない。新しい園を増やしていくのであれば、情報も詳しく伝えていくようにして欲しい。	8月11日号の区報に小規模保育と保育ママの記事を掲載しました。今後、子育て応援サイトや妊娠・子育て応援メールなどICTも活用し、積極的な情報発信を進めていきます。	□
8	子育て環境の向上や、少しでも子どもを安心して育てるような環境づくりなど、同じ地域で解決したい課題というのはどの団体も同じであると思う。そのような意味では、団体間だけではなく、地域の企業であったり、学校や大学、また自治会など、様々な団体と一緒に地域の課題を解決するというような雰囲気づくりや、そのための仕組みづくりをしていただくと非常にありがたいと思う。	地域団体でなく、地域の企業や大学等との連携強化を図っていくことは、地域の子育て環境の向上や子育てにおける課題解決において、有効な手法であると区としても考えています。実現に向けた検討を進めていきます。	△
9	「子育て支援、教育」は現在の区民の求めに応えるもの、という記載がありますが、喫緊の課題であると同時に「将来への投資」にも直結するものだと考える。その意味では、優先度を上げて対応いただけると幸いである。	福祉と医療など、現在の区民の求めに応じるにとどまらず、子育て支援、教育、都市基盤整備などハード・ソフト面にわたり将来への投資を着実に進めていきます。	◎
10	一億総活躍社会と言われているが、医療的ケアのある子どもをもった保護者は、正社員となって働くことができない現状だ。医療的ケアのある子どもがいても働けるように、長時間保育ができるように新たな施策の展開をお願いしたい。また、医療的ケアがあることによって単一の課で対処できないことが数多くある。ライフステージに沿った切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関の連携の強化をお願いしたい。	医療的ケア(たん吸引、経管栄養、導尿)が必要な子どもについては、学校・保育園や学童クラブでの受入れをしています。 医療的ケアが必要な就学前の障害児の発達を支援し、その保護者の就労を支える体制を整えるよう検討します。 医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、教育、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携の強化に取り組みます。	◎
妊娠期から子育て期までの相談や子育て家庭の支援を進めます			
11	様々な子育てサークルがあると思うが、サークル同士のつながりであったり、それを必要としている親への周知もなかなかできていない状況であると思う。使いたいと思っているサークルとその情報が欲しいと思っている親とをつなげるようなお手伝いしてもらえるとありがたい。	計画素案でも、区民や地域団体との連携の強化や、子育て支援団体等がサイト上で交流できる仕組みの構築を具体的な取組項目の内容として掲げているところです。また、今年度新たに設置された協働推進課においても区民との協働を進めています。実現に向けた検討を進めていきます。	○
12	子育て施設で、「相談に来てね」と言われても行けない人もいると思う。また、様々な情報発信はしていると思うが、そもそもその情報が届いていない人も多くいる。本当に必要としている方に情報や施策が届くような配慮もぜひお願いしたい。	計画素案では、子育て分野の取組の重点事項として、一人ひとりにあわせてきめ細かい支援ができる体制の強化も掲げています。子育て分野におけるICTの活用も含め、保健部門と子育て支援部門の連携強化や子育て支援団体と区との協働の強化を進め、本当に必要としている方に必要な情報や施策が届く体制を構築していきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	既存のICTを活用したサービスは、子育て中の立場から言わせてもらおうと内容が薄く、また使い勝手も悪いものが多いように感じる。他の施策にも言える話ではあるが、現行やこれからやろうとしているICT化などが、子育て世代のニーズに合っているか、再度検証の上、より多くの方が参加できるスタイルを構築してほしいと思う。その意味では、一時預かりの予約がICT化されていないことや、保育の情報の発信が不十分なことなど、母親たちの声をキャッチしきれていない現状を残念に思う。乳幼児を育てる世代が、協働や区民参加が難しい世代であることを踏まえ、形だけではなく、ニーズを掘り起こすくらいの姿勢で、実態に即した本当に実効性のあるような形でぜひサーチと実施をしてもらえたらありがたい。また、非常に難しいとは思いますが、ICTを活用と言うのであれば、例えば若い世代、子育て世代が多く使っているであろうツールを使った支援策についても、ぜひ検討してほしいと思う。	子育て分野におけるICT活用は、計画素案における子育て分野の取組の重点事項の1つです。多くの方が参加したり利用できるよう使用するツールを含め検討していきます。	○
支援が必要な子どもと家庭への取組を充実します			
14	障害のある子どもへの支援には、的確な診断がまず基礎になければいけない。しかし、こども発達支援センターの待ち時間がかかりすぎる。とにかく何とかしてほしい。	こども発達支援センターでは、本年、心理士の増員など相談体制の充実を図りました。これにより、申込から相談を受けるまでの期間を短縮するとともに、早期に必要な支援へつなぎます。今後も改善に向けた取組を進めていきます。	○
取組7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります			
介護予防活動に取り組むきっかけづくりを進めます			
15	地域包括支援センターだけで介護予防の取組を行っているのではないと思うが、区全体の介護予防の取組と、地域包括支援センターの介護予防の取組の関係・位置づけはどうか。介護予防は重要なことだが、全体像は見えているのか。	高齢者相談センター(地域包括支援センター)は、地域包括ケアシステムの中核機関として、支援が必要な高齢者を、介護予防をはじめ、必要なサービスにつなぐ役割を担っています。要支援者を対象に介護予防ケアマネジメントを行っているほか、一般区民を対象とした介護予防事業も実施しています。また、「はつらつシニアクラブ」事業の実施などを通じ、地域団体と協働して、介護予防に取り組んでいます。	□
16	介護予防は、社会保障費を圧縮するということにつながらなければならないが、「きっかけづくり」ではトーンが弱い印象を受ける。介護予防全体の取組にどのような組織・プレイヤーが関わるのか、それらの関係と、具体的にどう介護予防に取り組むのか。目標値があって、その数字をキーとしてコントロールしていくということであれば、やったことが結果として社会保障費の抑制につながると思う。	平成26年3月の高齢者基礎調査から、介護予防に「きっかけがあれば取り組みたい」という方が2.7万人いると推計しています。高齢になっても、誰もが安心して暮らすためには、元気なうちから介護予防に取り組むことが重要です。区内では、様々な団体が活動を展開しています。「はつらつシニアクラブ」や「街かどケアカフェ」において、介護予防などに取り組む地域団体と協働して、事業を展開していきます。介護予防を推進していく上では、目標値を設定し、効果検証などをすることが重要です。今後、第7期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定時に検討していきます。	△
介護サービスを充実させます			
17	現実に介護をしているが、認知症と精神疾患を持った方が困難ケースとして出てきていて、対応に非常に苦慮するケースが多い。またそういった方は、家族にもそのような疾患を持っている方が多く、この分野が少し手薄という印象である。	認知症の人や家族を支えるため、平成27年度に認知症地域支援推進員を高齢者相談センター本所4か所に各1名配置し、相談から医療や介護サービスにつなげています。困難ケースの支援については、平成27年9月に指定された認知症疾患医療センター(慈雲堂病院精神科)と連携した支援を開始しており、今後も充実を図ります。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>その他</b>			
18	介護保険給付費の推移について、10年後は1.4倍の632億円という大変な数字になる。これは、人数想定または単価というのか、もしくは物価水準か、どのような前提でこのような数字になっているのか、確認したい。	介護保険給付費の推移は、10年後の介護保険の状況として要支援・要介護認定者数や介護サービス利用者数の伸びがそのまま続いた場合として仮定し、介護給付費の想定をしたものです。	-
19	一人暮らしの男性が家に引きこもると言われているが、防災体制はまさに男手を、あるいは、かつて社会で活躍したが今は何もすることがなく、家に引きこもっているといった人々をうまく引き出すツールなのではないかと思う。	引退後に自宅に閉じこもりがちな傾向がある男性を活動につなげる取組については、スポーツや学習など様々なものが考えられます。ご提案の防災活動も含めて、閉じこもり予防の効果的な取組について、検討を進めていきます。	□
20	後期高齢者のみの世帯も、一人暮らしの高齢者問題と同様に扱ってほしい。	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に向けて高齢者基礎調査を実施します。調査を通じて後期高齢者や介護人材に係る課題を把握し、効果的な支援に取り組んでいきます。	△
<b>取組8 障害者の地域生活を支える体制を強化します</b>			
21	認知症だけではなく、精神疾患やアスペルガー等の様々な障害を持った高齢者が増えてくると思う。人材の定着や障害者に関する対応の仕方など、そのようなことに対しても、よりきめ細かな、人材育成の方法、事業者へのアドバイスを行い、雇用側がいかに社員や職員に対する相談体制や働く環境づくりに心を砕いているかということをもっと見える形にしていただけるとよい。	第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に向けて高齢者基礎調査を実施します。調査を通じて後期高齢者や介護人材に係る課題を把握し、効果的な支援に取り組んでいきます。	△
22	練馬区区政改革推進会議に障害者団体から委員が参画していない。障害者団体のことを障害者抜きに決めないで欲しい。	区政改革推進会議は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を見直す「区政改革」の内容等を検討するために設置した会議体で、学識経験者や実務経験者、一般公募の区民により構成されています。個別の政策を検討するものではないため、区内各種団体の代表者は入っていただけていませんが、計画の検討過程で様々な区民、団体の意見を伺っています。	-
<b>取組9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します</b>			
23	「区民の安心のためにも病床の確保は喫緊の課題」として書いてあるが、表現の問題が気になる。ベッド数が少ないということで、医療体制が弱っていると思われる。	練馬区の人口10万人当たり一般・療養病床数は23区平均の約3分の1です。超高齢社会の進行により、国においても地域包括ケアシステムの充実を推進しています。その基盤となる病床の確保は区の最重要課題だと考えます。今後も医師会等の関係団体と連携・協力し、地域医療の充実に努めます。	-
24	地域包括ケアシステムを充実させるためには、居宅へ赴く訪問診療や訪問看護の充実が必須だ。重症心身障害児者にも対応できるよう視点も忘れずにお願したい。	重症心身障害児者が地域生活を維持できるような、医療と福祉の連携の強化に取り組めます。	□
<b>取組10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します</b>			
25	障害者福祉だけでなく、高齢者福祉においても窓口の対応が親切で即応していただけると感謝の言葉が多数届いている。これまで以上に区民に寄り添った区民サービスができるように期待する。さらに区民の視点にたち、ワンストップサービスができる総合福祉事務所となるように願う。	現在、福祉事務所の充実・強化を検討しています。福祉サービスについて、区民の方にわかりやすい窓口になるよう検討を進めていきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます</b>			
26	大泉北出張所バス停周辺の無料の駐輪場は有料にするのか。	当面、有料化の予定はありません。なお、大江戸線延伸時の対応は今後検討します。	△
<b>取組12 施設のあり方を区民参加により見直します</b>			
<b>施設名称を見直します</b>			
27	土支田地域集会所と土支田中央地域集会所の名称については、利用者から分かりにくいとの意見はない。	各施設の名称について、地域の方々や利用者などから意見を伺い、見直しが必要かどうかも含めて検討を進めていきます。	△
<b>区立施設の使用料を見直します</b>			
28	施設使用料を前払い制にして、キャンセルした場合は返金しないなどの対応はできないか。	使用料の前払いについては、手続きの煩雑などを勘案して、公共施設予約システムなどを利用する施設では、当日払いとする一方で、キャンセルをした場合のペナルティを課す仕組みを導入するなど対応を進めています。地域集会施設についても、今後のシステム更新の機会や管理のあり方、利用者の声などを含めて検討していきます。	△
29	地域集会施設の使用料は安すぎるのではないかと。安いために、安易に部屋を予約し、利用予定日の間際になってキャンセルを行う人がいる。使用料の免除条件の変更や料金が高くなれば、キャンセルも少なくなるのではないかと。また、ペナルティの導入も、検討できないか。	現在の施設使用料の考え方は、平成14年に定めたものですが、区立施設の維持・運営にかかる経費のデータなどをもとに、あらためて受益と負担のあり方を検討します。	△
<b>委託・民営化を推進します</b>			
30	委託・民営化の推進は止めようのない流れとは思いますが、計画素案P68の資料にあるように練馬区は、福祉系の職員が他区と比べて多く在籍していることが特徴だ。練馬区らしい障害者福祉が維持されていくことを願う。	施設の特性に応じて、区が直接担うべき業務は直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。	○
<b>その他</b>			
31	公用利用をしている部署(委託事業)が無断でキャンセルを行うことがある。地域の団体が利用できなくなっているため、困っている。	各所管課が事業を企画する際に、できるだけ施設予約の変更・取消し等をするのがないよう、引き続き周知徹底していきます。	□
<b>方策3 区役所の総力をあげて改革を実行します</b>			
<b>取組14 組織風土を変革します</b>			
<b>職員の育成を推し進めます</b>			
32	リアルな区民ニーズに対応できるよう若手の育成には、特に力を注ぐことを願う。	現在、若手職員を対象に、一定期間に多くの研修受講を義務づける「ポイント制選択研修」を導入しています。その中では、政策形成の場への参画など、様々な機会を与えており、若手職員の育成には特に力を入れています。今後も、リアルな区民ニーズに対応できるよう、問題意識を持ち、自ら課題解決に向けて行動できる職員の育成に、引き続き取り組んでいきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
取組16 ICTを積極的に活用します			
ICTやマイナンバー制度を活用してきめ細かな区民サービスを実現します			
33	<p>地域団体の支援策は区でもいくつか持っているが、共働き世代の立場としては、現在の区のサービスは高齢者をはじめ、時間的なゆとりの多い方に最適化されている印象がある。例えば、「平日9時から17時」の相談窓口フルタイムで働いている人間は行くことができない。いろいろ使いたいサービスはあるが、このような制約で利用できないというところで非常にづらい思いをしている。こういったところを含めて、必要な連携・支援をしていただけるとありがたい。</p>	<p>平日以外の相談や情報提供の体制を充実するため、ICTの活用なども含め検討していきます。</p>	△
第三章 策定に向けたスケジュール			
34	<p>現在の区の意見招請の場も、高齢者をはじめ、時間的なゆとりの多い方に最適化されている印象がある。意見招請の場に集まるのが高齢者ばかりでは、若い世代の意見を集めることはできない。区民参加や協働をしやすい仕組みを構築することは、簡単ではないと思うが、ぜひ実行してほしいと思う。ただ、乳幼児を子育て中の親は、日々目の前の生命に向き合うことに精一杯で、区政参加や協働が非常に難しい立場である。そのことを踏まえ、やり方なども工夫しながら、例えば、ビッグバンや区長と語る会の子育て世代限定版を参加しやすい時間帯や環境で開催したり、計画素案を具体的に実現する手法を考える段階から若い方々を巻き込んでいくといったことがあっても良いのではないと思う。一部の「区民参加」ではなく、本当の意味での「区民参加」ができる環境の整備をお願いしたい。</p>	<p>区の施策について、幅広く区民の方のご意見をいただくため、年代別（20～70代）、性別、地域別に区民の方に区政モニターのご協力をいただき、区政にできるだけ反映させることとしています。</p> <p>また、子育てサークルや子育て支援団体との「未来を語る会」を実施するなど工夫しています。</p> <p>今後、子育て中の方々から様々な場面を通じてご意見を伺いながら、求められる区民参加の仕組みを実現するため、ICTの利活用なども含め、具体化に向けて検討します。</p>	△